

東久留米市第4次男女平等推進プラン

令和5(2023)年度～令和9(2027)年度

令和5年2月
東久留米市

東久留米市男女共同参画都市宣言

わたしたちは
生まれたときから平等です
性別に関係なく
年齢に関係なく

わたしたちは
互いに人権を尊重し 責任を分かちあいます
家庭でも
学校でも
職場でも
地域でも

わたしたちは
さまざまな分野に参画して
個性と能力をいかし
一人ひとりが輝く
差別のない社会をきずきます

わたしたちは
水と緑に恵まれた このまちを受けつぎ
地球の環境をまもり 平和の輪をひろげて
男女がいきいきと暮らす社会をつくります

2000（平成12）年10月1日

はじめに

東久留米市では、平成8（1996）年3月に「東久留米市男女平等推進プラン」を策定し、それ以降、男女共同参画社会の実現に向けて、様々な男女共同参画施策を図ってまいりました。また、平成12（2000）年には、すべての人が、その性別にとらわれることなく、互いの人権を尊重し、自らの意思で行動し、等しく責任を担い、思いやりを持って生きる社会の実現を目指し、「東久留米市男女共同参画都市宣言」を行い、市民の皆様のお考えが込められた宣言文は、20年以上経過した今でも少しも色あせることなく引き継がれております。

SDGs（持続可能な開発目標）が記載されている「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の前文には、ジェンダー平等の実現はSDGs全体の目標でもあることが明記されています。国際社会でジェンダー主流化が重視される中、市政においてもジェンダー平等、男女共同参画の視点を入れていかなければなりません。

このような社会情勢や、国の動向等を踏まえ、男女共同参画に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、さらなる男女共同参画社会の実現を目指すため、このたび、令和5（2023）年度から5年間を計画期間とする「東久留米市第4次男女平等推進プラン」を策定いたしました。

男女共同参画を推進し、すべての人が、あらゆる場面で平等に参画できるようになれば、様々な立場からの視点で、物事を判断できるようになり、その人らしく生きやすい社会になっていくのではないかと考えております。そのためには、男女共同参画が特定の問題や課題ではなく、誰もが当事者であるということを広く市民の皆様と共有するとともに、本計画に掲げた基本理念「互いの人権を尊重し、個性と能力をいかし、ともに参画するまち 東久留米」の実現に向けて、市、市民、事業者が連携し、協力して取り組むことが必要であると考えております。引き続き、皆様のご理解、ご協力をお願い申し上げます。

最後になりますが、本計画の策定にあたり、熱心に議論を重ねていただきました東久留米市男女平等推進市民会議の委員の皆様、ご意見をお寄せいただきました市民の皆様並びに関係者の皆様に心から感謝申し上げます。

令和5（2023）年2月

東久留米市長

富田 竜馬



目次

第1章 計画の趣旨と背景	1
1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画の概要	2
3. 計画の背景	4
第2章 東久留米市の現状	11
1. 人口等の推移	11
2. 婚姻・出産の状況	14
3. 就業等の状況	16
第3章 計画の考え方	19
1. 基本理念	19
2. 目標	20
3. 施策体系	24
第4章 施策の展開	27
目標Ⅰ ワーク・ライフ・バランスと女性の活躍推進	27
目標Ⅱ あらゆる分野における男女共同参画の推進	41
目標Ⅲ 安心・安全な暮らしの実現	55
目標Ⅳ 男女共同参画社会の実現に向けた推進体制の整備・強化	72
第5章 資料編	79
1. 用語解説	79
2. 東久留米市男女平等推進市民会議条例	83
3. 東久留米市男女平等推進市民会議委員名簿	85
4. 東久留米市男女共同参画推進協議会設置要綱	86
5. 配偶者暴力対策庁内連絡会の目的と構成	88
6. 策定の経過	89
7. アンケート調査実施の概要	90
8. パブリックコメントの実施結果	91
9. 関係法令	93
10. 男女共同参画社会実現に向けたこれまでの動き	122

1. 計画策定の趣旨

男女共同参画社会とは、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」とされています。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大によって顕在化した配偶者等からの暴力、性暴力の増加・深刻化の懸念や女性の雇用、所得への影響等は、男女共同参画の必要性を改めて認識させることとなりました。また、男女共同参画社会の実現に向けて取組を進めることは、「男女」にとどまらず、年齢も、国籍も、性的指向・性自認に関すること等も含め、幅広く多様な人々を包摂する、インクルーシブな社会の実現にもつながるものです。

東久留米市では、男女共同参画社会の実現に向けた取組を推進するため、平成8（1996）年3月に「東久留米市男女平等推進プラン」を策定し、平成12（2000）年10月1日には「東久留米市男女共同参画都市宣言」を行いました。その後も、社会情勢や男女平等・男女共同参画を取り巻く状況の変化に応じて、第3次までの男女平等推進プランを策定し、様々な男女共同参画施策を行ってきました。

このたび、「東久留米市第3次男女平等推進プラン」が期間満了を迎えるため、さらなる男女共同参画社会の実現を目指し、男女共同参画に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、「東久留米市第4次男女平等推進プラン」を策定します。

2. 計画の概要

(1) 計画の位置づけ

この計画は、「男女共同参画社会基本法」第 14 条第 3 項に基づき、市が男女共同参画社会の実現に向けた施策を総合的・計画的に進めるための基本的な計画です。

この計画の一部は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第 2 条の 3 第 3 項に基づき、市における配偶者暴力対策の施策を体系的に示す「東久留米市第 4 次配偶者暴力対策基本計画」として位置付けます。

この計画の一部は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第 6 条第 2 項に基づき、「東久留米市第 2 次女性活躍推進計画」として位置付けます。

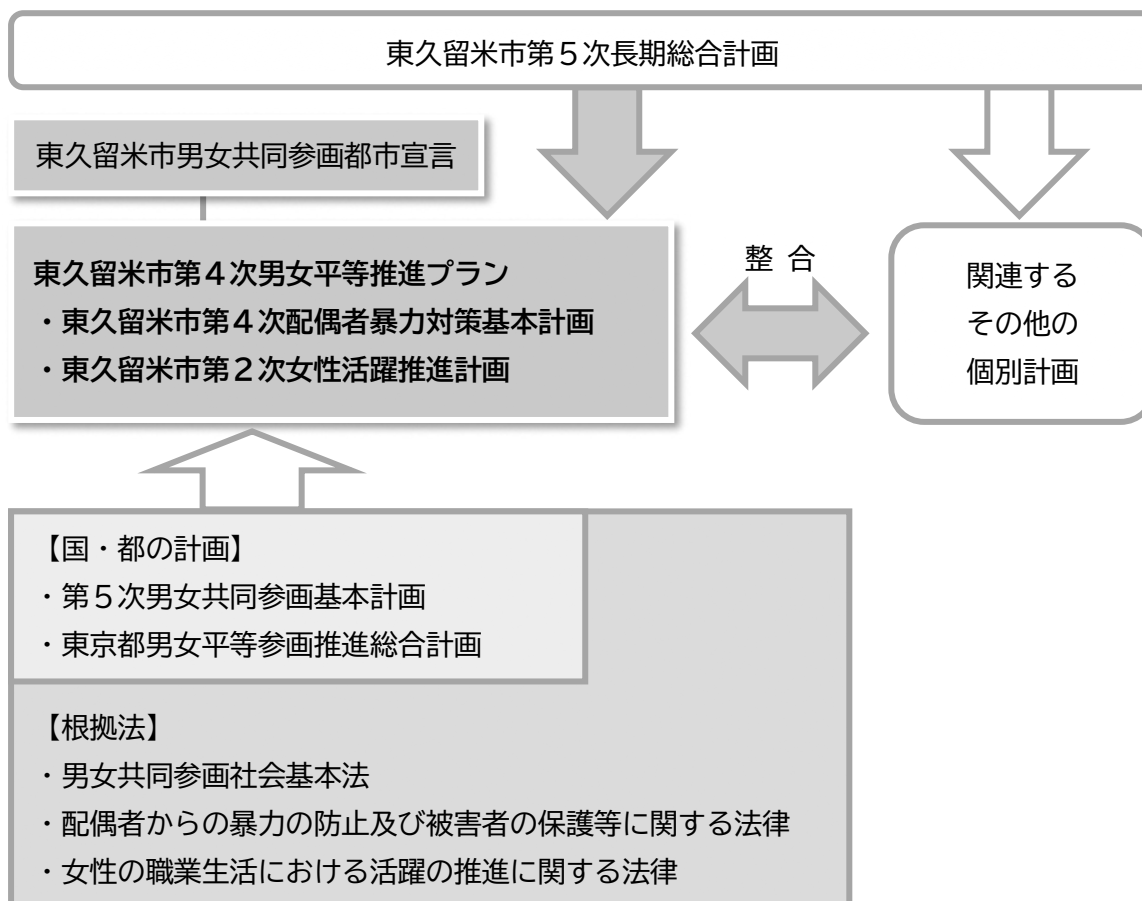
(2) 計画の性格

この計画は、国の「第 5 次男女共同参画基本計画」、「東京都男女平等参画推進総合計画」、「東久留米市第 5 次長期総合計画」及び東久留米市の他の部門計画との整合性を図り策定しています。

策定の過程では、東久留米市男女平等推進市民会議やパブリックコメントに寄せられた市民の皆さまのご意見を尊重するとともに、令和 3（2021）年 9 月に実施した「東久留米市男女平等・共同参画に関するアンケート調査」を基礎資料としています。

(3) 計画の期間

この計画の期間は、令和5(2023)年度から令和9(2027)年度までの5年間とします。ただし、期間中においても社会情勢の変化等に対応するため、必要に応じて見直しについて検討するものとします。



3. 計画の背景

(1) 社会情勢の変化

SDGsにおける男女平等・男女共同参画

SDGs（持続可能な開発目標）とは、「誰一人取り残さない」持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。平成 27(2015)年の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載されました。令和 12(2030)年を達成期限として 17 の目標と 169 のターゲットから構成されています。

「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」の前文には、「全ての人々の人権を実現し、ジェンダー平等とすべての女性と女の子のエンパワーメントを達成することを目指す」とあり、ジェンダー平等の実現は、SDGs 全体の目標でもあるとしています。また、17 の目標の中の 1 つとして、「目標 5 ジェンダー平等を実現しよう」が掲げられています。さらに、「ジェンダー平等の実現と女性・女の子のエンパワーメントは、すべての目標とターゲットにおける進展において死活的に重要な貢献をするものである」とし、「新たなアジェンダの実施において、ジェンダーの視点をシステムティックに主流化していくことは不可欠である」とされています（2030 アジェンダ、パラ 20）。

令和 3 (2021)年に策定した「東久留米市第 5 次長期総合計画 基本構想・基本計画」では、まちの将来像を実現するために 5 つの「基本目標」を定め、目標を達成するための諸施策を「基本的な施策」として展開するとしています。これら諸施策を実現することは、SDGs の達成に向けた取組の推進に資するものと考えているとされており、「目標 5 ジェンダー平等を実現しよう」もこれに位置付けられています。

また、本計画が「東久留米市第 5 次長期総合計画」の基本目標の達成の一助になるとの認識のもと、取組を推進していきます。

新型コロナウイルス感染症の拡大による影響

令和2(2020)年からの新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、社会に大きな影響をもたらしました。その影響は男女ともに大きいものではありませんが、特に女性の就業や生活への影響は甚大です。女性の就業者が多いサービス業を直撃し、非正規雇用労働者を中心に雇用情勢が急速に悪化したほか、女性の自殺率も急増しました。また、DV相談件数の増加や女性の貧困の問題等が可視化され、男女共同参画が進んでいなかったことが改めて顕在化しました。

一方で、仕事ではオンラインの活用が急速に拡大し、男女ともに新しい働き方の可能性が広がっていくことが期待されています。テレワーク、在宅勤務の普及は柔軟な働き方の推進、男性の家事・育児等への参画を促す好機でもあります。

(2)国の動向

第5次男女共同参画基本計画の策定

令和2(2020)年12月に「第5次男女共同参画基本計画 ～すべての女性が輝く令和の社会へ～」(以下「5次計画」)が閣議決定されました。

5次計画では、目指すべき社会として以下の4つを提示し、その実現を通じて、男女共同参画社会基本法が目指す男女共同参画社会の形成を促進していくとしています。

■目指すべき社会

- ①男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、公正で多様性に富んだ、活力ある持続可能な社会
- ②男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会
- ③仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活、その他の社会生活、家庭生活を送ることができる社会
- ④あらゆる分野に男女共同参画・女性活躍の視点を取り込み、SDGsで掲げられている包摂的かつ持続可能な世界の実現と軌を一にした取組を行い、国際社会と協調する社会

女性版骨太の方針2022の決定

令和4(2022)年6月に「女性活躍・男女共同参画の重点方針2022(女性版骨太の方針2022)」(以下「女性版骨太の方針」)が政府決定されました。

この女性版骨太の方針では、5次計画を着実に実行するため、令和4年度及び5年度に重点的に取り組むべき事項として、「Ⅰ女性の経済的自立」「Ⅱ女性が尊厳と誇りを持って生きられる社会の実現」「Ⅲ男性の家庭・地域社会における活躍」「Ⅳ女性の登用目標達成(第5次男女共同参画基本計画の着実な実行)」という4つの柱立てに基づき、具体策を定めています。政府は、女性版骨太の方針に基づき、横断的な視点を持って、速やかに各取組を進めるとしています。

仕事と育児・介護の両立に関する法改正

令和元(2019)年12月に、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則等が改正され、これにより令和3(2021)年1月から、育児や介護を行う労働者が、子の看護休暇や介護休暇を時間単位で取得することができるようになりました。

また、令和3(2021)年6月には、育児・介護休業法が改正され、男性の育児休業取得促進のため、子の出生直後の時期における柔軟な育児休業の枠組みの創設などが定められました。

職場におけるハラスメント防止対策の強化

令和2(2020)年6月に、労働施策総合推進法、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法が改正され、職場におけるパワー・ハラスメント防止措置が事業主の責務となるとともに、セクシュアル・ハラスメント等の防止対策が強化されました。

令和2(2020)年1月に告示された「事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針」では、性自認や性的指向に関するハラスメントである「SOGIハラ」や「アウティング」もパワー・ハラスメントとなり、防止対策を講ずることが企業に義務付けられています。

政治分野における男女共同参画の推進に関する法律の公布・施行

平成30(2018)年5月に、政治分野における男女共同参画を効果的かつ積極的に推進し、男女が共同して参画する民主政治の発展に寄与することを目的に、国及び地方公共団体の責務を定めた政治分野における男女共同参画の推進に関する法律が公布・施行されました。

令和3(2021)年6月には、一部改正され、国及び地方公共団体は、セクシュアル・ハラスメント、マタニティ・ハラスメントへの対応を始めとする環境整備等の施策の強化をすることとされました。

性犯罪に関する刑法の改正

平成 29(2017)年 6 月に、110 年ぶりの大幅改正となる刑法の性犯罪に関する一部改正が、国会で可決・成立しました。改正により「強姦罪」は「強制性交等罪」に名称変更され、これまで女性に限られていた対象者について性別が問われないことになり、さらに 18 歳未満の人に対して、親などの監督・保護する立場の人がわいせつな行為をした場合、暴行や脅迫がなくても処罰されることとなりました。

女性活躍推進法の改正

令和元（2019）年 5 月に、女性活躍推進法が改正され、これまで労働者数 301 人以上の事業主に女性が活躍できる行動計画の策定・公表および女性の活躍状況の公表を義務付けていましたが、令和 4（2022）年 4 月 1 日から労働者数 101～300 人以下の事業主も義務の対象となりました。また、7 月 8 日に制度改正され、常用労働者数 301 人以上の事業主については、男女の賃金の差異の情報公表の義務化と、状況把握についても男女の賃金の差異が必須化されました。

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の成立

現行の婦人保護事業は、売春防止法に基づき、DV、性暴力、貧困、家庭破綻、障害者等様々な困難を抱えた女性の支援を実施していますが、支援ニーズの多様化に伴い、法制度上も新たな枠組みの構築が必要との問題提起がされてきました。厚生労働省こども家庭局が平成 30(2018)年から令和元(2019)年まで「困難な問題を抱える女性への支援の在り方に関する検討会」で議論された内容をまとめたことを受け、令和 4（2022）年 5 月の衆院本会議で全会一致で可決、成立し、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和 4 年 5 月 25 日法律第 52 号）が、令和 6（2024）年 4 月に施行されることとなりました。

(3) 東京都の動向

東京都男女平等参画推進総合計画の策定

東京都は、令和4(2022)年3月に「東京都男女平等参画推進総合計画」(以下「総合計画」)を改定しました。

総合計画は、女性活躍推進法に基づく「東京都女性活躍推進計画」と、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律に基づく「東京都配偶者暴力対策基本計画」の両計画を合わせて、男女共同参画社会基本法に基づく都道府県男女共同参画計画及び東京都男女平等参画基本条例に基づく行動計画として策定しています。

総合計画では、目指すべき男女平等参画社会の実現に向けて、「誰もが安心して働き続けられる社会の仕組みづくり」「根強い固定的性別役割分担意識等の変革」「男女間のあらゆる暴力の根絶に向けた多様な主体による取組」の3点の事項を中心に取組を進めていくこととしています。

東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例の制定

東京都は、性自認及び性的指向に関して、基本的な考え方、これまで取り組んできた施策、今後の方向性等を明らかにするため、平成30(2018)年10月に制定した「東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例」第5条に基づき、令和元(2019)年12月に「東京都性自認及び性的指向に関する基本計画」を策定しました。

また、令和4(2022)年11月からは「東京都パートナーシップ宣誓制度」の運用が開始され、「多様な性に関する都民の理解を推進するとともに、パートナーシップ関係に係る生活上の不便の軽減など、当事者が暮らしやすい環境づくりにつなげる」としています。

(4)東久留米市の取組

東久留米市では、昭和 62(1987)年 3 月に「男女平等社会を実現するための東久留米市行動計画」、平成 8 (1996)年 3 月に「東久留米市男女平等推進プラン」を策定しました。平成 13(2001)年 3 月には、平成 11 (1999) 年に公布、施行された男女共同参画社会基本法を踏まえ、「改定版 東久留米市男女平等推進プラン」を策定、その後、平成 23(2011)年 3 月に「東久留米市第 2 次男女平等推進プラン」、平成 29(2017)年 3 月に「東久留米市第 3 次男女平等推進プラン」を策定し、男女共同参画社会の実現に向けた取組を推進してきました。また、平成 21 (2009)年 4 月には、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」を踏まえた「東久留米市配偶者暴力対策基本計画」を策定し、その後、平成 23(2011)年 3 月に「東久留米市第 2 次配偶者暴力対策基本計画」、平成 29(2017)年 3 月に「東久留米市第 3 次配偶者暴力対策基本計画」を策定しました。さらに、平成 29(2017)年 3 月には、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づく「東久留米市女性活躍推進計画」を策定しました。

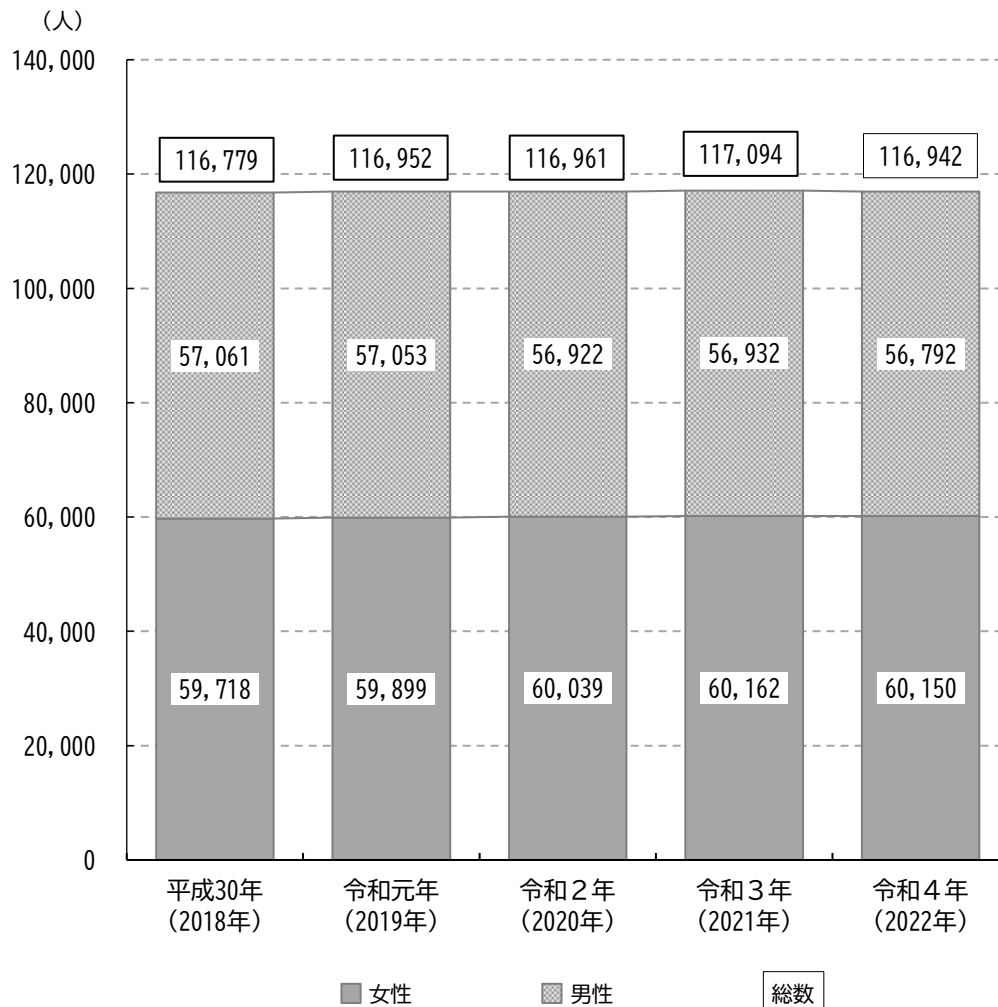
その他の取組としては、平成 9 (1997)年に、男女共同参画社会の形成を促進するため、東久留米市男女平等推進センターを暫定施設として開設、平成 16 (2004) 年には、男女平等推進センターが条例により設置され、以後、男女共同参画施策を推進する拠点として機能しています。また、平成 9 (1997)年には、プランに掲げる施策を推進するため、市長の諮問機関として、「男女平等推進市民会議」を条例により設置しました。平成 12 (2000)年 10 月には、すべての人が、その性別にとらわれることなく、互いの人権を尊重し、自らの意思で行動し等しく責任を担い、思いやりを持って生きる社会の実現をめざし、「東久留米市男女共同参画都市宣言」を行いました。

1. 人口等の推移

(1) 性別にみた人口の推移

東久留米市における性別にみた人口推移をみると、平成 30(2018)年から毎年微増し、令和 3 (2021)年で 117,094 人となっていますが、令和 4 (2022)年は減少して 116,942 人となっています。女性は令和 2 (2020)年から 6 万人を超えて推移しています。

性別にみた人口推移



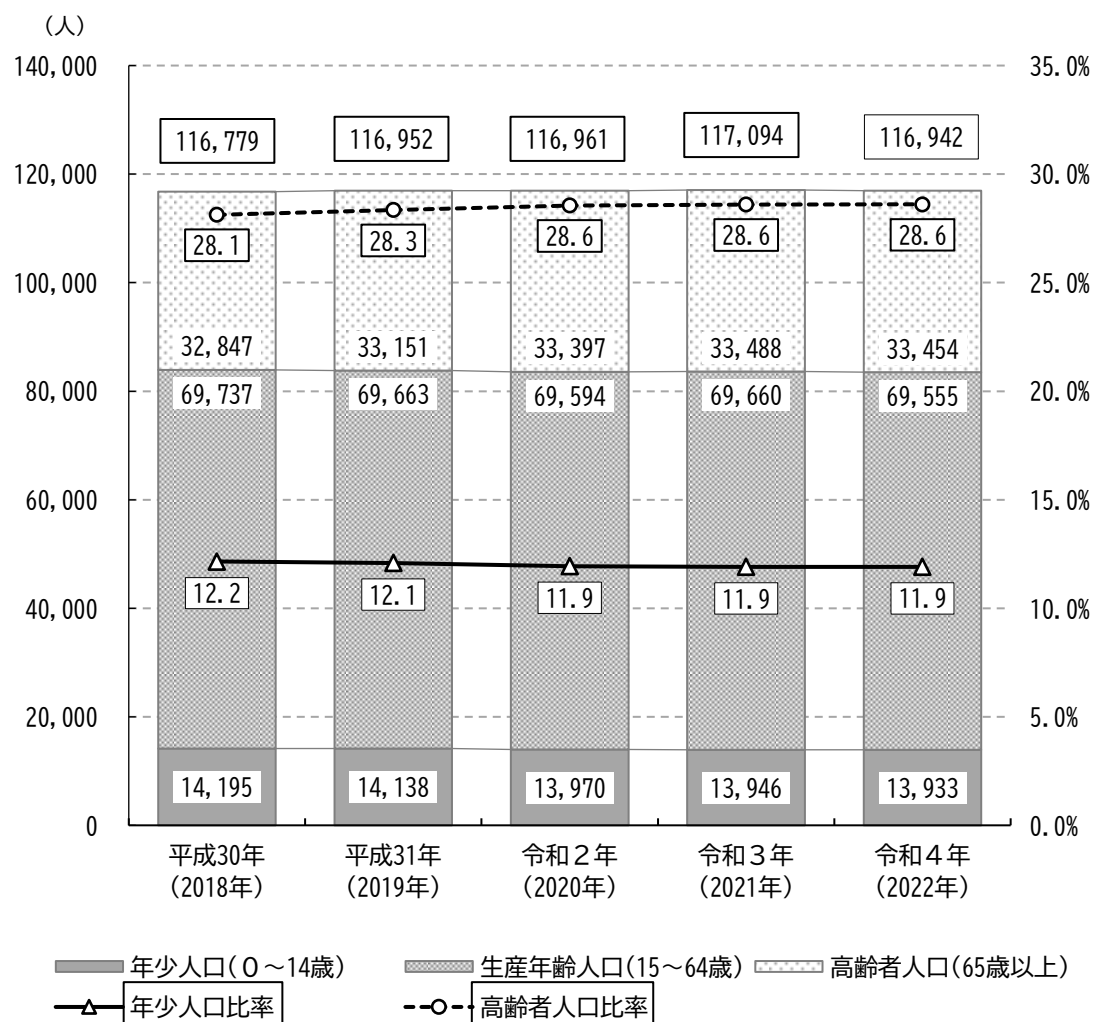
【出典】東久留米市「住民基本台帳(各年10月1日)」

(2)年齢3区分別人口の推移

年齢3区分別人口の推移について、平成30(2018)年と比べて令和4(2022)年をみると、年少人口(0~14歳)は14,195人から13,933人へ、生産年齢人口(15~64歳)は69,737人から69,555人へ減少しています。一方、高齢者人口(65歳以上)は32,847人から33,454人へ増加しています。

年少人口比率は、平成30(2018)年の12.2%から令和2(2020)年の11.9%まで減少し、令和4(2022)年まで横ばいに推移しています。一方、高齢者人口比率(高齢化率)は、平成30(2018)年の28.1%から令和2(2020)年の28.6%まで増加し、令和4(2022)年まで横ばいに推移しています。

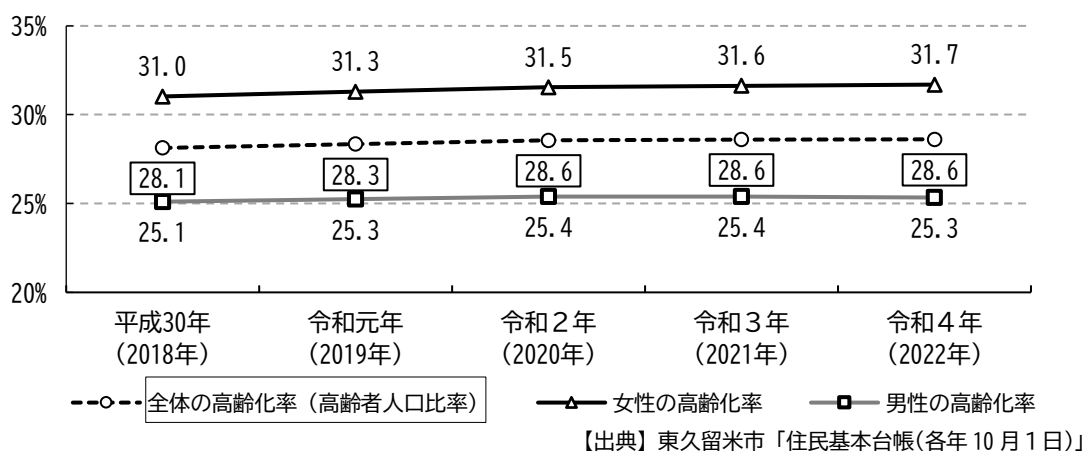
年齢3区分別の人口の推移



【出典】東久留米市「住民基本台帳(各年10月1日)」

性別にみた高齢化率の推移をみると、女性は、毎年の男性よりも6.0ポイント程度高く、平成30(2018)年から微増傾向にあり、令和4(2022)年には31.7%となっています。一方、男性は平成30(2018)年からほぼ横ばいで、令和4(2022)年には25.3%となっています。

性別にみた高齢化率（高齢者人口比率）の推移



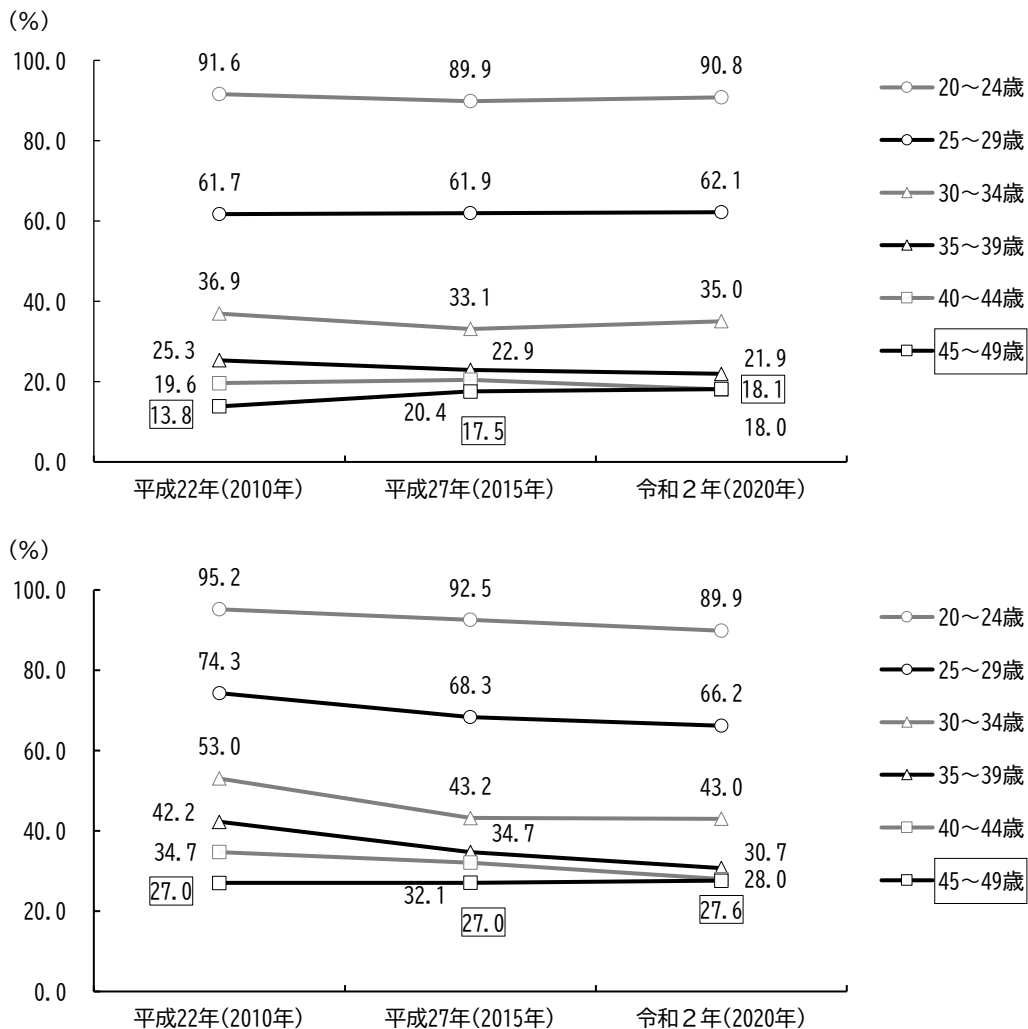
2. 婚姻・出産の状況

(1) 未婚率の推移

東久留米市における性別にみた5歳階級別の未婚率の推移について、女性の20～24歳と30～34歳をみると、平成22(2010)年から平成27(2015)年にかけて低下し、令和2(2020)年に上昇しています。25～29歳は平成22(2010)年から令和2(2020)年にかけて上昇しています。

男性の20～30歳代は平成22(2010)年から令和2(2020)年にかけて低下しています。

性別にみた5歳階級別の未婚率の推移（上グラフ：女性、下グラフ：男性）



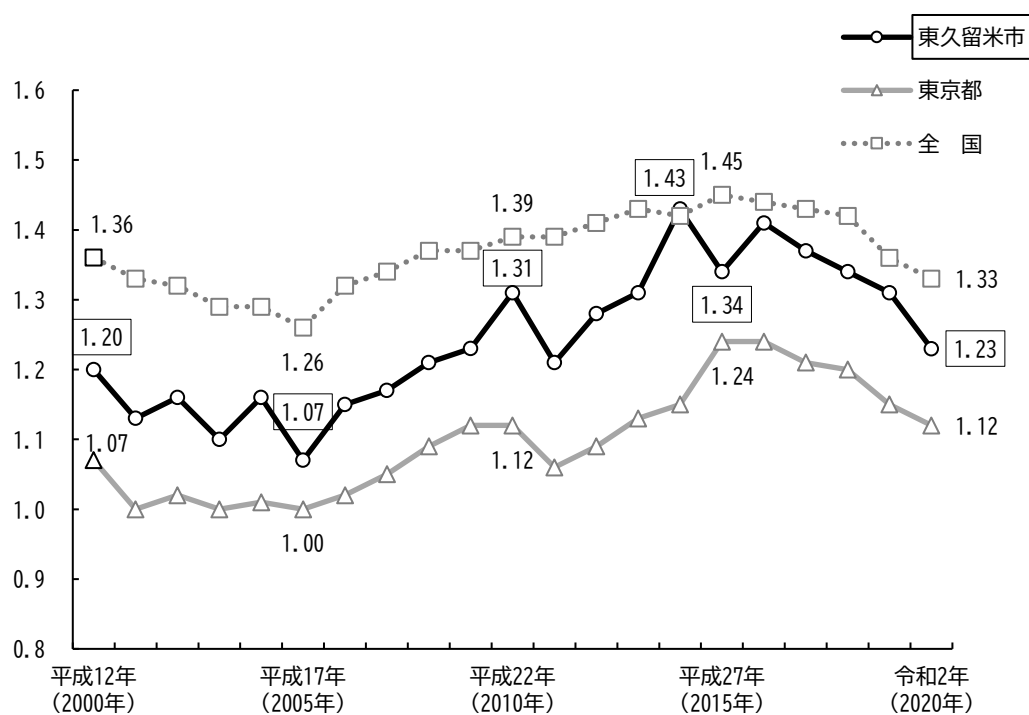
【出典】国勢調査

(2) 合計特殊出生率の推移

合計特殊出生率の推移をみると、最も低かった平成17(2005)年の1.07から平成26(2014)年には1.43まで増加しました。

その後、平成28(2016)年以降は減少傾向にあり、令和2(2020)年には1.23と、東京都(1.12)よりも高い一方、全国(1.33)よりも低くなっています。

合計特殊出生率の推移



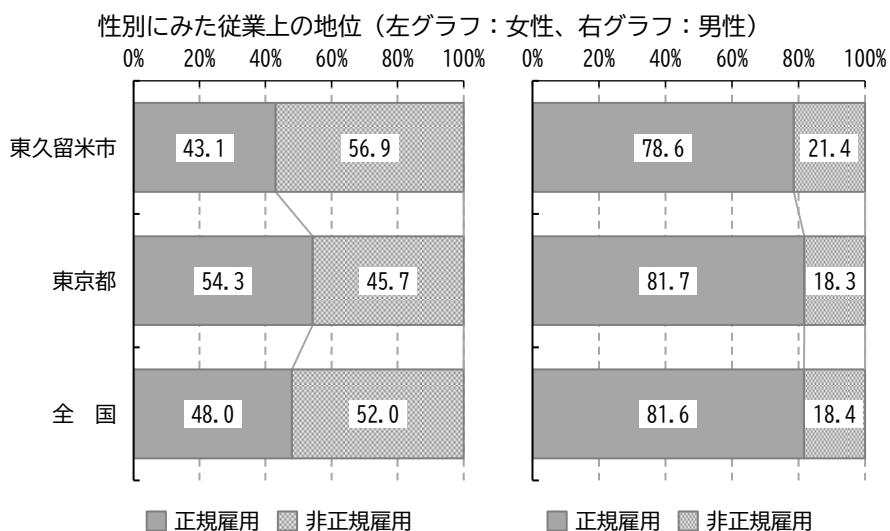
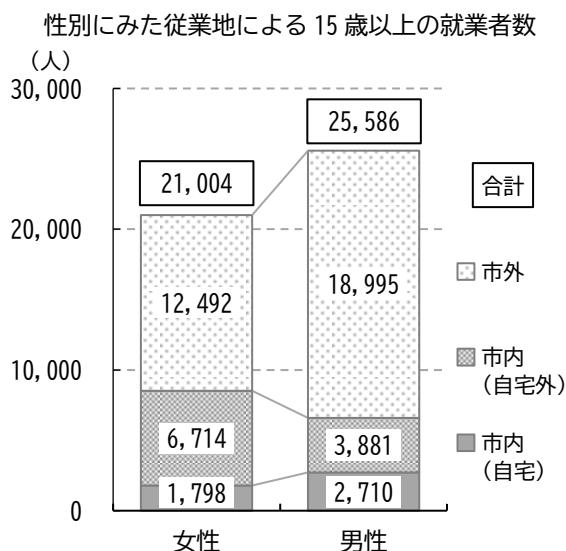
【出典】全国は厚生労働省「人口動態調査」、東京都と東久留米市は東京都福祉保健局「人口動態統計」

3. 就業等の状況

(1) 就業の状況

東久留米市における性別にみた従業地による15歳以上の就業者数をみると、女性就業者は21,004人、男性就業者は25,586人となっています。どちらも市外で就業している人が多く、女性では約6割、男性では7割半ほど大半を占めています。

性別にみた従業上の地位をみると、東久留米市の女性の非正規雇用は56.9%となっており、全国(52.0%)と東京都(45.7%)と比べて多くなっています。男性の非正規雇用の割合も同様の傾向となっています。



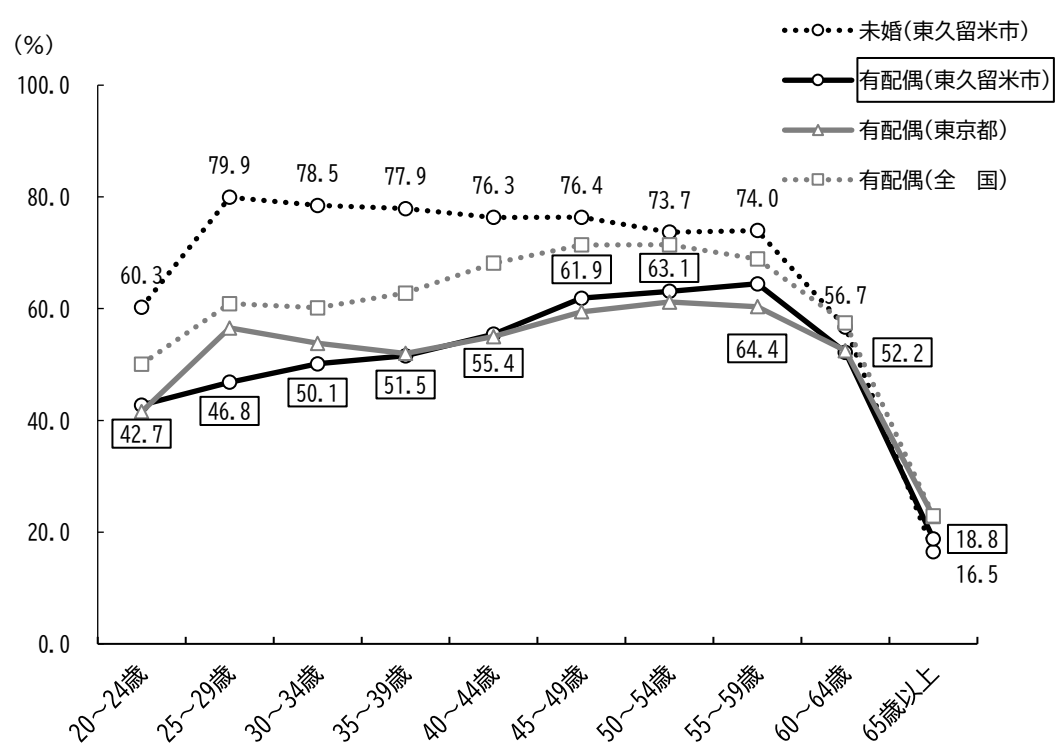
【出典】 令和2年国勢調査 (グラフ内の数値は従業地不詳を除く)

(2) 女性の5歳階級別の労働力率

東久留米市における女性の5歳階級別の労働力率（未婚・有配偶）をみると、20～40歳代では未婚よりも有配偶の方が大幅に低くなっています。

有配偶の労働力率について、東久留米市、東京都、全国で比べると、20歳代では東久留米市が最も低くなっています。

女性の5歳階級別の労働力率



【出典】 令和2年国勢調査
 ※表示している数値は東久留米市(女性)

東久留米市の取り組み

DV相談窓口（相談無料・秘密厳守）
～ 一人で悩まず相談してください～

一般の窓口

- 東久留米市生活文化課 TEL：042-470-7777
8:30～17:15（土・日曜日、祝日、年末年始を除く）
- 東京ウィメンズプラザ
 - 一般の方向け TEL：03-5467-1721
9:00～21:00（年末年始を除く）
 - 男性のための悩み相談 TEL：03-3400-5313
17:00～20:00（祝日、年末年始を除く 毎週月・水・木曜日）
14:00～17:00（祝日、年末年始を除く 毎週土曜日）
- 東京都女性相談センター TEL：03-5261-3110
9:00～21:00（月～金曜日）
9:00～17:00（土・日曜日、祝日、年末年始）
- 東京都女性相談センター多摩支所 TEL：042-522-4232
9:00～16:00（祝日、年末年始を除く 月～金曜日）
- 警視庁総合相談センター TEL：03-3501-0110 または#9110
8:30～17:15（土・日曜日、祝日、年末年始を除く）
- 田無警察署生活相談係 TEL：042-467-0110
8:30～17:15（土・日曜日、祝日、年末年始を除く）

夜間・緊急の場合

- 警察（事件発生時） TEL：110番（24時間）
- 東京都女性相談センター TEL：03-5261-3911

性犯罪・性暴力被害者支援

- 東京都総務局人権部 TEL：03-5607-0799
24時間 365日受付

1. 基本理念

互いの人権を尊重し、個性と能力をいかし、
ともに参画するまち 東久留米

男女共同参画社会の実現に向けて、市ではこれまで3次にわたりプランを策定し、すべての市民が性別にとらわれることなく、互いの人権を尊重し、自らの意思で行動し、等しく責任を担い、思いやりを持って生きる社会の実現を目指してきました。

東京2020オリンピック・パラリンピック大会を契機としたジェンダー平等に関する社会全体の機運の醸成や、多様で柔軟な働き方への取組が進む一方、経済的・精神的DVや女性の貧困等、潜在的にあったものの表面化してこなかった諸問題がコロナ下で可視化され、改めて男女共同参画の進展状況について疑問の声が上がるようになりました。また、社会全体において固定的性別役割分担意識やアンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）が存在していることも、男女共同参画社会の取組が進展しない一因としてあります。

このような状況を受け、すべての市民が男女共同参画・ジェンダー平等の視点を持ち、互いを尊重しつつ、仕事・家庭・地域などの様々な場面で個性と能力を活かせるよう意識の変革を図るとともに、市民、事業者、行政が連携を深め、一体となって男女共同参画社会の実現を目指すことが重要です。

以上のことから、本市では、第3次男女平等推進プランの基本理念の考え方を継承・発展させ、東久留米市第5次長期総合計画の目指すまちの将来像である「みんないきいき 活力あふれる 湧水のまち 東久留米」に沿って、「互いの人権を尊重し、個性と能力をいかし、ともに参画するまち 東久留米」を基本理念として掲げ、その実現を目指します。

2. 目標

I ワーク・ライフ・バランスと女性の活躍推進

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響もあり、職場における多様で柔軟な働き方の促進が求められています。働くことを希望するすべての人が、仕事と子育て・介護・社会活動等のバランスのとれた豊かな生活を送ることができるよう、市内事業所におけるワーク・ライフ・バランスの推進や、男性の働き方改革に向けた取組を進めることが重要です。個人が個性と能力を最大限に発揮でき、男女がともに働きやすい職場環境のもと、仕事と生活における男女平等の実現を目指します。

また、人生100年時代を迎え、日本の女性の半分以上が90歳まで生きると言われる今、働きたいと思う女性が個性や能力に応じたキャリア形成ができるよう、より一層の支援が求められています。女性活躍推進法の趣旨を踏まえ、市内事業所における女性の活躍を応援するとともに、市役所における女性活躍を率先して進めます。

【指標】 ※網かけは、国の目標を達成している指標

項目名	現状値	目標値	第5次男女共同参画基本計画で示されている目標値※
職場における男女の地位が平等になっていると答えた人の割合	22.3%	30%	—
市役所の各役職段階に占める女性の割合			
本庁係長相当職	21.1%	30%	40%
本庁課長補佐相当職	27.3%	33%	33%
本庁課長相当職	8.6%	17%	22%
本庁部局長・次長相当職	9.1%	14%	14%
市役所における男性の育児休業取得率	77.8%	30%	30%
市役所における年次有給休暇取得率	38.4%	70%	70%

※第5次男女共同参画基本計画～すべての女性が輝く令和の社会へ～（令和2年12月25日閣議決定）

Ⅱ あらゆる分野における男女共同参画の推進

男女共同参画社会を実現するためには、市民一人ひとりが男女共同参画を正しく理解し、学校、地域、家庭において推進していくことが重要です。

また、市民一人ひとりが固定的性別役割分担意識やそれに基づく社会制度・慣行に気づき、アンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）を生じさせないための取組や、男性の家事・育児・介護への参画を促進するための取組が求められています。

さらに、地域活動や防災分野における、様々な課題やニーズを地域の力で解決していくためには、政策形成及び意思決定過程における女性の参画を拡大していく必要があります。地域の中心的役割を担える女性リーダーを育成するとともに、あらゆる分野における男女共同参画を推進します。

【指標】 ※網かけは、国の目標を達成している指標

項目名	現状値	目標値	第5次男女共同参画基本計画で示されている目標値
社会全体における男女の地位が平等になっていると答えた人の割合	7.4%	15%	50%
「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方に反対する人（反対である、どちらかと言えば反対である）の割合	50.8%	65%	—
自治会長に占める女性の割合	22.7%	30%	10%
防災会議の委員に占める女性の割合	18.1%	30%	30%
消防団員に占める女性の割合	0.0%	5%	5%
「地域活動に参加したことがない」と回答した人の割合	26.0%	20%	—

※第5次男女共同参画基本計画～すべての女性が輝く令和の社会へ～（令和2年12月25日閣議決定）

Ⅲ 安心・安全な暮らしの実現

差別や暴力のない、安心して安全な暮らしの確保は、すべての生活の基本となるものです。

特に、DVやハラスメント、性暴力等は重大な人権侵害であり、決して許されない行為です。新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響もあり、生活上の様々な困難を抱える女性等が増加する中、暴力の未然防止と早期発見のための取組、相談体制の充実、自立のための支援等が求められています。その前提として、すべての人が互いの個性や多様な生き方を認め、人権を尊重し合える社会を実現する必要があります。

また、男女が互いの身体的性差を十分に理解し合い、人権を尊重しつつ、相手に対する思いやりを持って生きていくことは、男女共同参画社会の形成に当たっての前提と言えます。男女が互いの性差に応じた健康について理解を深めつつ、生涯にわたって、誰もがいきいきと充実した生活が送れるよう、ライフステージに応じた心と体の健康づくりを推進します。

【指標】

項目名	現状値	目標値	第5次男女共同参画基本計画で示されている目標値
DVについて「どこに相談してよいかわからない」と回答した女性の割合	5.4%	3%	—
DVについて「相談はしていない」と回答した女性の割合	57.1%	45%	—
子宮頸がん検診、乳がん検診受診率			
子宮頸がん	11.0%	50%	50%
乳がん	17.4%	50%	50%
「性的マイノリティ」という言葉を知っていると回答した人の割合	85.5%	90%	—

※第5次男女共同参画基本計画～すべての女性が輝く令和の社会へ～（令和2年12月25日閣議決定）

IV 男女共同参画社会の実現に向けた推進体制の整備・強化

地域社会において男女共同参画を推進する上で、市の果たす役割は大きく、市は率先して男女共同参画を進める必要があります。

しかし、男女共同参画社会の形成は、市だけでは解決できない課題でもあるため、市民や関係団体、事業者と一体となって取組を進めることが重要です。

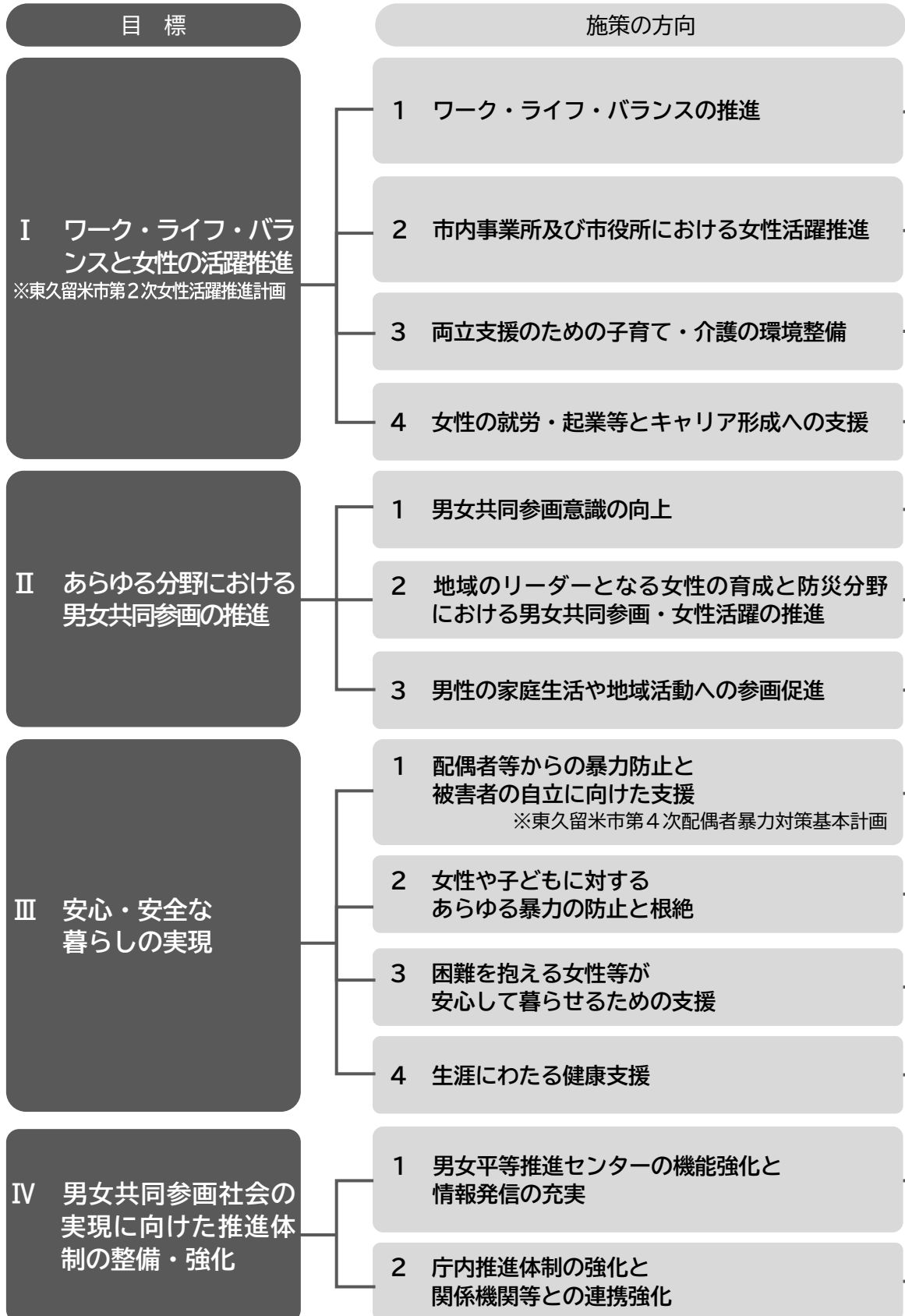
男女平等推進センターの機能強化や多様な媒体による情報発信を行うとともに、庁内の推進体制の強化を図り、国や東京都、その他の関係機関との連携により、市全体で男女共同参画社会の実現を目指します。

【指標】

項目名	現状値	目標値	第5次男女共同参画基本計画で示されている目標値
市の男女共同参画に関する言葉や取組の認識			
男女共同参画都市宣言	43.3%	50%	—
男女平等推進プラン	20.2%	40%	—
男女平等推進センター	35.0%	50%	—
男女共同参画情報誌	22.2%	40%	—
審議会等委員に占める女性の割合	37.3%	40%以上 60%以下	40%以上 60%以下

※第5次男女共同参画基本計画～すべての女性が輝く令和の社会へ～（令和2年12月25日閣議決定）

3. 施策体系



施 策

- ①ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた意識啓発、情報提供
- ②多様で柔軟な働き方の促進
- ③市内事業所におけるワーク・ライフ・バランスの促進

- ①女性活躍推進に向けた意識啓発、情報提供
- ②働きやすい職場環境の整備、支援
- ③市役所における女性管理職の登用促進

- ①子育て世代への支援
- ②家族介護者への支援

- ①女性の就労・再就職、キャリア形成への支援
- ②女性の起業と事業継続への支援

- ①地域・家庭における男女共同参画の推進
- ②学校等における男女共同参画の推進

- ①地域における女性リーダーの育成
- ②防災分野における男女共同参画・女性活躍の推進

- ①男性の家事・育児・介護・地域活動への参加促進
- ②固定的性別役割分担意識の解消に向けた意識啓発

- ①暴力の未然防止と早期発見のための取組強化
- ②相談窓口の周知と相談体制の充実
- ③被害者の安全確保と自立支援

- ①性暴力等あらゆる暴力の防止と根絶
- ②ハラスメントの防止と根絶

- ①生活上の様々な困難を抱える女性等への支援
- ②互いの個性や多様な生き方を認め合う人権尊重の意識啓発

- ①生涯にわたる健康支援
- ②リプロダクティブ・ヘルス／ライツの理解促進

- ①男女平等推進センターの機能強化
- ②情報発信の充実

- ①男女共同参画の視点を持った組織づくり
- ②国、東京都、その他の関係機関との連携強化
- ③推進体制の整備・強化

東久留米市の取り組み

東久留米市男女平等推進センター フィフティ・フィフティ

男女平等推進センターは、女性に寄り添った相談対応や男女共同参画に関する情報発信を行うとともに、地域における女性リーダーの育成や男女共同参画・女性活躍のための意識改革・人材ネットワークの拠点として、市の男女共同参画を推進するための施設です。

- 所在地 〒203-8555 東久留米市本町三丁目3番1号
東久留米市役所2階
TEL 042-472-0061
FAX 042-472-1131
Mail fifty2@city.higashikurume.lg.jp
- 開館時間 午前9時～午後5時
- 休館日 土曜日、日曜日、祝日、年末年始
- 事業内容 講座開催／情報提供、男女共同参画情報誌「ときめき」の発行、
図書コーナー／交流スペース、相談事業

相談事業（無料・秘密厳守）

～ひとりで悩まずご相談ください～

<女性弁護士による法律相談>

女性弁護士が法律に関する相談に応じます。毎月第1金曜日・45分。
年度内1人1回。

<女性の悩みごと相談（女性限定）>

パートナーや交際相手からの暴力（DV・デートDV）や夫婦・親子関係、生きづらさや人間関係など、フェミニストカウンセラーがさまざまな悩み相談に応じます。女性限定。毎週月曜日・60分。

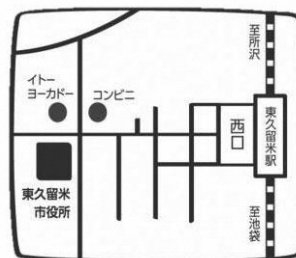
*日程の詳細は、市ホームページ、毎月広報15日号に掲載

*どちらの相談も予約制（先着順）です。

*詳しくは男女平等推進センター（フィフティ・フィフティ）にお問い合わせください。



東久留米市男女平等推進センターHP



東久留米市男女平等推進センター地図

目標Ⅰ ワーク・ライフ・バランスと女性の活躍推進

施策の方向1 ワーク・ライフ・バランスの推進

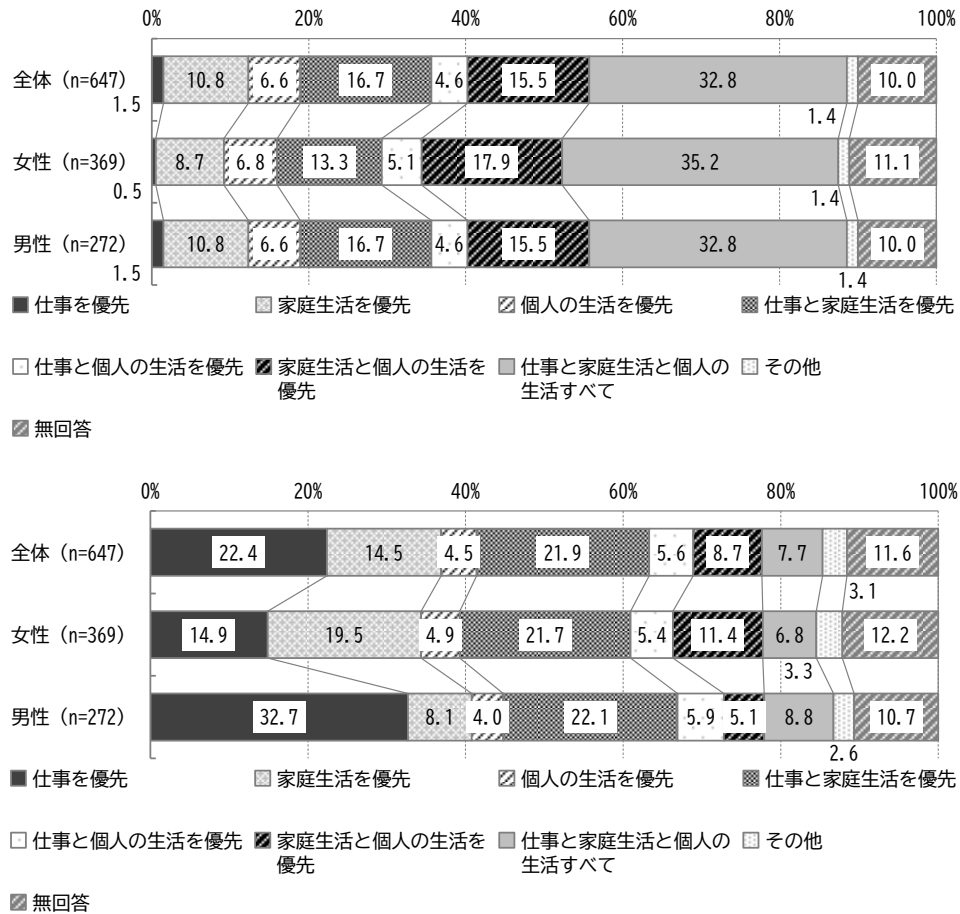
現状と課題

- ◇ 誰もがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たす一方で、子育て・介護の時間や、家庭、地域、自己啓発等にかかる個人の時間を持てる健康で豊かな生活ができるよう、多様で柔軟な働き方等を通じた仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現が求められています。
- ◇ 市民アンケート調査によると、仕事、家庭生活、個人の生活の優先度について、希望では「仕事と家庭生活と個人の生活すべて」の割合が、全体、男女別ともに最も高くなっています。一方で現実には、全体と男性で「仕事を優先」、女性で「仕事と家庭生活を優先」の割合が最も高くなっており、希望と現実乖離が見られます。
- ◇ 仕事、家庭生活、個人の生活を両立させるため、市内事業所においても、働き方の見直しや長時間労働の削減、多様で柔軟な働き方に対する理解・促進が必要です。

今後の方向性

- ◇ 誰もが自分らしい生き方を選択し、性別や年代に関わらず、子育て・介護等の家庭生活や趣味・地域活動など個人の生活と仕事が両立できるよう、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた意識啓発、情報提供を行います。
- ◇ テレワークの導入やオンラインの活用等、時間や場所にとらわれない多様で柔軟な働き方の実現に向け、環境整備や好事例の紹介、長時間労働是正の啓発など、市内事業所に対し普及・啓発を行います。
- ◇ ワーク・ライフ・バランス促進のため、男女共同参画に取り組む事業所に対し、公共調達の受注機会を確保する方策等について、調査・研究します。

ワーク・ライフ・バランスにおける希望と現実の状態（上グラフ：希望、下グラフ：現実）



【出典】 東久留米市（令和3年度）「男女平等・共同参画に関するアンケート調査」

ワーク・ライフ・バランスにおける希望と現実の状態（全国の調査結果）

	仕事を優先	家庭生活を優先	地域・個人の生活を優先	仕事と家庭生活を優先	仕事と地域・個人の生活を優先	家庭生活と地域・個人の生活を優先	仕事と家庭生活と地域・個人の生活すべて	わからない
(希望)								
全体(n=2,645)	9.9	28.4	4.7	28.7	3.3	10.1	13.1	1.9
女性(n=1,407)	5.0	35.1	3.6	27.2	2.3	10.9	14.4	1.5
男性(n=1,238)	15.5	20.7	5.8	30.4	4.4	9.3	11.6	2.3
(現実)								
全体(n=2,645)	25.9	30.3	4.5	21.0	3.1	8.1	5.1	1.9
女性(n=1,407)	16.6	39.9	3.7	21.0	2.1	9.6	5.3	1.6
男性(n=1,238)	36.5	19.4	5.5	21.0	4.2	6.4	4.8	2.3

【出典】 東久留米市（平成28年度）「男女平等・共同参画に関するアンケート調査」
内閣府（令和元年度）「男女共同参画社会に関する世論調査」

施策① ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた意識啓発、情報提供

No.	事業名	事業内容	担当課
1	ワーク・ライフ・バランスや両立支援制度等に関する情報提供、普及・啓発	市民に対し、ワーク・ライフ・バランスや家庭と仕事の両立支援の推進に向けて、意識啓発や情報提供を行います。	生活文化課

施策② 多様で柔軟な働き方の促進

No.	事業名	事業内容	担当課
2	多様で柔軟な働き方に関する市内事業所への情報提供、普及・啓発	市内事業所に対し、時間や場所にとられない多様で柔軟な働き方の実現に向け、関係法令、各種制度の周知や情報提供、普及・啓発を図ります。	産業政策課

施策③ 市内事業所におけるワーク・ライフ・バランスの促進

No.	事業名	事業内容	担当課
3	公共調達における受注機会の確保等	男女共同参画に取り組む事業所に対し、公共調達の受注機会を確保する方策等について、調査・研究します。	管財課

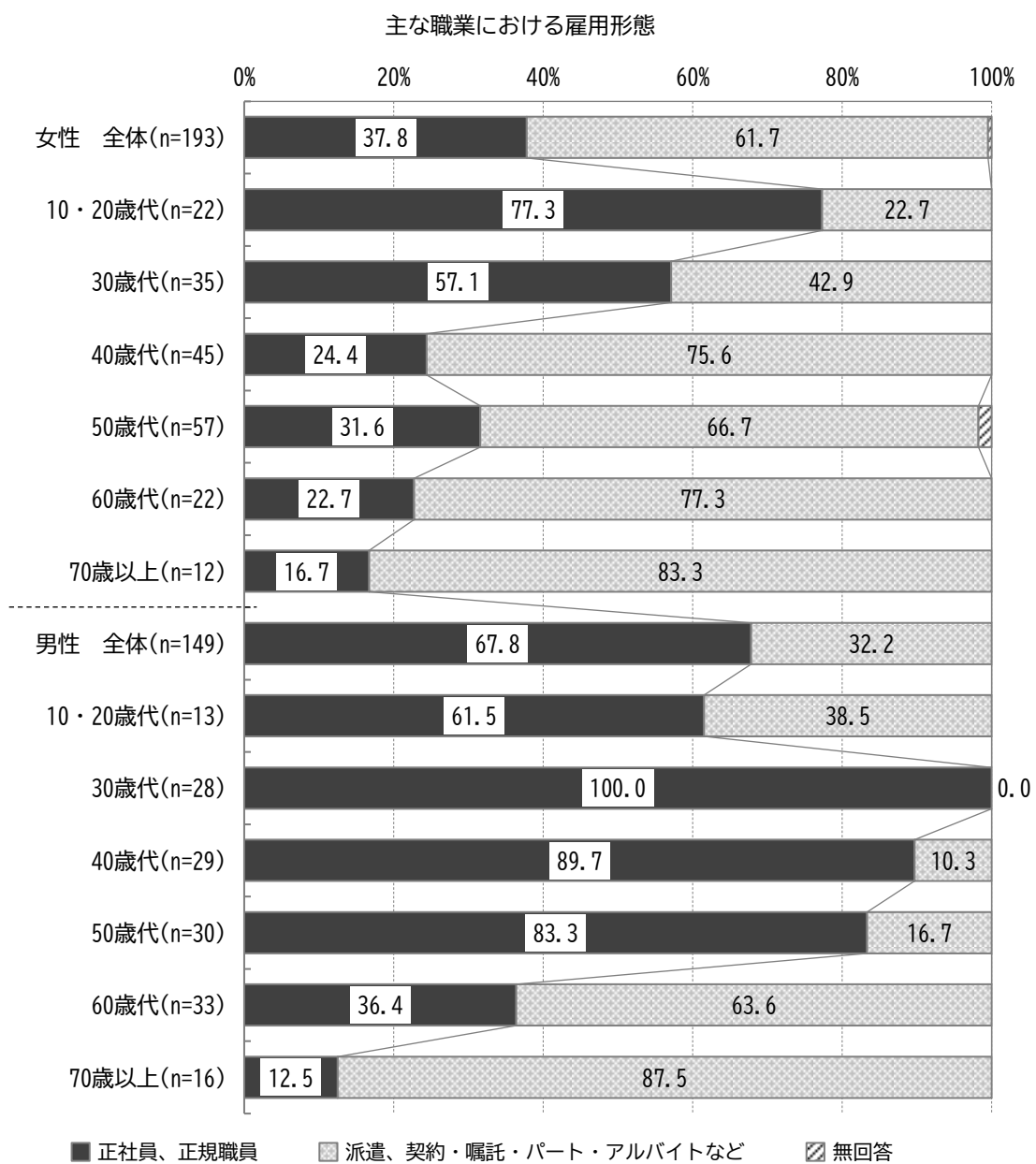
施策の方向2 市内事業所及び市役所における女性活躍推進

現状と課題

- ◇ 女性の正規雇用労働者比率の低下や育児・介護等を理由に就業を希望しながら求職していない女性の存在が見られます。また、職業能力は十分に有しているにもかかわらず、固定的性別役割分担意識を背景に就業を希望していない女性も少なくありません。
- ◇ 市民アンケート調査でも、女性の主な職業における雇用形態を見ると、10・20歳代の77.3%をピークに、30歳代では57.1%、40歳代では24.4%、50歳代では31.6%と、女性の正規雇用労働者比率の低下が見られます。
- ◇ 女性が、仕事を通じた様々な経験や成長、経済的な自立、社会との関わり等を得て、働くことを希望する女性が、希望に応じた働き方を実現できるよう社会全体として取り組んでいくことが求められています。
- ◇ 地方公共団体は、住民生活に密着した行政を担っており、持続可能な社会の実現のためにも、地方公共団体の政策・方針決定過程において女性が参画する意義は大きいとされています。

今後の方向性

- ◇ 市内事業所に対し、女性活躍推進法に基づく取組を含むポジティブ・アクションの推進等による、職場における女性の参画拡大、男女間格差の是正や女性の能力発揮を促進するための意識啓発、情報提供を行います。
- ◇ 働くことを希望する女性が、職業生活において、その個性と能力を十分に発揮して活躍できるよう、長時間労働の見直しや多様で柔軟な働き方の実現、男性の育児休業取得の促進に関わる講座の開催や情報提供など、市内事業所に向けた支援を行います。
- ◇ 男女共同参画の施策を中心となって推進する市職員一人ひとりが、率先して市内事業所や関係団体等の模範となれるよう、職員研修の充実、ハラスメント対策、女性管理職登用の促進など、女性活躍推進への取組を進めていきます。



【出典】東久留米市（令和3年度）「男女平等・共同参画に関するアンケート調査」

注）「無回答」の割合は割愛しています。

施策① 女性活躍推進に向けた意識啓発、情報提供

No.	事業名	事業内容	担当課
4	女性活躍推進に関する市内事業所への情報提供、普及・啓発	市内事業所に対し、女性活躍推進のためのポジティブ・アクション等に関する情報提供や普及・啓発を図ります。	産業政策課 生活文化課

施策② 働きやすい職場環境の整備、支援

No.	事業名	事業内容	担当課
5	職場環境の整備に関する市内事業所への情報提供、普及・啓発、支援	市内事業所に対し、女性が職業生活において活躍できるよう、働きやすい職場環境を整えるための情報提供や普及・啓発、支援を行います。	産業政策課

施策③ 市役所における女性管理職の登用促進

No.	事業名	事業内容	担当課
6	特定事業主行動計画及びポジティブ・アクションの推進	女性管理職の登用促進に向け、特定事業主行動計画の早期達成を目指すとともに、ポジティブ・アクションを推進します。	職員課
7	ハラスメント対策の推進	セクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメント等、あらゆるハラスメントの防止に向けた意識啓発を行います。	職員課
8	市職員向けアンケート調査の実施	市職員向けにアンケート調査を3年に1回実施し、女性活躍推進、職場環境、ハラスメントの防止等の実態について把握するとともに、今後の取組に活用します。	生活文化課 職員課

施策の方向3 両立支援のための子育て・介護の環境整備

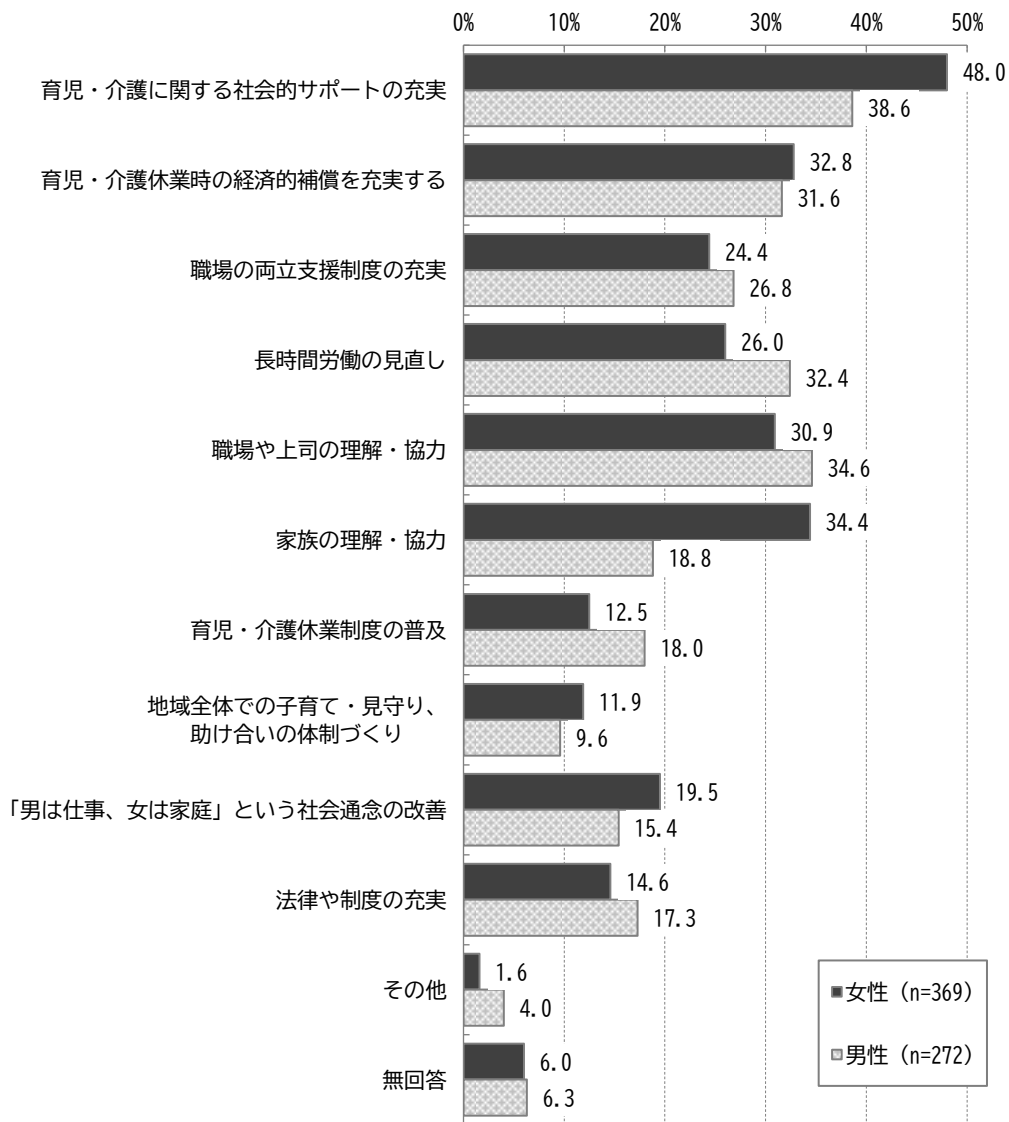
現状と課題

- ◇ 男女がともに仕事と子育て、介護、地域活動など自らの望むバランスを実現し、充実した生活を送るためには、多様で柔軟な働き方を支援するための環境の整備が欠かせません。また、晩婚化・晩産化の進行に伴い、子育てと介護の同時進行に直面する「ダブルケア」の問題や、仕事を持ちながら親の介護をする人の介護離職も問題となっています。
- ◇ 市民アンケート調査でも、ワーク・ライフ・バランスの推進のために必要なことについて、男女ともに「育児・介護に関する社会的サポートの充実」の割合が最も高くなっています。

今後の方向性

- ◇ ワーク・ライフ・バランスの実現に向け、男女がともに、家事・育児・介護等に参画できるよう環境整備に努めるとともに、多様化する子育てや介護に関するニーズに対応できるよう、各家庭の状況に応じた支援を行います。

ワーク・ライフ・バランスの推進のために必要なこと



【出典】東久留米市（令和3年度）「男女平等・共同参画に関するアンケート調査」

施策① 子育て世代への支援

No.	事業名	事業内容	担当課
9	子育て相談事業のネットワーク化の推進	保健・医療・福祉・教育機関等の関係機関と連携し、子育て相談事業のネットワーク化を推進します。	児童青少年課
10	妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援	保健・医療・福祉等の関係機関等と連携し、妊娠・出産・子育て等に関する相談や支援を切れ目なく行います。	健康課
11	保育・教育基盤の確保	就労のあり方の多様化に伴う子育てニーズに対応し、全ての子どもに乳幼児期の保育・教育を保障するため、待機児童対策を進めるとともに、保育所、幼稚園など保育・教育基盤の安定的な確保に取り組みます。	子育て支援課
12	多様な保育・教育の提供	多様な働き方への対応や子育てに対する不安・負担の軽減を図るため、保育所等における一時預かりやショートステイ、ファミリー・サポート・センター等の事業を実施します。また、養育者の様々なニーズと保育・教育の適切な利用を結びつけるため、利用者支援相談による支援を行います。	子育て支援課 児童青少年課
		子育てに対する不安・負担の軽減を図るため、障害の特性や成長に合わせた支援を行います。	障害福祉課
13	学童保育及び児童館の充実	就労家庭等を支援するため、学童保育待機児童の減少に努めます。また、児童館事業として地域の世代間交流の推進に努めます。	児童青少年課

施策② 家族介護者への支援

No.	事業名	事業内容	担当課
14	家族介護者への支援	要介護者の家族を支援するため、地域包括支援センターの周知、介護保険制度やサービスの利用方法に関する情報提供を行うなど、介護の負担を軽減するための施策を行います。	介護福祉課
15	介護サービスの整備	介護が必要な高齢者の在宅生活を支援し、家族介護者等の負担を軽減するため、介護サービスの計画的な整備を行います。	介護福祉課

東久留米市の取り組み

東久留米市男女共同参画都市宣言20周年事業 「誰もが輝く社会をめざして ～男女共同参画から多様性を考える～」

東久留米市は、平成12(2000)年10月1日に「男女共同参画都市」を宣言しました。そして、宣言から20周年を迎えた令和2年に、記念事業として「誰もが輝く社会をめざして ～男女共同参画から多様性を考える～」を開催しました。

記念事業では、市内で活躍する3人のパネリストをお迎えし、20年を振り返るとともに、参加者の皆さんとこれからの東久留米市の男女共同参画について考えました。

詳しくは、こちらの「東久留米市男女共同参画都市宣言20周年記念事業記録集」をご覧ください。



東久留米市男女共同参画都市宣言
20周年記念事業記録集

施策の方向4 女性の就労・起業等とキャリア形成への支援

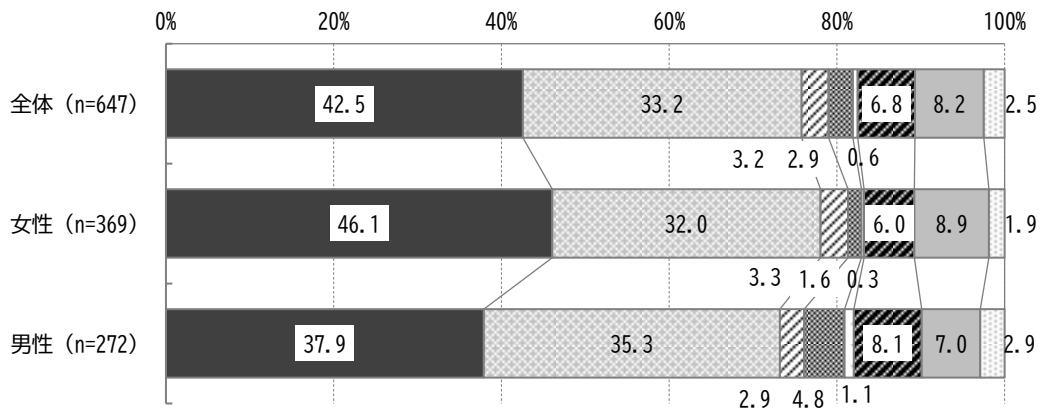
現状と課題

- ◇ 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保に向けて、性別を理由とする募集・採用、配置・昇進等における差別的取扱い、あらゆるハラスメントが行われない職場づくりの促進が求められています。
- ◇ それぞれの生き方を選択する際に、職業生活においてもその能力を十分に発揮できるよう、子育て・介護等により離職した人の再就職や起業の支援、雇用によらない働き方等における就業環境の整備を推進する必要があります。
- ◇ 市民アンケート調査では、女性が仕事を持つことについて、女性は「子どもができて、ずっと仕事を続けるほうがよい」の割合が最も高く、前回アンケート調査と比べても高くなっていることから、女性のキャリア観に変化があることがうかがえます。
- ◇ 家庭内での役割分担の希望と現実について、家事専業の女性の「仕事（収入）」の希望は「夫婦が協力」の割合が高いのに対し、現実には低くなっており、女性は就労への意向は持っているものの、実際には就労できていない状況がうかがえます。

今後の方向性

- ◇ 女性が就労を継続していくことができるよう、ライフステージに応じた支援等の情報提供を行います。また、女性がキャリア形成の視点を持って自身のライフプランを描けるよう、意識啓発を図るための講座やロールモデルの紹介など、女性に向けた事業を充実させます。
- ◇ 子育て・介護等により離職した女性に対し、関係機関と連携しながら、再就職に向けた情報提供や講座の充実を図ります。
- ◇ 起業をめざす女性に対し、関係機関と連携して情報提供や講座・相談の機会を提供します。また、起業している女性のネットワークづくりへの支援についても引き続き行います。

女性が仕事を持つことについての考え



- 子どもができて、ずっと仕事を続けるほうがよい
- ▨ 子どもができたら仕事をやめ、子どもが大きくなったら再び仕事を持つほうがよい
- ▧ 子どもができるまでは仕事を持つほうがよい
- ▩ 結婚するまでは仕事を持つほうがよい
- 女性は仕事を持たないほうがよい
- ▤ わからない
- その他
- ░ 無回答

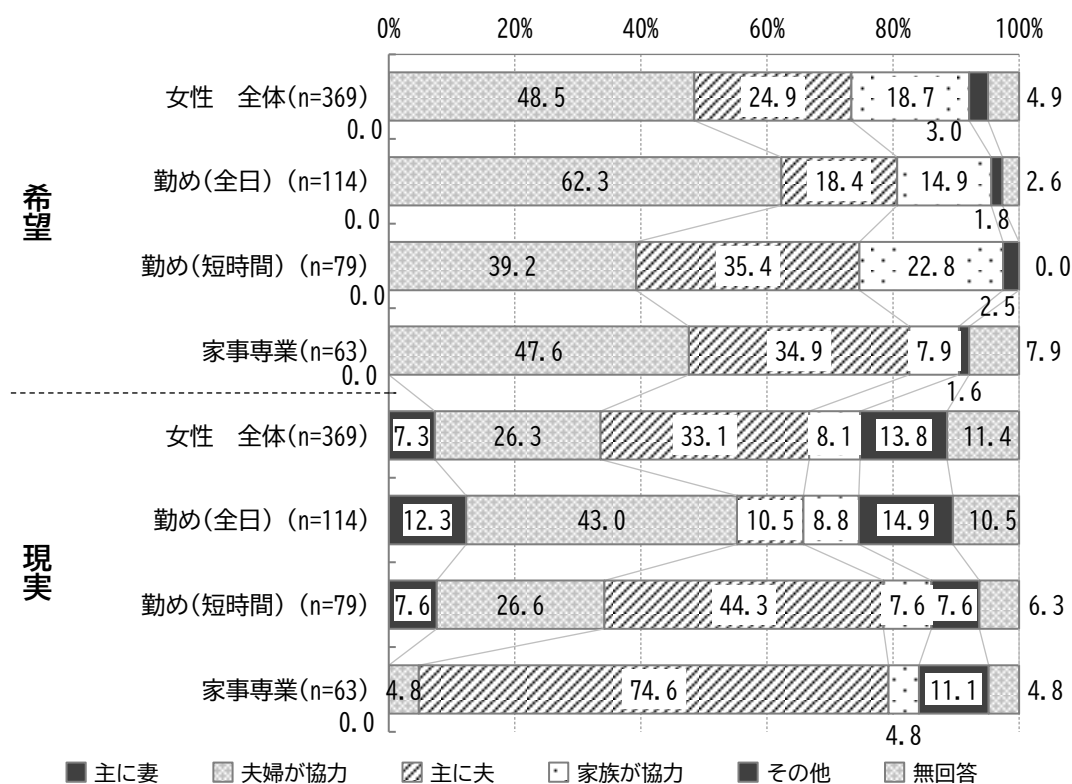
【出典】 東久留米市（令和3年度）「男女平等・共同参画に関するアンケート調査」

女性が仕事を持つことについての考え（前回のアンケート調査結果／全国の調査結果）

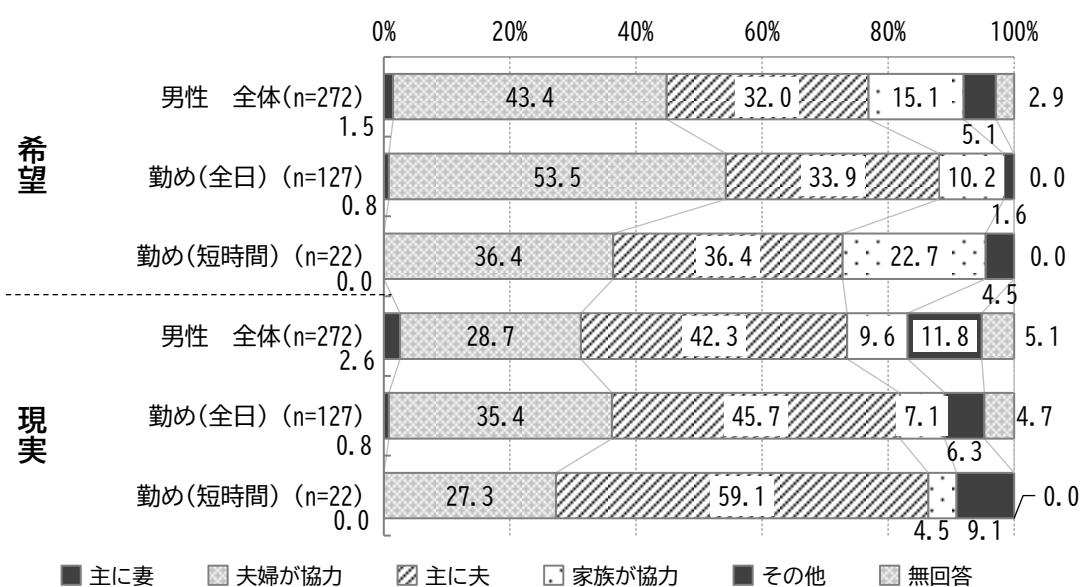
	子どもができて、ずっと仕事を続けるほうがよい	子どもができたら仕事をやめ、子どもが大きくなったら再び仕事を持つほうがよい	子どもができるまでは仕事を持つほうがよい	結婚するまでは仕事を持つほうがよい	女性は仕事を持たないほうがよい	わからない	その他	無回答
前回のアンケート調査結果								
全体 (n=574)	35.4	36.1	7.1	3.3	1.0	8.5	4.0	4.5
女性 (n=307)	35.8	36.8	5.9	3.9	0.3	8.8	4.9	3.6
男性 (n=249)	34.5	36.1	8.8	2.0	2.0	8.4	2.8	5.2
全国の調査結果								
全体 (n=2,645)	61.0	20.3	6.5	4.8	3.9	1.7	1.7	0.0
女性 (n=1,407)	63.7	19.7	6.3	3.8	3.5	1.4	1.6	0.0
男性 (n=1,238)	58.0	21.1	6.7	5.9	4.4	2.1	1.8	0.0

【出典】 東久留米市（平成28年度）「男女平等・共同参画に関するアンケート調査」
内閣府（令和元年度）「男女共同参画社会に関する世論調査」

女性の職業別に見た「仕事（収入）」の役割分担における希望と現実



男性の職業別に見た「仕事（収入）」の役割分担における希望と現実



【出典】 東久留米市（令和3年度）「男女平等・共同参画に関するアンケート調査」

施策① 女性の就労・再就職、キャリア形成への支援

No.	事業名	事業内容	担当課
16	女性の就労、キャリア形成に関する情報提供、普及・啓発	女性の就労、キャリア形成に関する情報提供や普及・啓発を図ります。	生活文化課 産業政策課
17	女性の再就職に関する情報提供、普及・啓発	関係機関と連携し、女性の再就職に関する情報提供や普及・啓発を図ります。	生活文化課 産業政策課

施策② 女性の起業と事業継続への支援

No.	事業名	事業内容	担当課
18	女性の起業と事業継続に関する情報提供、普及・啓発、支援	関係機関と連携し、起業を目指す女性に対し、起業に関する情報提供や普及・啓発を図ります。また、ネットワークづくりへの支援も引き続き行います。	生活文化課 産業政策課

目標Ⅱ あらゆる分野における男女共同参画の推進

施策の方向1 男女共同参画意識の向上

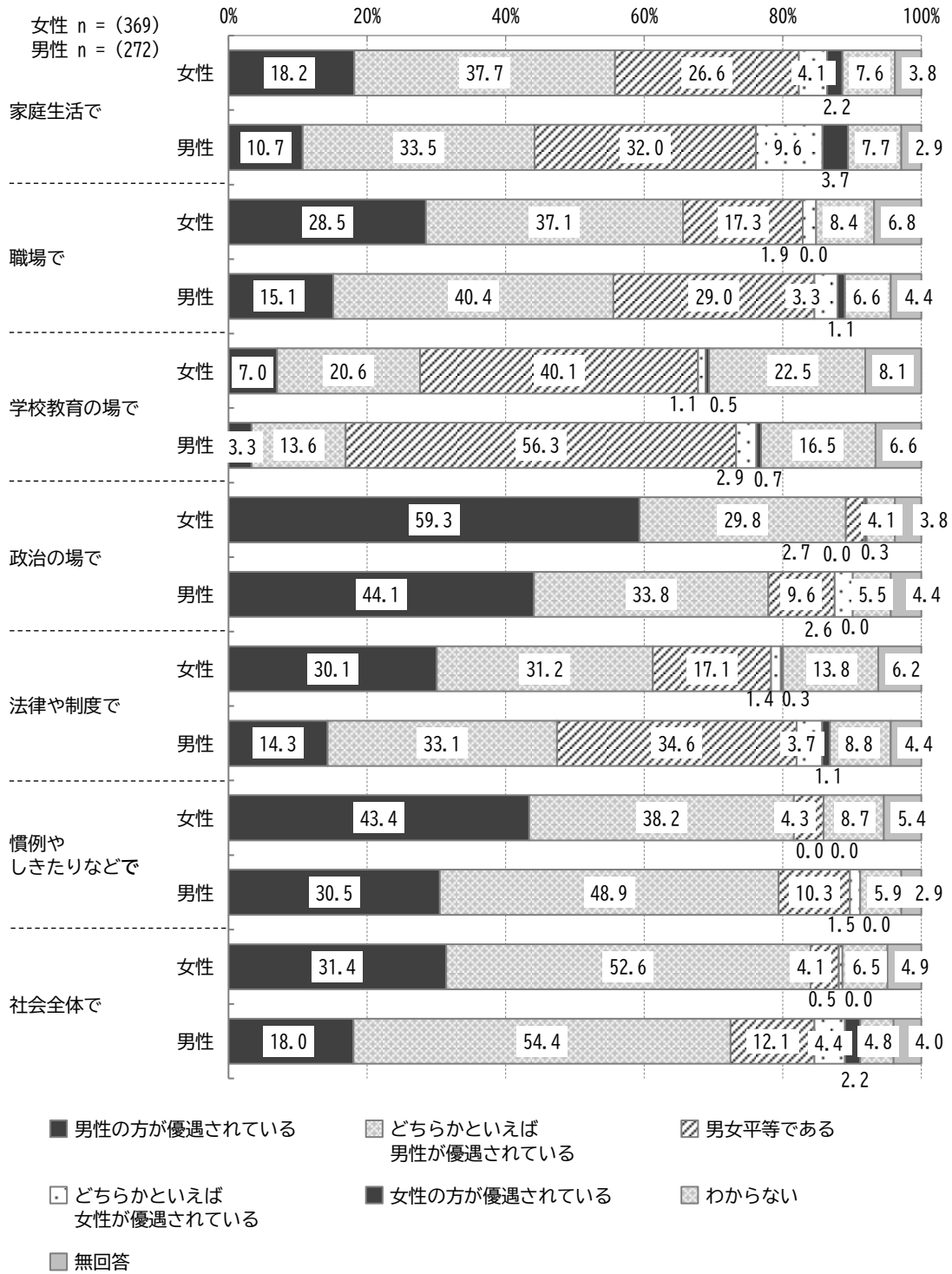
現状と課題

- ◇ 男女共同参画社会を実現するためには、学校・地域・家庭等のあらゆる場面において、個人の尊厳が重んじられ、一人の人間として能力を発揮できるよう、男女共同参画の視点を持った指導者・保護者等のもと、ジェンダー平等・男女共同参画意識を育む教育・学習が求められています。
- ◇ 男女共同参画社会の実現を阻む要因の一つとして、固定的性別役割分担意識やアンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）があげられます。意識や習慣・慣習等は成長過程において、身近な人やメディア等からの影響を受けて醸成されます。そのため、学校・地域・家庭等においても、幼少期から固定的性別役割分担意識やアンコンシャス・バイアスを生じさせない意識啓発や教育が必要です。
- ◇ 市民アンケート調査によると、男女の地位の平等観について、「家庭生活」、「職場」、「学校教育」、「政治」、「法律や制度」、「慣例やしきたり」、「社会全体」の7つの項目について尋ねたところ、「学校教育」以外のすべての場面で「男性の方が優遇されている」（「男性の方が優遇されている」と「どちらかといえば男性の方が優遇されている」の合計）の割合が高くなっていました。また、すべての項目で、男性よりも女性の方が「男性の方が優遇されている」と回答した割合が高い結果となりました。

今後の方向性

- ◇ 男女共同参画社会とは、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」であることを市民一人ひとりに正しく理解してもらえよう、啓発を行います。
- ◇ 地域や家庭等において、固定的性別役割分担意識やアンコンシャス・バイアスを生じさせることがないよう、地域の人や子どもたちに向けた男女共同参画に関する学習機会・情報の提供に努めます。
- ◇ 学校や保育園において、男女共同参画の視点に立った教育・保育を推進するとともに、教育及び保育に携わる者への男女共同参画に関する啓発・研修の充実を図ります。

男女の地位の平等観



【出典】 東久留米市（令和3年度）「男女平等・共同参画に関するアンケート調査」

施策① 地域・家庭における男女共同参画の推進

No.	事業名	事業内容	担当課
19	ジェンダー平等を推進するための意識啓発	ジェンダー(社会的・文化的に作られた性)による男女差別をなくし、あらゆる機会が男女平等に与えられるよう、ジェンダー平等に関する意識啓発を図ります。	生活文化課
20	男女共同参画に関する情報提供	男女共同参画情報誌や広報紙、HP、SNS等を活用し、男女共同参画に関する啓発や情報提供を行います。	生活文化課
21	広報紙の充実	男女共同参画の視点に配慮し、多様な読み手に広く伝わる広報紙づくりを行います。	秘書広報課
22	男女共同参画に関する資料の収集・提供	男女共同参画に関する資料の収集及び市民への情報提供を行います。	図書館
23	男女共同参画に関する学習機会、情報の提供	社会教育・生涯学習事業において、男女共同参画に関する学習機会や情報提供を行います。	生涯学習課

東久留米市の取り組み

東久留米市男女共同参画情報誌「ときめき」

市民公募の編集委員6人が企画編集しています。性別にかかわらず、個性と能力を発揮できる社会づくりについて、共に考え、情報を発信することを目的に、年2回(9月末・3月末)発行しています。

市ホームページでご覧いただけます。ご意見・ご感想もお待ちしています。



施策② 学校等における男女共同参画の推進

No.	事業名	事業内容	担当課
24	教育及び保育等に携わる者への男女平等に関する啓発、研修の充実	教職員、学童保育所職員、保育士等への研修の充実を図ります。	指導室 児童青少年課 子育て支援課
25	保育実施上の配慮	保育所保育方針に基づき、性別などによる固定的な意識を植え付けることがないよう配慮します。	子育て支援課
26	キャリア教育の充実	社会人として自立した人を育てる観点及び男女共同参画の視点から、キャリア教育を推進します。	指導室

施策の方向2 地域のリーダーとなる女性の育成と 防災分野における男女共同参画・女性活躍の推進

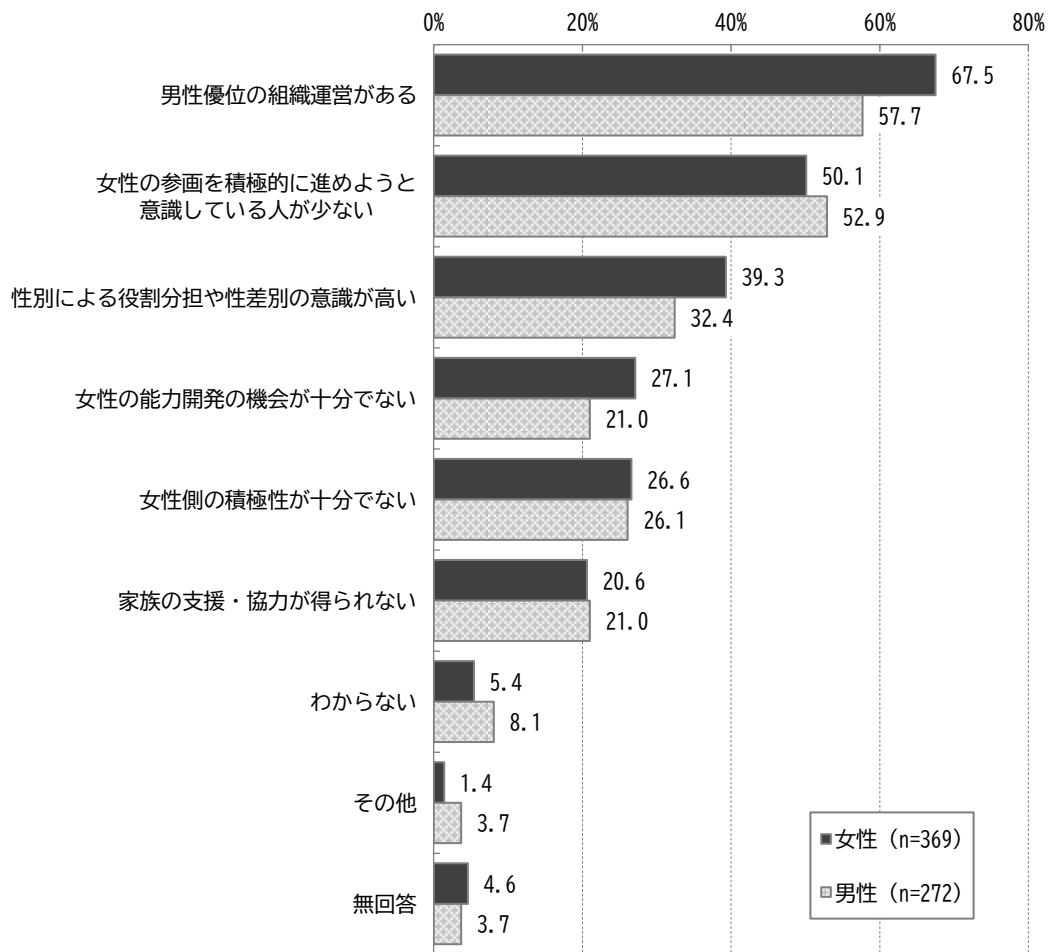
現状と課題

- ◇ 地域社会を活力があり、持続可能なものとするためには、性別に関わらず誰もが地域活動や地域づくりに参画することが必要です。自治会をはじめとする地域活動や地域づくりのプロセスに、男女共同参画の視点、女性の意見を取り入れ、反映することができるよう、組織・団体の長となる女性リーダーを増やす取組が必要です。
- ◇ 市民アンケート調査によると、政治や企業活動、地域活動において、政策の企画や方針決定の過程に女性の参画が少ない理由について、男女ともに「男性優位の組織運営がある」と回答した人が最も多くなっていました。
- ◇ 大規模災害の発生は、全ての人の生活を脅かしますが、とりわけ、女性や子ども、脆弱な状況にある人々がより多くの影響を受けることが指摘されています。男女共同参画の視点から災害対応を行えるよう、平常時からあらゆる施策の中に男女共同参画の視点を含めることが肝要です。
- ◇ 市民アンケート調査によると、防災分野で男女共同参画の視点を活かすために必要なこととして、女性は「避難所設備に女性の意見を反映させる」の割合が、男性は「災害や防災に関する知識の習得を広く進める」が、最も多くなっていました。

今後の方向性

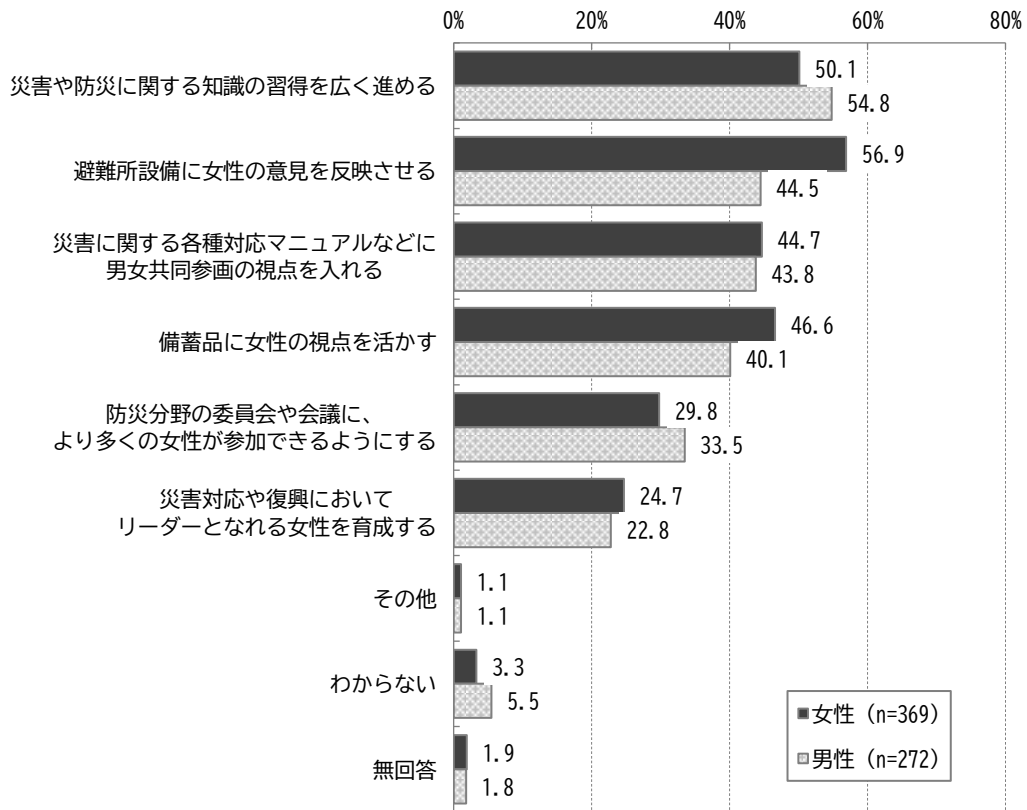
- ◇ 自治会をはじめとする地域活動や地域づくりにおいて、男女共同参画の視点や女性の意見が反映されるよう、男女共同参画に関する啓発、情報提供や地域における女性リーダーの育成を推進します。
- ◇ 防災対策や避難所運営に男女共同参画の視点を活かすための啓発、情報提供を行うとともに、防災分野の意思決定過程への女性の参画拡大に努めます。

政策の企画や方針決定過程で女性の参画が少ない理由



【出典】 東久留米市（令和3年度）「男女平等・共同参画に関するアンケート調査」

防災分野で男女共同参画の視点を活かすために必要なこと



【出典】東久留米市（令和3年度）「男女平等・共同参画に関するアンケート調査」

施策① 地域における女性リーダーの育成

No.	事業名	事業内容	担当課
27	地域におけるリーダーとなる女性の育成	地域活動やボランティア等において、リーダーとして活躍する女性を育成します。	生活文化課
28	自治会における男女共同参画に関する啓発及び情報提供	自治会において、男女がともに主体的・積極的に参画できるよう、男女共同参画に関する啓発及び情報提供を行います。	生活文化課

施策② 防災分野における男女共同参画・女性活躍の推進

No.	事業名	事業内容	担当課
29	防災分野における男女共同参画の推進	防災分野において、男女共同参画の視点に立った取組が行われるよう、市民に対し、情報提供や普及・啓発を図ります。	生活文化課
30	防災活動への男女共同参画の推進	防災分野における女性リーダーの育成や女性消防団員の採用を検討します。また、防災対策や避難所運営に男女双方の視点が活かされるよう、避難所運営組織への女性の参画を推進します。	防災防犯課
31	防災分野の意思決定への女性の参画拡大	防災会議委員への女性の参画を積極的に推進します。	防災防犯課

施策の方向3 男性の家庭生活や地域活動への参画促進

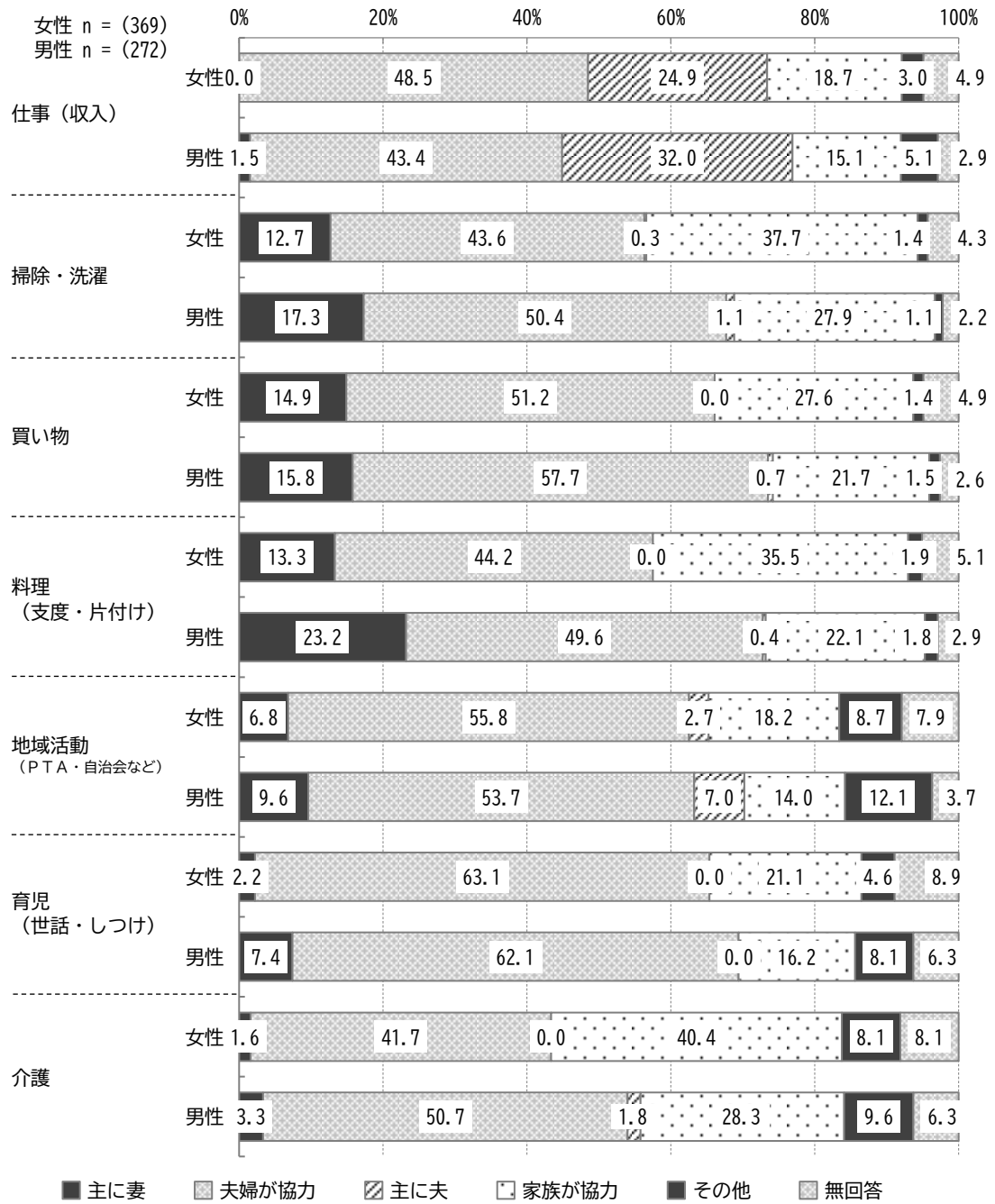
現状と課題

- ◇ ワーク・ライフ・バランスについては、男女を問わず推進していくことが求められていますが、父親が子育ての喜びを実感し、子育ての責任を認識しながら、積極的に子育てに関わるよう促していくことがより一層求められています。また、男性が子育てや家事に関わっていないことが女性の継続就業を困難にし、少子化の一因となっているという現状もあります。
- ◇ 自らの望むバランスを実現し、充実した生活を送るためには、家事や介護についても男女がともに責任を担うことが求められています。また、自らの知識や経験を地域社会に活かすためにも、男性の地域活動への参加を促す必要があります。
- ◇ 市民アンケート調査によると、家庭内での役割分担について、希望としては、全ての項目で「夫婦が協力」が最も高くなっているものの、現実としては、男女ともに「掃除・洗濯」、「料理」は「主に妻」、「仕事」は「主に夫」、介護は「その他」が最も高くなっています。
- ◇ 地域活動への参加状況について性別でみると、「活動・参加したことがない」人の割合が、女性は21.1%、男性は33.1%と男性の方が高くなっています。
- ◇ 「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」といった固定的な性別役割分担意識は、変化はしているもののいまだ根強く残っており、男女間や世代間による意識の差も大きいと言えます。また、このような意識は、女性だけでなく、男性の生きづらさの一因にもなっています。性別・年代別の意識の違いに配慮し、特に若い世代や男性の関心が高い分野を取り上げるなどの取組が求められています。
- ◇ 市民アンケート調査によると、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方について、反対（「反対である」と「どちらかといえば反対である」の合計）と回答した女性が57.2%だったのに対し、男性は41.9%でした。

今後の方向性

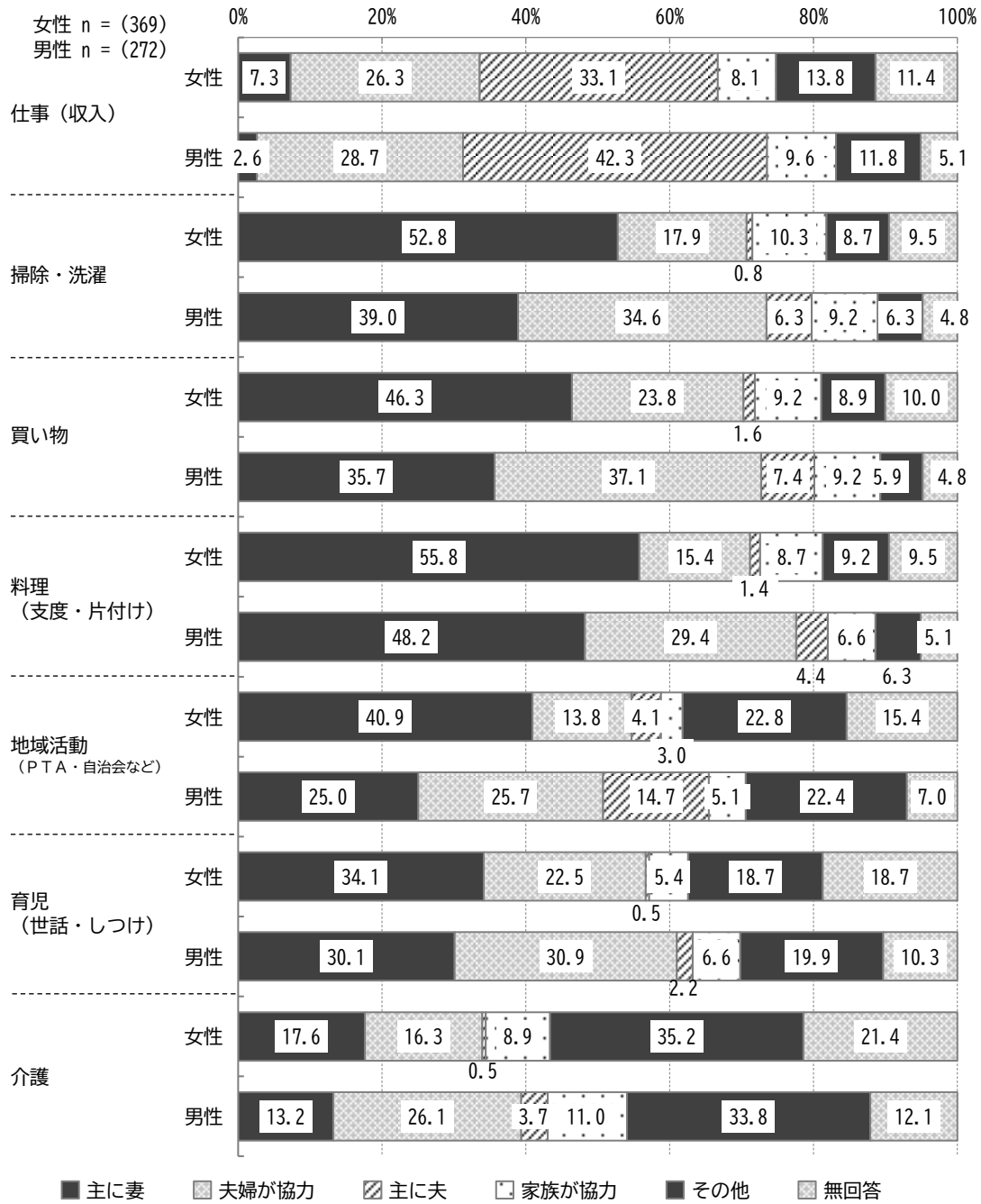
- ◇ 男性の家事・育児・介護、地域活動への参加を促進するため、啓発、情報提供を行うとともに、男性が育児に参加しやすい環境づくりに努めます。
- ◇ 家庭や職場だけでなく、社会制度や慣行においても、男女が責任を分かち合い役割を担い合えるよう、固定的性別役割分担意識の解消に向け、情報提供・学習機会の提供を行います。

家庭内での役割分担（希望）



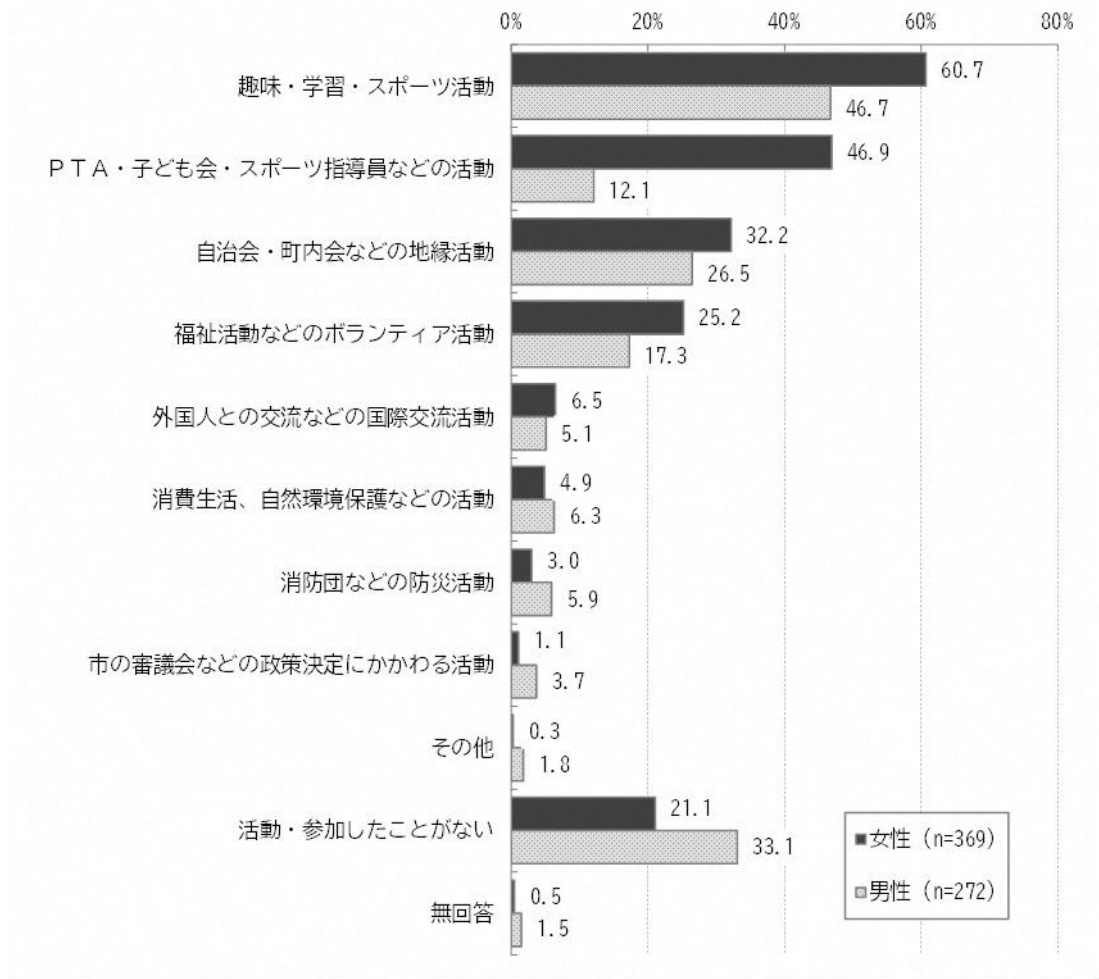
【出典】東久留米市（令和3年度）「男女平等・共同参画に関するアンケート調査」

家庭内での役割分担（現実）

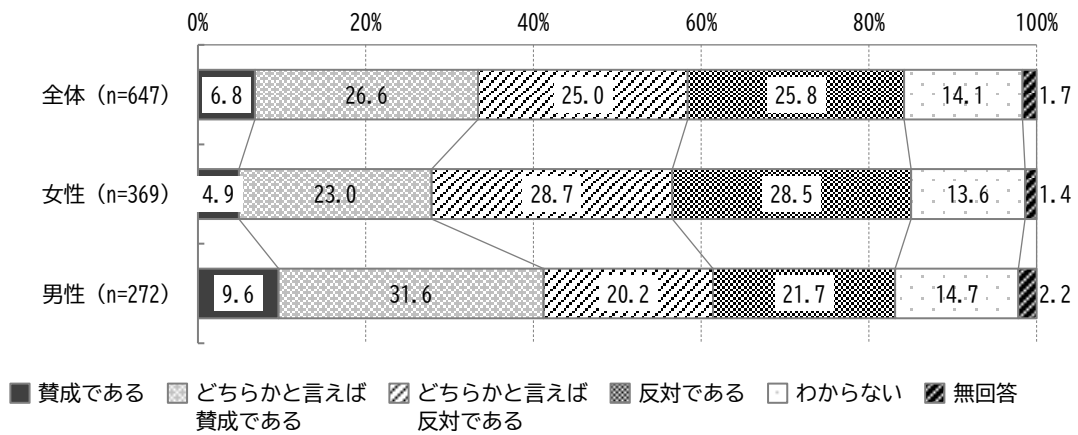


【出典】東久留米市（令和3年度）「男女平等・共同参画に関するアンケート調査」

地域活動への参加状況



夫は外で働き、妻は家庭を守るべきであるという考え方に対する意識



【出典】東久留米市（令和3年度）「男女平等・共同参画に関するアンケート調査」

夫は外で働き、妻は家庭を守るべきであるという考え方に対する意識（全国の調査結果）

	賛成である	どちらかと言えば賛成である	どちらかと言えば反対である	反対である	わからない
全体(n=2,645)	7.5	27.5	36.6	23.2	5.2
女性(n=1,407)	6.5	24.6	38.5	24.9	5.5
男性(n=1,238)	8.6	30.8	34.4	21.2	4.9

内閣府（令和元年度）「男女共同参画社会に関する世論調査」

東久留米市の取り組み

つながるカフェ

男女平等推進センターでは、ひきこもりなどの生きづらさを抱えている女性向けの交流の場〈つながるカフェ〉を毎月開催しています。お気軽にお問合せ・ご参加ください。

- ・日 時 毎月第2木曜日 午後2時～午後4時
- ・会 場 東久留米市男女平等推進センター
フィフティ・フィフティ
東久留米市役所2階
- ・参加費 無料



つながるカフェ

施策① 男性の家事・育児・介護・地域活動への参加促進

No.	事業名	事業内容	担当課
32	男性の家事・育児・介護・地域活動への参加促進	男性向けに家事・育児・介護等に関する啓発を行うとともに関係各課と連携しながら、両立支援制度等の情報提供を行います。	生活文化課
		父親の育児への参加を後押しするため、行事へ参加しやすい環境を整備します。また、父親向けの育児情報を提供するなど、父親の育児参加を支援します。	子育て支援課
		男性向けの家庭教育講座等を実施し、シニア男性に対する情報提供や学習機会の提供を図ります。	生涯学習課

施策② 固定的性別役割分担意識の解消に向けた意識啓発

No.	事業名	事業内容	担当課
33	固定的性別役割分担意識の解消に向けた意識啓発	「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」といった固定的役割分担意識を解消するための情報提供や意識啓発を行います。	生活文化課

目標Ⅲ 安心・安全な暮らしの実現

施策の方向1 配偶者等からの暴力防止と被害者の自立に向けた支援

現状と課題

- ◇ 暴力は、自己肯定感や自尊感情を失わせるなど、心への影響も大きいものであり、その後の人生に大きな支障を来し、貧困や様々な困難にもつながることもある深刻な問題です。暴力の背景には、社会における男女が置かれた状況の違いや根深い偏見等が存在しており、女性に対する暴力根絶には、社会における男女間の格差是正及び意識改革が欠かせません。
- ◇ 女性に対する暴力を根絶するため、暴力の加害者、被害者、傍観者とならないための幼児期からの教育をはじめとした暴力を容認しない社会環境の整備等、暴力の根絶のための基盤づくりの強化を図ることが求められています。
- ◇ 市民アンケート調査では、DVの被害経験（「何度も受けた」と「1、2度受けた」の合計）について、女性は「大声でどなる」が37.6%、「何を言っても無視する」が19.5%、「『誰のおかげで生活できるんだ』『かいしょうなし』などと侮辱的なことを言う」が17.4%と高く、すべての項目で男性を上回っていました。一方、男性は「大声でどなる」が26.8%、「何を言っても無視する」が16.9%と高い結果となりました。
- ◇ 市民アンケート調査によると、「DV防止や被害者支援のために必要な対策」は、「家庭内でも暴力は犯罪であるという意識啓発」が最も高く、54.1%でした。
- ◇ DVの相談経験について、「相談はしていない」の割合が62.0%と最も高く、性別では、女性が57.1%、男性が69.7%と男性の方が相談経験のない人が多いことがわかります。相談しなかった理由については、「相談する程のことでないと思う」、「自分も悪いところがあると思う」の割合が男女ともに高くなっています。また、男性が悩みを相談できない背景には、「男らしさ」というアンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）があることがうかがえます。
- ◇ 配偶者やパートナーから暴力を受けた場合に相談できる機関を知らないという人が一定数いることから、相談機関の周知を図ることも必要です。
- ◇ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、精神的暴力を含めた配偶者等からの暴力に関する相談件数の増加や、SNSやメール等、多様な相談手段へのニーズを踏まえ、相談手法も含めた相談支援体制の充実を図るとともに、家庭に居場所のない被害者等が安心できる居場所づくりを進めることが重要です。

- ◇ 暴力の被害者に対しては、相談から保護・自立支援、自立後の継続的支援にいたるまで、行政と民間団体とが連携し、時代とともに多様化する女性が抱える困難にも対応しながら、専門的な支援を早期から切れ目なく、包括的に提供する必要があります。

今後の方向性

- ◇ すべての人が暴力は犯罪となる行為を含む重大な人権侵害であるという認識を持ち、加害者や被害者、傍観者にもならないよう、様々な機会を通じて意識啓発を行います。また、関係各課や関係機関、被害者の周囲の人たちによる、早期発見のための理解促進と連携強化を図ります。
- ◇ 被害を潜在化させないよう、相談窓口・支援機関等の周知を図るとともに、被害者の置かれている状況や背景を理解しながら適切な対応ができるよう、相談・支援体制の整備と資質向上に努めます。
- ◇ 被害者や子どもの安全確保を第一に、被害者情報の徹底した管理と民間シェルターを含む関係機関との連携強化に努めます。また、被害者が自立し、安心して暮らしていくために、生活・就労・経済面での支援をするとともに、子どもを含む家庭に対する支援など、庁内・外の関係機関との連携により被害者の自立支援に努めます。

東久留米市の取り組み

デートDV防止リーフレット ～「これって当たり前？」～

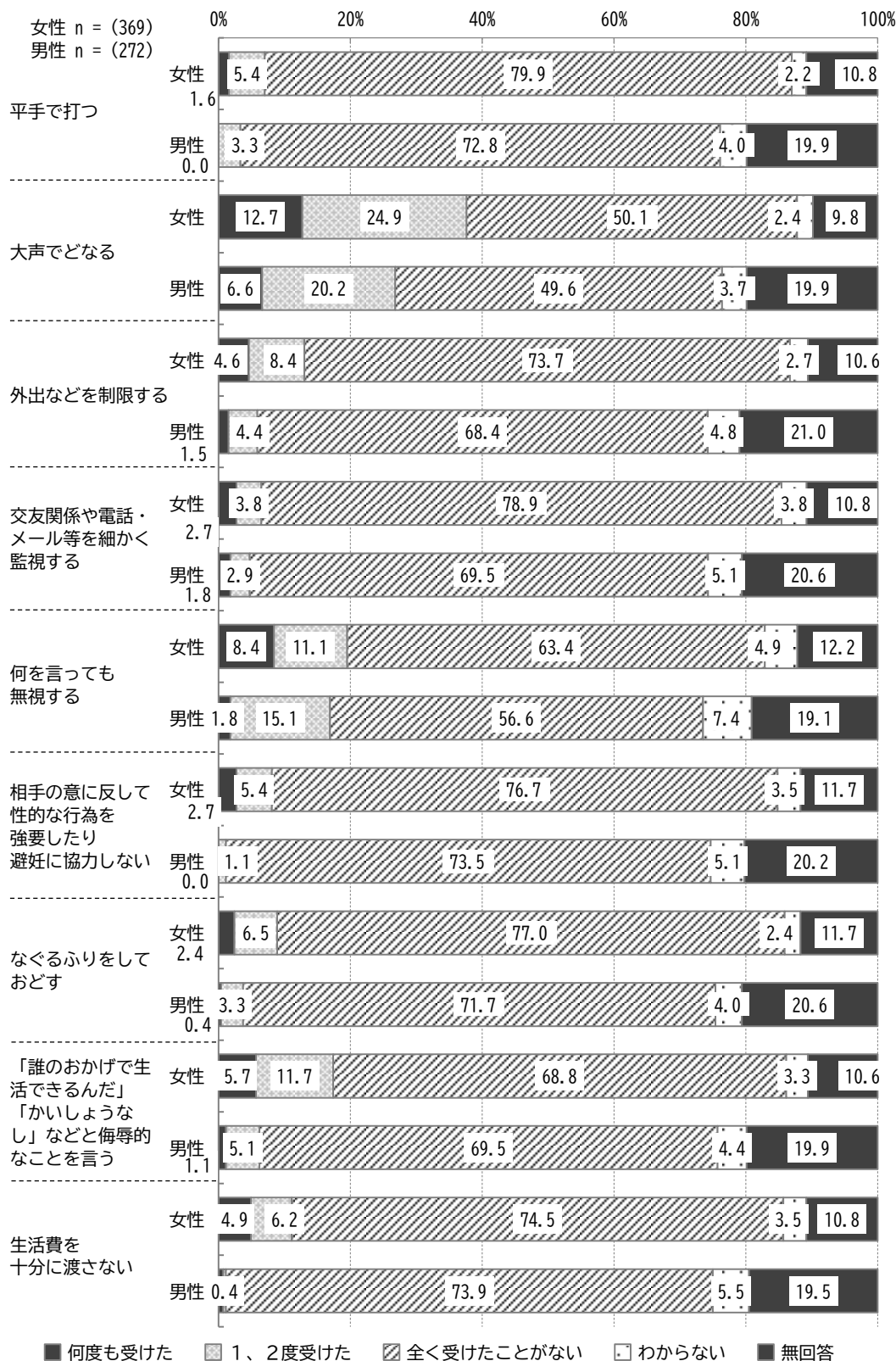
男女平等推進センターでは、若年層向けにデートDVの加害者にも被害者にもならないための啓発資料「これって当たり前？」を作成しました。ぜひ、ご利用ください。

詳しくは、こちらからご覧ください。

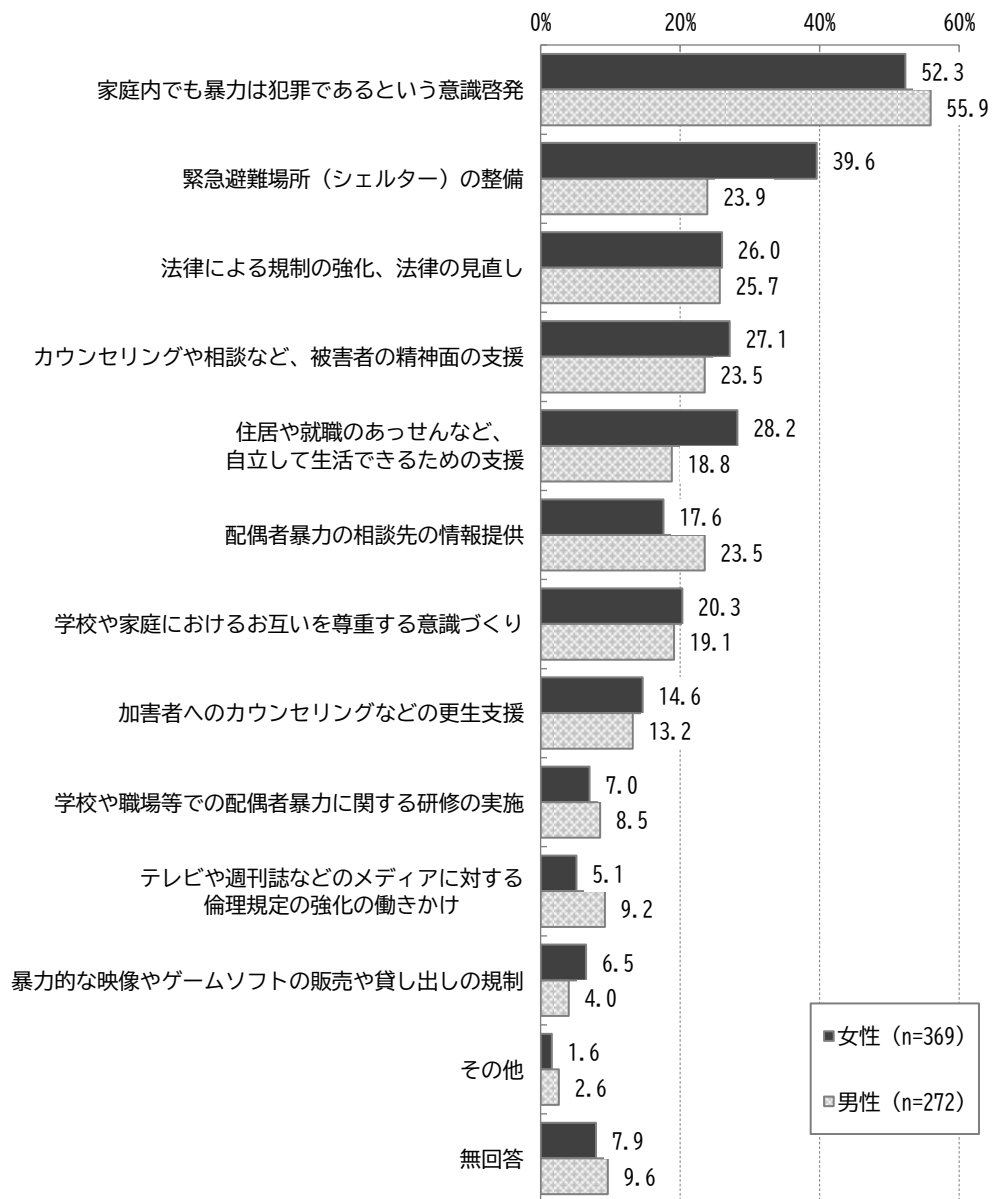


デートDV防止
リーフレット

DVの被害経験

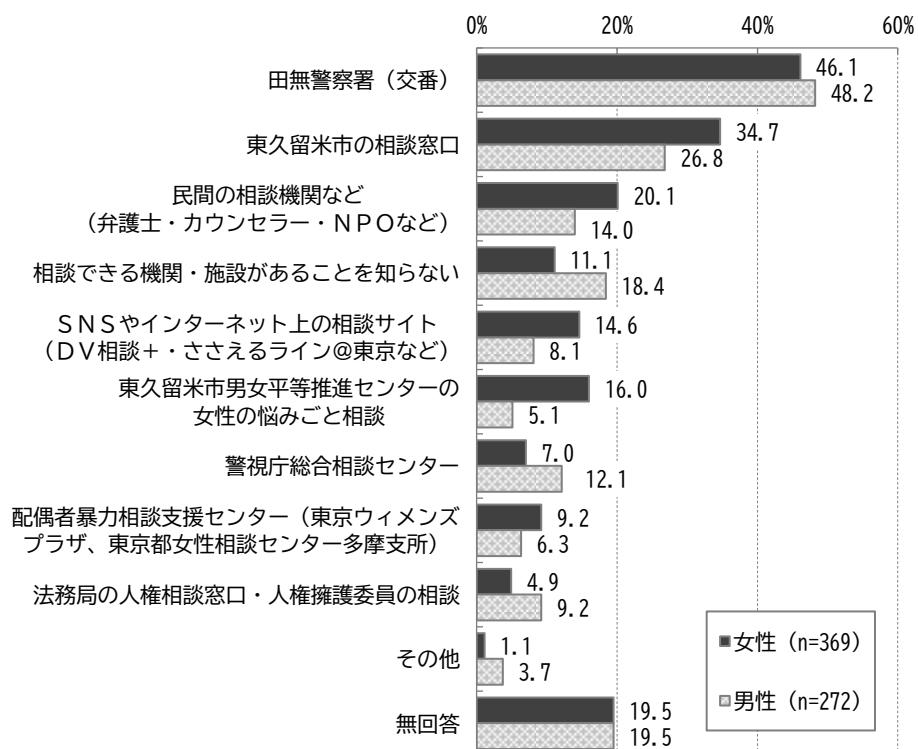


DV防止や被害者支援のために必要な対策

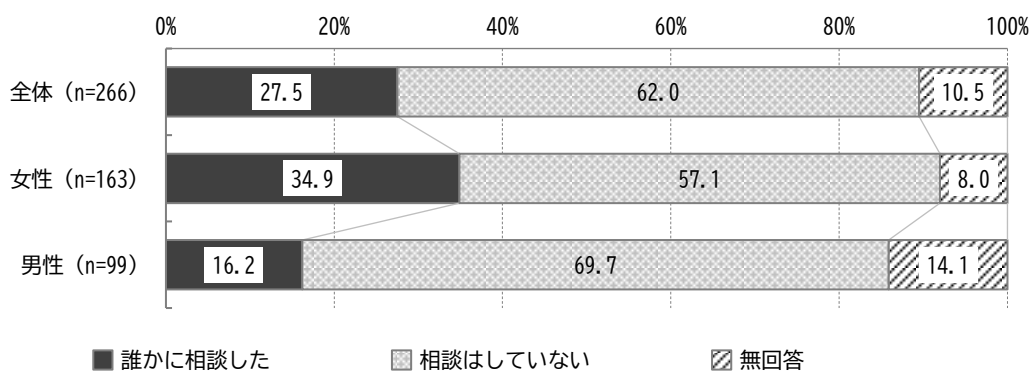


【出典】東久留米市（令和3年度）「男女平等・共同参画に関するアンケート調査」

配偶者やパートナーから暴力を受けた場合に相談できる機関の認知度

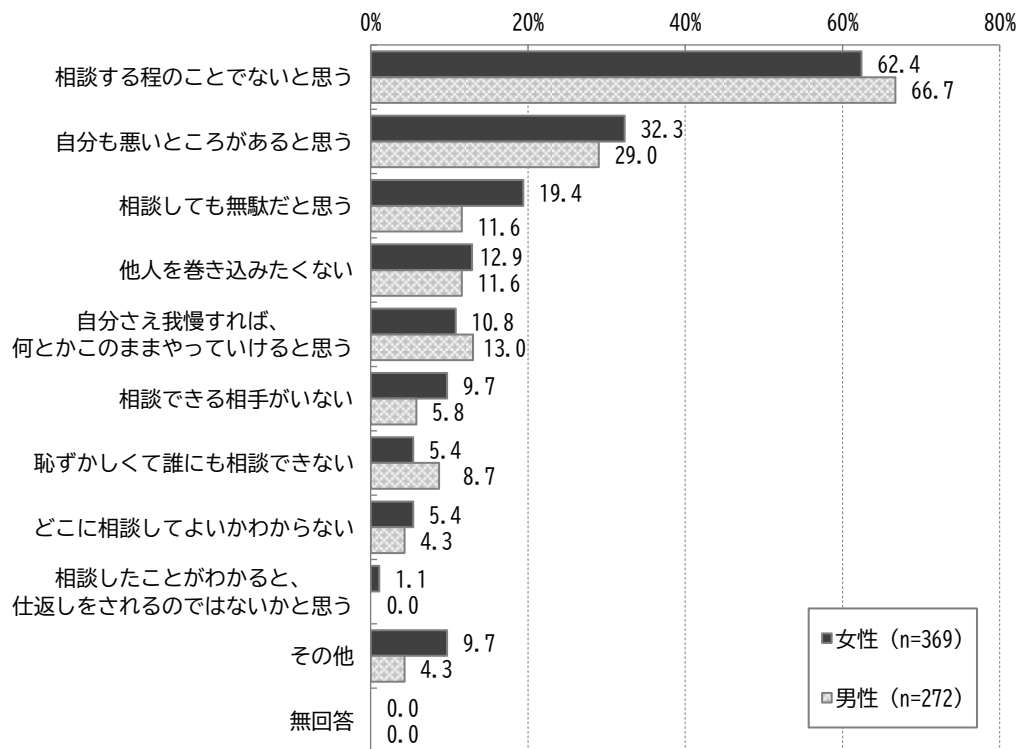


DVの相談経験



【出典】東久留米市 (令和3年度)「男女平等・共同参画に関するアンケート調査」

相談していない理由



【出典】東久留米市（令和3年度）「男女平等・共同参画に関するアンケート調査」

施策① 暴力の未然防止と早期発見のための取組強化

No.	事業名	事業内容	担当課
34	暴力の未然防止のための意識啓発	暴力防止や根絶に向けた啓発や情報提供の充実を図ります。	生活文化課
35	若年層に向けた暴力防止の啓発	SNS等、若者に身近な媒体を活用し、暴力防止の啓発や情報提供を行います。	生活文化課
36	学校での道徳教育及び人権教育の充実	学童期からの道徳教育及び人権教育を充実させるとともに、若者に身近な媒体であるSNS等による人権侵害に関する啓発や情報提供を行います。	指導室
37	早期発見のための理解促進	被害者の周囲の人や相談担当者等が、早期に被害に気づき、支援につなぐことができるよう、配偶者暴力に関して正しく理解を深めるための取組や情報提供を行います。	生活文化課
38	関係機関との連携強化	東京都や他市区町村など関連自治体間との相互連携に努めるとともに、警察や医療機関等の地域の関係機関と情報共有し連携強化を図ります。	関係各課

施策② 相談窓口の周知と相談体制の充実

No.	事業名	事業内容	担当課
39	相談窓口の周知	相談窓口や支援機関について、必要な情報を周知し、適切な相談を行います。	関係各課
40	相談体制の整備	各種相談・訪問等を実施する課が相互に連携・役割を補完し合い、一体となった相談体制の整備を図ります。	関係各課
41	庁内の相談・支援体制の整備と資質向上	「配偶者暴力対策庁内連絡会」を通じ、関係各課が行う支援策の情報共有を行い、支援体制の整備を図ります。	関係各課

施策③ 被害者の安全確保と自立支援

No.	事業名	事業内容	担当課
42	情報管理の徹底	被害者情報が流出することのないように、個人情報の管理を徹底します。	関係各課
43	被害者や子どもの安全確保	被害者や子どもがいる場合にはその子ども、関係者に危害が及ばないように、関係機関との連携を強化し、安全の確保に努めます。	関係各課
44	自立のための支援体制の整備	被害者がその生活を再建し、自立できるまで、関係各課及び関係機関が連携を図り、総合的、継続的に支援を行います。	関係各課

施策の方向2 女性や子どもに対するあらゆる暴力の防止と根絶

現状と課題

- ◇ 女性や子どもに対する暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。暴力の防止と被害からの回復のための取組を推進し、暴力の根絶を図ることは、男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重要な課題です。性犯罪・性暴力、配偶者等からの暴力、ストーカー行為、職場等におけるハラスメントは引き続き深刻であり、暴力の当事者とならないための教育、暴力を容認しない社会環境の整備に向けた啓発を強力に推進する必要があります。
- ◇ 子ども、若年層に対する性的な暴力について、家族をはじめとする身近な者からの被害は特に潜在化・深刻化しやすく、被害に遭うと一生拭い難い影響が生じます。子どもや若年層が性暴力を認識し、加害者にならず、被害に遭った場合は、被害を認知し、訴えることができるように低年齢からの教育を強化する必要があります。
- ◇ いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・「JKビジネス」問題、児童買春・児童ポルノ等をはじめ、子ども、若年層に対する性暴力被害の予防等のための被害防止啓発、意識の向上に向けた取組を強化する必要があります。
- ◇ セクシュアル・ハラスメントをはじめ、マタニティ・ハラスメントやパワー・ハラスメントといったハラスメントや、性犯罪・性暴力の被害者に対し、相談や支援に関する情報を発信するとともに、啓発による性暴力等を許さない気運の更なる醸成を図ることが求められています。

今後の方向性

- ◇ 家庭や学校、地域、職場等における暴力の防止と根絶を図るため、女性や子どもに対するあらゆる暴力は、男女共同参画の実現を阻害する重大な人権侵害であるという認識を高めるための啓発や情報提供を行います。
- ◇ あらゆるハラスメントや性犯罪・性暴力を防止するため、子どもや若年層に向けた意識啓発や情報提供等の取組を強化します。

施策① 性暴力等あらゆる暴力の防止と根絶

No.	事業名	事業内容	担当課
45	暴力の未然防止のための啓発や情報提供	暴力の未然防止のために、各種広報媒体の活用や、講座の実施など暴力防止のための啓発や、相談先の情報提供の充実を図ります。	生活文化課
46	若年層に向けた性暴力・性犯罪防止の啓発	SNS等、若者に身近な媒体を活用し、性暴力・性犯罪等の深刻な性的被害を防止するための啓発や情報提供を行います。	生活文化課
47	学校での道徳教育及び人権教育の充実	学童期からの道徳教育及び人権教育を充実させるとともに、若者に身近な媒体であるSNS等による人権侵害に関する啓発や情報提供を行います。	指導室
48	メディア・リテラシーの向上	人権尊重及び性別役割分担意識の解消の観点から、メディアが発信する情報や表現について、主体的に評価し、正しく理解する力を養います。	生活文化課 指導室

施策② ハラスメントの防止と根絶

No.	事業名	事業内容	担当課
49	市内事業所へのハラスメント防止に向けた意識啓発や情報提供	東京都や関係機関と連携し、市内事業所へのハラスメント防止に向けた意識啓発や相談先等の情報提供を行います。	産業政策課

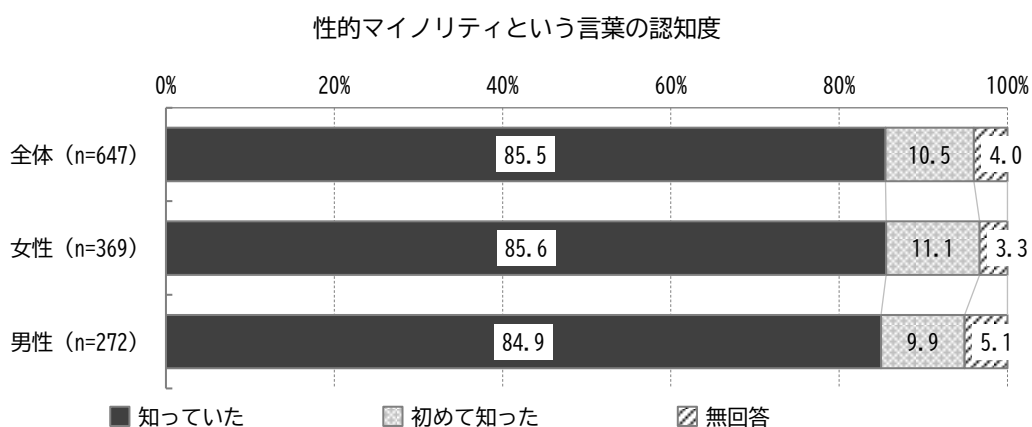
施策の方向3 困難を抱える女性等が安心して暮らせるための支援

現状と課題

- ◇ 女性は、経済社会における男女が置かれた状況の違い等を背景として、貧困等生活上の困難に陥りやすいとされています。とりわけ女性の貧困は、ひとり親をはじめ子育て世帯においては子が成人した後も続くことや、不安定な就業を継続せざるを得ない単身女性、高齢女性も含め、全ての年代の女性に生じ得ることに留意する必要があります。
- ◇ 外国人、障害者、性的指向・性自認に関すること等を理由とした社会的困難を抱えている場合、固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見を背景に、さらに複合的な困難を抱えることがあります。様々な属性の人々についての正しい理解を広め、社会全体が多様性を尊重する環境づくりを進めることが必要とされています。
- ◇ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、社会的に弱い立場にある人により深刻な影響をもたらしています。また、平時の固定的な性別役割分担意識を反映したジェンダーに起因する諸課題が一層顕在化し、必要な支援も明らかになってきています。男女共同参画の視点に立ち、多様な困難を抱える全ての女性等に対するきめ細かな支援を行うことにより、女性が安心して暮らせるための環境整備を進めることが必要です。
- ◇ 性的指向や性自認を理由とする偏見や差別をなくすためには、異性愛など世の中の多数を占める人の意識や社会のあり方を見直す必要があります。誰もが自分の性を尊重され、「自分らしく生きられる社会」を実現するために、理解を深めることが必要です。
- ◇ 市民アンケート調査によると、性的マイノリティ（性的少数者）という言葉について、「知っていた」と答えた人が女性85.6%、男性84.9%と、前回アンケート調査の女性63.2%、男性72.3%を大きく上回っており、性的マイノリティに対する認識が広がっていることがわかります。
- ◇ 性的マイノリティ当事者が安心して過ごせる環境整備のための有効な取組について、「理解を深めるための教育を学校で行う」の割合が男女ともに最も高く、性別で見ると、女性では、「トイレ・更衣室などについて利用しやすい環境を整備する」が53.9%と、男性の28.7%と比べて高くなっています。

今後の方向性

- ◇ 若年者、高齢者、障害者、外国人、性的マイノリティ当事者等、生活上の様々な困難を抱える女性等が安心して暮らせるよう、相談支援の充実や相談機関の周知・連携を図るとともに、自立に向けた就労支援の推進を行います。
- ◇ 互いの個性や多様な生き方を認め合い、性的指向・性自認を理由とする偏見や差別をなくすため、人権尊重の理解促進と意識啓発に取り組めます。

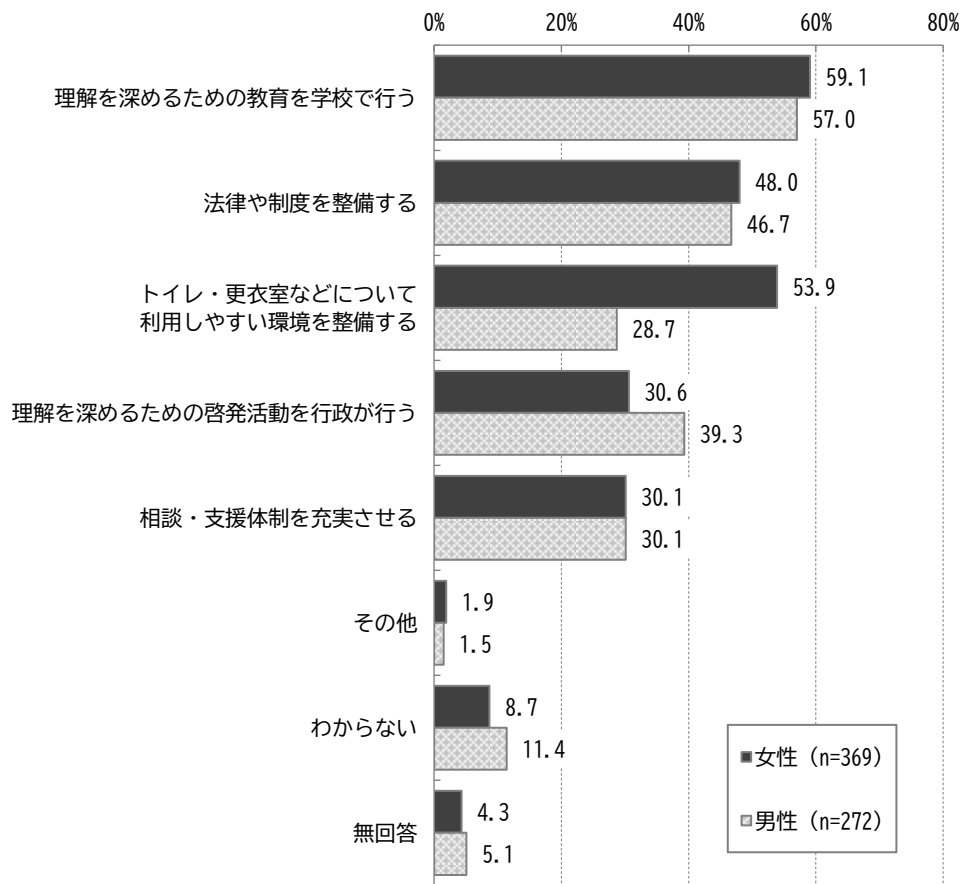


性的マイノリティという言葉の認知度（前回のアンケート調査結果）

	知っている	初めて知った	無回答
全体 (n=574)	66.9	29.3	3.8
女性 (n=307)	63.2	33.9	2.9
男性 (n=249)	72.3	22.9	4.8

【出典】東久留米市（平成 28 年度）「男女平等・共同参画に関するアンケート調査」

性的マイノリティ当事者が安心して過ごせる環境整備のための有効な取組



【出典】 東久留米市（令和3年度）「男女平等・共同参画に関するアンケート調査」

施策① 生活上の様々な困難を抱える女性等への支援

No.	事業名	事業内容	担当課
50	複合的に困難を抱える人への支援	若年者、高齢者、障害者、外国人、性的マイノリティ当事者等で、複合的に困難を抱える人に対し、適切な機関につなげられるよう、関係各課・関係機関と連携しながら相談に応じます。	関係各課
51	女性の人権を守る各種相談事業の実施	女性の様々な悩みや法律的な相談に対応するため、男女平等推進センター事業として、専門相談(女性の悩みごと相談、女性弁護士による法律相談)を行います。	生活文化課
52	生きづらさを抱える女性への支援	ひきこもり等、生きづらさを抱える女性が安心して参加し、当事者同士でつながることができる場を提供するとともに、参加者のエンパワメントを図りながら、当事者による主体的な居場所づくりへの動きをサポートします。	生活文化課
53	生理の貧困対策	生理の貧困対策として、防災備蓄等を活用し、必要とする女児等に配布できるよう関係各課と調整します。	生活文化課
54	ひとり親家庭等への支援	ひとり親家庭等に対し、経済的・精神的な相談を含む生活全般に関する相談に対応するとともに、関係機関とも連携しながら、ひとり親家庭等の自立支援を行います。	児童青少年課
55	生活困窮者への自立相談支援事業の実施	生活困窮者に対して、広く相談を行うとともに、本人の状況に応じ、継続的に支援します。	福祉総務課

No.	事業名	事業内容	担当課
56	自立した生活を送るための就労自立支援	生活保護世帯及び生活困窮者世帯に対し、各種制度等を活用しながら、自立した生活を送るための就労支援を行います。	福祉総務課
57	障害者への就労自立支援	障害者の自立を図ることを目的に、障害者の就労支援及び働き続けるための支援を行います。	障害福祉課
58	外国人への支援	外国人が安心して暮らせるよう、外国人向けの情報発信や交流の場の提供等を行います。	生活文化課

施策② 互いの個性や多様な生き方を認め合う人権尊重の意識啓発

No.	事業名	事業内容	担当課
59	多様な性自認・性的指向に対する理解促進	多様な性自認・性的指向の人への偏見や差別をなくすため、人権尊重の理解促進と意識啓発を図ります。また、子どもに関わる人達への理解促進を図ります。	生活文化課

施策の方向4 生涯にわたる健康支援

現状と課題

- ◇ 男女が互いの身体的性差を十分に理解し合い、人権を尊重しつつ、相手に対する思いやりを持って生きていくことは、男女共同参画社会の形成に当たっての大前提となります。
- ◇ 市民のヘルスリテラシー（健康について最低限知っておくべき知識）を向上させるとともに、年代ごとの課題や、健康を阻害する社会的要因への対応も含め、近年の女性の健康に関わる問題変化に応じた支援が必要となります。
- ◇ 「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）」とは、妊娠や出産について、女性が自らの意思で選択・決定することであり、女性の生涯にわたる心身の健康の問題に対応し、健康を確保することを意味します。これらの問題について、男女が共に関心を持ち、正しい知識・情報を得られるよう、取組を推進する必要があります。
- ◇ 男女が互いの性差に応じた健康について理解を深めつつ、男女の健康を生涯にわたり包括的に支援するための取組や、男女の性差に応じた健康を支援するための取組を総合的に推進する必要があります。

今後の方向性

- ◇ 生涯にわたって、誰もがいきいきと充実した生活が送れるよう、ライフステージに応じた心と体の健康づくり支援や啓発、情報提供を継続するとともに、健診・がん検診等の受診率向上のための取組や、保健指導等を行います。
- ◇ 「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」をはじめとした、健康と性に関する啓発と学習機会を提供するとともに、小・中学校における薬物乱用防止等の意識啓発や発達段階に応じた性教育の実施、妊娠・出産期にある女性の母性保護と母子保健の充実を図ります。

施策① 生涯にわたる健康支援

No.	事業名	事業内容	担当課
60	各種健康診査及び健康相談事業の充実	予防のための健診の受診率を上げ、生活習慣病の予防、改善を図ります。	健康課
61	こころの健康支援	こころの健康や自殺予防のための相談窓口等の周知を行います。	健康課

施策② リプロダクティブ・ヘルス/ライツの理解促進

No.	事業名	事業内容	担当課
62	生涯を通じた健康の保持増進等のための啓発及び情報提供	リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(性と生殖に関する健康/権利)に関する啓発及び情報提供を行います。	生活文化課
63	妊娠中及び出産後の健康管理の啓発及び相談事業の充実	プレパパママクラスでの健康管理の啓発や、妊娠中及び出産後の健康づくりとして、妊産婦・新生児訪問や育児相談等相談事業の充実を図ります。	健康課
64	出産・育児に関する情報提供と男性の理解の促進	女性が主体的に出産・育児を考えられるよう情報提供するとともに、妊娠中の女性の体の変化や育児について、男性の理解促進を図ります。	健康課
65	発達段階に応じた適切な性教育の実施	学校における性教育は、学習指導要領に則して、児童・生徒の発達段階を踏まえて計画的に実施します。	指導室
66	感染症や性感染症の予防、禁煙、薬物乱用の防止に関する教育の実施	健康教育をはじめとして、感染症や性感染症とその予防、禁煙、薬物乱用防止等に関する指導を行います。	指導室

目標Ⅳ 男女共同参画社会の実現に向けた推進体制の整備・強化

施策の方向1 男女平等推進センターの機能強化と情報発信の充実

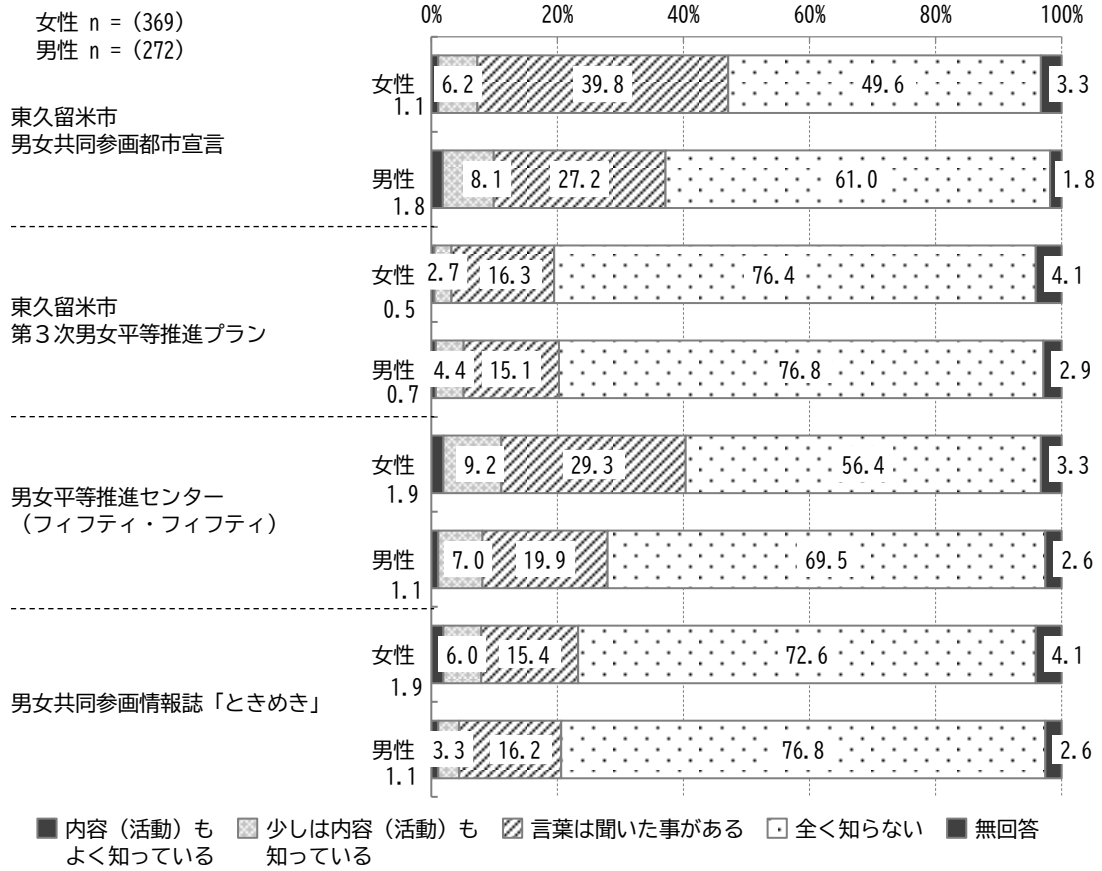
現状と課題

- ◇ 男女平等推進センターは、男女共同参画の視点から地域の課題解決を行う拠点として、その機能を十分に発揮するために、関係機関・団体と協働しつつ、広報啓発、講座、相談、情報収集・提供、調査研究等、様々な事業を推進することが求められています。
- ◇ 市民アンケート調査では、「男女平等推進センター」だけでなく、「男女共同参画都市宣言」、「男女平等推進プラン」、「男女共同参画情報誌」の認知度が前回アンケート調査と比べ、すべて低い結果となりました。
- ◇ 男女平等推進センターの機能強化のためには、「男女共同参画都市宣言」、「男女平等推進プラン」、「男女平等推進センター」、「男女共同参画情報誌」、これら4つを相互に関連付け、相乗効果を図りながら推進することが重要です。
- ◇ 男女共同参画社会の実現のため、男女共同参画に関する情報の収集を図るとともに、様々な手段により広く市民に提供する必要があります。

今後の方向性

- ◇ 男女平等推進センターで実施する事業を充実させるとともに、ネットワークを構築し地域の課題解決のプラットフォームとなるよう、その機能を強化していきます。また、「男女共同参画都市宣言」、「男女平等推進プラン」、「男女平等推進センター」、「男女共同参画情報誌」の認知度を上げるために、様々な機会を通じて啓発を行います。
- ◇ 男女共同参画の正しい理解促進に向け、男女共同参画に関する情報の収集を図るとともに、広報紙、ホームページ、メールマガジン、SNS等を活用し、市民に対し広報、啓発活動を行います。

男女共同参画に関する言葉や取組の認識



【出典】東久留米市(令和3年度)「男女平等・共同参画に関するアンケート調査」

男女共同参画に関する言葉や取組の認識(前回のアンケート調査結果)

	内容(活動)もよく知っている		少しは内容(活動)も知っている		言葉は聞いた事がある		全く知らない		無回答	
	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性
東久留米市男女共同参画都市宣言	0.3	0.8	4.9	6.0	40.7	36.5	51.1	54.2	2.9	2.4
東久留米市第2次男女平等推進プラン	1.0	0.8	2.6	5.2	33.6	26.5	59.3	64.3	3.6	3.2
男女平等推進センター	1.6	0.8	9.1	8.4	30.0	28.1	56.0	59.8	3.3	2.8
男女共同参画情報誌「ときめき」	1.3	0.4	8.5	6.8	21.8	14.1	65.1	76.7	3.3	2.0

【出典】東久留米市(平成28年度)「男女平等・共同参画に関するアンケート調査」

施策① 男女平等推進センターの機能強化

No.	事業名	事業内容	担当課
67	男女平等推進センター機能の充実	行政と連携した市民参画の拠点として、センター事業を効率的に展開するほか、センター運営協議会を設置し、センターの運営に市民の意見を反映します。また、コーディネーター、専門員がより専門性を発揮できるよう環境整備を進めます。	生活文化課
68	学習機会の提供の充実	男女共同参画社会の実現のための講座等学習機会の提供の充実を図ります。	生活文化課

施策② 情報発信の充実

No.	事業名	事業内容	担当課
69	啓発資料等の発行及び広報紙の活用	男女共同参画情報誌や広報紙、HP、SNS、ニュースレター等の情報媒体を通じた啓発、情報提供・発信を行います。	生活文化課
70	ジェンダー統計(男女別統計)の活用	ジェンダー統計(男女別統計)を積極的に活用し、現状の把握と今後の施策展開に活かします。	生活文化課
71	関係法令や各種制度等の周知	男女共同参画関係法令について、様々な機会を通じて周知を図るとともに、男女共同参画の実現に資する制度等についても、情報収集、情報提供を行います。	生活文化課
72	男女共同参画に関する情報収集及び提供の充実	男女共同参画に関する図書資料等の収集・整備を図るほか、男女共同参画に関する情報を広く収集し、適切に提供します。	生活文化課

施策の方向2 庁内推進体制の強化と関係機関等との連携強化

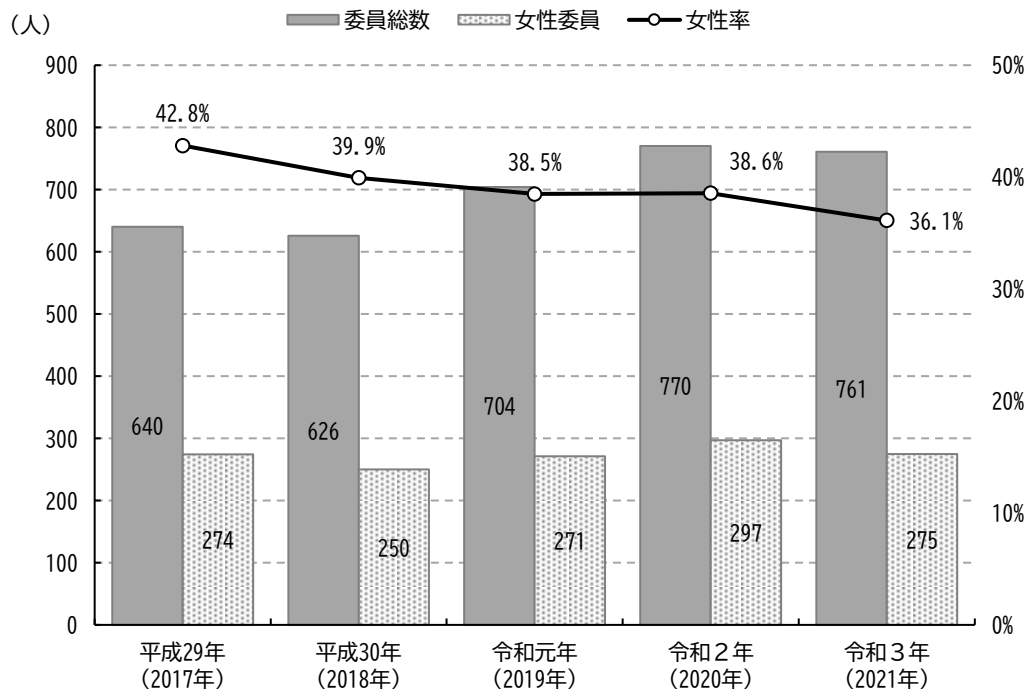
現状と課題

- ◇ 男女共同参画の施策は、人権、教育、防災、労働、福祉、保健など幅広い分野にわたります。その施策を総合的かつ効果的に展開するためには、市職員一人ひとりが男女共同参画の理解を深め、男女双方の視点が政策・方針決定過程において反映されることが重要です。
- ◇ 審議会等委員における女性委員の人数および比率について、平成29(2017)年度から令和3(2021)年度の5年間を振り返ると、審議会の数は増えているものの、女性比率は低下しており、女性の参画状況が芳しくないことがうかがえます。
- ◇ 男女共同参画社会の実現のためには、国や東京都の施策・事業と協調した取組が必要であるとともに、他の自治体や関係機関・団体との連携強化が重要な課題となっています。
- ◇ 男女共同参画に向けた取組を着実に推進するためには、計画期間の最終目標を設定し、その目標に向けて進捗状況を把握しながら事業を進める必要があります。特に、数値目標を設けることは市の状況がどの程度進んでいるのかを検証し、また、成果をわかりやすく示すために効果的です。

今後の方向性

- ◇ 職員一人ひとりが男女共同参画について正しく理解し、男女共同参画の視点を踏まえて施策、事業の立案、運営に臨むために、職員及び管理職への男女共同参画や女性活躍推進についての研修や啓発、情報提供を行います。
- ◇ 国や東京都、企業、学校、地域の団体など、様々な関係機関との連携強化を図るとともに、男女共同参画をより一層推進するための情報収集、調査・研究を行います。
- ◇ これまでの取組におけるデータや今後の見通しを勘案し、数値目標を設定して着実な計画推進に努めます。

審議会等委員における女性委員人数・比率の推移



【出典】東久留米市資料

施策① 男女共同参画の視点を持った組織づくり

No.	事業名	事業内容	担当課
73	審議会委員等委員の男女比率の均等化	政策・方針決定過程への女性の参画拡大に向け、男女がともに参画することの重要性やポジティブ・アクション(積極的改善措置)について庁内に周知し、審議会委員等委員の男女比率の均等化を図ります。	生活文化課 関係各課
74	ジェンダー予算に関する調査研究	ジェンダー予算に関する調査研究を継続して行います。	財政課
75	男女共同参画への理解促進に向けた職員研修の充実	男女共同参画への理解促進に向けた職員研修を実施します。	職員課

施策② 国、東京都、その他の関係機関との連携強化

No.	事業名	事業内容	担当課
76	国、東京都、その他の関係機関との連携強化	国、東京都、その他の関係機関との連携強化を図り、情報収集、調査・研究、及び要請を行っていきます。	生活文化課
77	各種関係団体、人とのネットワークづくりの促進	各種関係団体との連携を推進するとともに、センターに関わる様々な人が新たにネットワークを形成するための支援を行います。	生活文化課

施策③ 推進体制の整備・強化

No.	事業名	事業内容	担当課
78	男女共同参画推進協議会の充実	庁内の推進体制をより強化するため、男女共同参画推進協議会の充実を図ります。	生活文化課
79	男女共同参画推進のための総合調整機能の強化	市政の基本的施策の企画や推進体制等において、男女共同参画の視点に立って総合調整を行います。	企画調整課
80	男女平等推進市民会議の充実	プランの推進に係る事項及び男女共同参画社会の実現のために、解決が必要な課題について検討します。	生活文化課
81	プランの実効性の向上	プランをより実効性のあるものとするために、評価方法を見直し、進捗状況の年次報告を実施します。また、関係各課が男女共同参画の視点を踏まえて各事業に取り組むよう、ヒアリングを行います。	生活文化課
82	男女共同参画を推進するための研究	男女共同参画社会の形成を目指し、施策を積極的に展開するため、条例の制定の研究や先進的な取組を研究し進めていきます。	生活文化課

1. 用語解説

頭文字	用語	解説
【あ行】	アウトティング	本人の同意なく、その人の性的指向や性自認に関する情報を第三者に暴露すること。
	アンコンシャス・バイアス (無意識の思い込み)	誰もが潜在的に持っている思い込みのこと。育つ環境、所属する集団の中で無意識のうちに脳にきざみこまれ、既成概念、固定観念となっていく。
	SNS (エスエヌエス)	ソーシャルネットワーキングサービス (Social Networking Service) の略で、登録された利用者同士が交流できる Web サイトの会員制サービスのこと。代表的なアプリケーションには、LINE (ライン) や Facebook (フェイスブック)、Twitter (ツイッター)、Instagram (インスタグラム) などがある。
	LGBT (エルジービーティ)	性的マイノリティ (性的少数者) を表す総称の1つであり、Lesbian (レズビアン、女性同性愛者)、Gay (ゲイ、男性同性愛者)、Bisexual (バイセクシュアル、両性愛者)、Transgender (トランスジェンダー、性自認が出生時に割り当てられた性別とは異なる人) の頭文字をとった言葉である。最近では、LGBTに「Q+ (キュープラス)」を加えたLGBTQ+という言葉が使われ始めている。「Q」は2つの意味を表しており、1つ目のQuestioning (クエスチョニング) は、自分の性のあり方について、わからない、迷っている、決めたくない人等を表す言葉で、2つ目のQueer (クイア) は、元々風変わりな、奇妙なという意味で同性愛者を侮辱する言葉であったものが、当事者が前向きな意味で使い始めたため性的マイノリティを包括する言葉として使われている。「+」は、LGBTQ以外にも多様な性のあり方を包括できるようにしている。
	エンパワーメント	自ら主体的に行動することによって状況を変える力をつけること。
【か行】	合計特殊出生率	15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したものの。
	固定的性別役割分担意識	男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、「男は仕事・女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等のように、男性、女性という性別を理由として役割を固定的に分ける考え方のこと。

頭文字	用語	解説
【さ行】	「JKビジネス」問題	児童の性を売り物にする営業の一つで、「JK」、すなわち「女子高校生」などの18歳に満たない者を雇い、表向きには性的サービスを行わない健全な営業を装いながら、「裏オプショ
	ジェンダー	「社会的・文化的に形成された性別」のこと。人間には生まれついての生物学的性別（セックス／sex）がある。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」（ジェンダー／gender）という。「社会的・文化的に形成された性別」は、それ自体に良い、悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われている。
	ジェンダー統計	男女間の意識による偏り、格差及び差別の現状並びにその要因や現状が生み出す影響を客観的に把握するための統計のこと。
	ジェンダー主流化	あらゆる分野でのジェンダー平等を達成するため、すべての政策、施策及び事業について、ジェンダーの視点を取り込むこと。
	ジェンダー予算	政策策定、予算編成、執行、決算、評価など予算の全過程に男女共同参画の視点を反映し、男女共同参画を促進するようにしていくこと。男女共同参画社会の形成に影響を与え得る全ての施策が対象となり得る。「ジェンダー予算」に定まった手法は確立されておらず、各国で多様な取組が行われている。
	持続可能な開発のための2030アジェンダ (持続可能な開発目標：SDGs)	平成27(2015)年9月に国連で採択された、平成28(2016)年から令和12(2030)年までの国際目標。「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、経済・社会・環境をめぐる広範な課題に総合的に取り組むため、先進国を含む国際社会全体の目標として、2030年を期限とする包括的な17の目標(Sustainable Development Goals: SDGs)を設定。ゴール5ではジェンダー平等の達成と全ての女性及び女児のエンパワーメントが掲げられており、すべての目標とターゲットにおける進展において死活的に重要な貢献をするものとされている。

頭文字	用語	解説
【さ行】	性的指向・性自認	性的指向 (Sexual Orientation) とは、人の恋愛・性愛がどういう対象に向かうのかを示す概念である。性自認 (Gender Identity) とは、自分の性をどのように認識しているのか、どのような性のアイデンティティ (性同一性) を自分の感覚として持っているかを示す概念である。性的指向と性自認の頭文字を取った「SOGI」という用語もある。なお、性的指向について、例えば、レズビアン (同性を恋愛や性愛の対象とする女性)、ゲイ (同性を恋愛や性愛の対象とする男性)、バイセクシュアル (同性も異性も恋愛や性愛の対象とする人) 等の呼称、性自認について、例えば、トランスジェンダー (出生時の戸籍上の性とは異なる性自認を有する人) 等の呼称があり、これらの頭文字を取った「LGBT」という用語が、性的少数者 (セクシュアルマイノリティ) を表す言葉の一つとして使われることもある。
	セクシュアル・ハラスメント	職場において行われる労働者の意に反する「性的な言動」により、労働者が労働条件について不利益を受けたり、就業環境が害されること。
【た行】	男女共同参画社会	男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担う社会のこと。
	デートDV	結婚前の恋人間の暴力のこと。親密な関係になるにつれて、身体的暴力、精神的暴力、性的暴力が起こりやすい。
	テレワーク	情報通信技術などを活用した、時間や場所にとらわれない柔軟な働き方のこと。
	ドメスティック・バイオレンス (DV)	配偶者や恋人などによって振るわれる暴力のことで、力によって相手を支配し従属的な状況に追い込む行為。殴る・蹴るなどの身体的暴力のほか、無視する・怒鳴る・脅すなどの精神的暴力、交友関係の監視・制限などの社会的暴力、生活費を渡さないなどの経済的暴力、避妊に協力しない、性的行為を強要する性的暴力などがある。
【は行】	パワー・ハラスメント	職場における、以下の3つの要素をすべて満たす行為。 <ul style="list-style-type: none"> ・優越的な関係を背景とした言動 ・業務上必要かつ相当な範囲を超えたもの ・労働者の就業環境が害されるもの

頭文字	用語	解説
【は行】	ポジティブ・アクション (積極的改善措置)	男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう(男女共同参画社会基本法第2条第2号)。また、同法第8条は、国の責務として、国が、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する旨、規定している。男女間において形式的な機会の平等が確保されていても、社会的・経済的な格差が現実存在する場合には、実質的な機会の平等を担保するために積極的改善措置(ポジティブ・アクション)の導入が必要となる。
【ま行】	マタニティ・ハラスメント	働く女性が妊娠・出産を理由とした解雇・雇止めなどの不利益な取扱いをされることや、妊娠・出産にあたって職場で受ける精神的・肉体的ないやがらせのこと。
	メディア・リテラシー	メディアの情報を主体的に読み解く能力、メディアにアクセスし、活用する能力、メディアを通じコミュニケーションする能力の3つを構成要素とする複合的な能力のこと。
【ら行】	ライフステージ	人の一生を幼年期・少年期・青年期・壮年期・老年期などの成長過程や、就職・結婚・子育て・退職など節目となる出来事に応じて区分した各段階のこと。
	リプロダクティブ・ヘルス ／ライツ	リプロダクティブ・ヘルス(性と生殖に関する健康)とは、「人間の生殖システム、その機能と(活動)過程の全ての側面において、単に疾病、障害がないというばかりでなく、身体的、精神的、社会的に完全に良好な状態にあること」を指す。また、リプロダクティブ・ライツ(性と生殖に関する権利)は、「全てのカップルと個人が自分たちの子どもの数、出産間隔、並びに出産する時を責任をもって自由に決定でき、そのための情報と手段を得ることができるという基本的権利、並びに最高水準の性に関する健康及びリプロダクティブ・ヘルスを得る権利」とされている。
	労働力率	就業者と完全失業者の合計が15歳以上の人口に占める割合のこと。
	ロールモデル	具体的な行動や考えを学習・模倣する対象となる人物のこと。
【わ行】	ワーク・ライフ・バランス	働くすべての人が、「仕事」と育児や介護、趣味や学習、休養、地域活動といった「仕事以外の生活」との調和をとり、その両方を充実させる働き方・生き方のこと。

2. 東久留米市男女平等推進市民会議条例

平成8年12月25日 条例第23号

改正 平成13年3月30日 条例第16号

改正 平成14年12月27日 条例第28号

(設置)

第1条 東久留米市男女平等推進プランが目指す男女共同参画社会の実現に向けて、その課題の解決を図るため、市長の附属機関として、東久留米市男女平等推進市民会議(以下「市民会議」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 市民会議は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について協議し、報告する。

- (1) 東久留米市男女平等推進プランの推進にかかわる事項
- (2) 前号のほか、男女共同参画社会の実現のために解決が必要な課題に関する事項

(組織)

第3条 市民会議は、次に掲げる者につき、市長が委嘱する委員10人以内で組織する。

- (1) 学識経験を有する者 2人以内
- (2) 東京都等関係行政機関が推薦する者 2人以内
- (3) 市民公募による者 4人以内
- (4) 市職員で市長が推薦する者 2人以内

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 市民会議に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員が互選する。
- 3 会長は、市民会議を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 市民会議は、会長が招集する。

- 2 市民会議は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 市民会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 市民会議は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を徴することができる。

(部会)

第7条 市民会議は、特定事項又は専門的事項について調査及び検討を行うために必要があると認めるときは、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

3 前2条の規定は、部会の運営について準用する。

(庶務)

第8条 市民会議の庶務は、市民部において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、市民会議の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

付 則 (平成13年3月30日条例第16号)

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

付 則 (平成14年12月27日条例第28号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。

3. 東久留米市男女平等推進市民会議委員名簿

	区分	役職等	氏名
◎	学識経験者	・学校法人 日本社会事業大学理事長 ・元内閣府男女共同参画局長	名取 はにわ
		・一般社団法人 ひきこもりUX会議 代表理事	林 恭子
	東京都等 関係行政機関の 推薦	・人権擁護委員	鶴岡 増夫 R4. 6. 23 から
		・北多摩北地区保護司会 東久留米分区	若林 弘子
	公募市民		岩崎 明子 R4. 12. 22 まで
			田島 学
○			本田 純
			山本 桂子
	市職員	・東久留米市子ども家庭部長	功刀 隆
		・東久留米市教育部長	小堀 高広

*◎は会長 ○は副会長

*区分 東久留米市男女平等推進市民会議条例 第3条による

*任期 令和4年4月1日～令和6年3月31日

4. 東久留米市男女共同参画推進協議会設置要綱

平成 26 年 5 月 14 日訓令乙第 107 号

(設置)

第 1 男女共同参画社会の実現に向けた施策の総合的推進を図るため東久留米市男女共同参画推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 協議会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 東久留米市男女平等推進プランの推進に関する事。
- (2) 男女共同参画社会を実現するための施策に関する事。

(構成)

第 3 協議会は、会長、副会長及び委員をもって構成する。

- 2 会長は、副市長とする。
- 3 副会長は、教育長とする。
- 4 委員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 東久留米市庁議等の設置及び運営に関する規則（昭和 46 年東久留米市規則第 25 号）第 4 条第 1 項に定める庁議の構成員（市長を除く。）
 - (2) その他市長が特に必要と認める者

(会議)

第 4 協議会の会議は、会長が招集し、主宰する。

- 2 会長に事故があるときは、副会長がその職務を代理する。
- 3 会長は、必要に応じ協議会に協議事項に関する職員の出席を求めることができる。

(幹事会)

第 5 協議会に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、協議会の審議事項のうち、指定されたものを事前に検討及び調整等を行う。
- 3 幹事会の構成員は、次の職にある者をもって充てる。
 - (1) 企画調整課長
 - (2) 総務課長
 - (3) 職員課長
 - (4) 生活文化課長
 - (5) 防災防犯課長
 - (6) 福祉総務課長
 - (7) 介護福祉課長
 - (8) 障害福祉課長
 - (9) 健康課長
 - (10) 子育て支援課長

(11) 児童青少年課長

(12) 指導主事

(13) 生涯学習課長

(14) その他会長が必要と認める者

4 幹事会は副会長が招集し、主宰する。

5 副会長は、必要に応じ幹事会に調査、検討事項に関係のある職員の出席を求め、又は職員からなる分科会を置くことができる。

6 幹事会は、検討及び調査等の結果について、協議会に報告するものとする。

(庶務)

第6 協議会及び幹事会の庶務は、市民部生活文化課において処理する。

付 則

この訓令は、平成26年5月22日から施行する。

付 則（平成27年3月23日訓令乙第70号）

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

付 則（平成31年1月17日訓令乙第3号）

この訓令は、平成31年1月17日から施行する。

5. 配偶者暴力対策庁内連絡会の目的と構成

目的：配偶者からの暴力の防止及び被害者保護と支援の庁内連携を図るため、関係部署が連絡会を持ち、情報の共有化と支援体制の整備、担当職員の資質向上を図る。

構成：以下に挙げる職にある者及び担当職員

課長	担当名・係名
生活文化課長	市民相談・施設係
市民課長	住民記録係
福祉総務課長	福祉政策係 保護1係 保護2係
障害福祉課長	福祉支援係 地域支援係
介護福祉課長	地域ケア係
健康課長	保健サービス係
保険年金課長	国保年金資格係
子育て支援課長	保育・幼稚園係 施設給付係
児童青少年課長	児童青少年係 助成支援係 主査（子ども家庭支援センター）
学務課長	学事係
指導室長	指導主事

（事務局）生活文化課

平成15年8月	設置
平成16年12月	保険年金課を追加
平成18年4月	婦人相談員を追加
平成20年4月	組織改正
平成27年4月	組織改正

6. 策定の経過

〈令和3年度〉

年月	事項	内容
5月31日	第1回男女平等推進市民会議	「東久留米市男女平等・共同参画に関するアンケート調査」について
8月2日	第2回男女平等推進市民会議	「東久留米市男女平等・共同参画に関するアンケート調査」について

〈令和4年度〉

年月	事項	内容
5月23日	第1回男女平等推進市民会議	委嘱書、任命書の交付 会長・副会長の選出 諮問書の交付 次期東久留米市男女平等推進プランのスケジュールについて
6月27日	第2回男女平等推進市民会議	次期東久留米市男女平等推進プランの課題抽出について
8月3日	第1回男女共同参画推進協議会	次期東久留米市男女平等推進プランのスケジュール及び施策体系（案）について
8月24日	第3回男女平等推進市民会議	次期東久留米市男女平等推進プランの施策体系（案）について
10月17日	第5回男女平等推進市民会議	次期東久留米市男女平等推進プランの施策体系（案）及び（素案）について
10月31日	第2回男女共同参画推進協議会	次期東久留米市男女平等推進プラン（素案）について
11月14日	第6回男女平等推進市民会議	次期東久留米市男女平等推進プラン（素案）について
11月22日	第3回男女共同参画推進協議会	次期東久留米市男女平等推進プラン（素案）について
1月24日	第7回男女平等推進市民会議	次期東久留米市男女平等推進プラン（案）について
1月30日	男女平等推進市民会議	東久留米市第4次男女平等推進プラン（案）答申
1月31日	第4回男女共同参画推進協議会	次期東久留米市男女平等推進プランについて

7. アンケート調査実施の概要

(1) 調査目的

市民の男女平等・共同参画に関する意識や実態を把握するとともに、次期プランの基礎資料とすることを目的として実施。

(2) 調査対象

- ・ 東久留米市に居住する 18 歳以上の男女 2,000 人
- ・ 令和 3 年 8 月 1 日の住民基本台帳から無作為抽出（年齢層、性別割合は同等となるよう設定の上）

(3) 調査方法

郵送配布－郵送回収法及びインターネットによる調査

(4) 調査期間

令和 3 年 9 月 13 日（月）～10 月 15 日（金）

(5) 回収数及び回収率

- ・ 対象者数 2,000 人（女性：1,000 人、男性：1,000 人）
- ・ 有効回収数 647 人（女性：369 人、男性：272 人、その他：2 人、無回答：4 人）
- ・ 有効回収率 32.4%（女性：36.9%、男性：27.2%）

(6) 調査項目

- | | |
|--------------------------|-----------------------|
| 1 回答者の属性 | 7 防災 |
| 2 家庭生活 | 8 男女平等 |
| 3 子育てと介護 | 9 配偶者やパートナー等からの暴力（DV） |
| 4 仕事と職場 | 10 性的マイノリティ（性的少数者） |
| 5 地域活動 | 11 自由記述 |
| 6 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和） | |

8. パブリックコメントの実施結果

意見募集期間	令和4年12月1日（木）から令和4年12月20日（火）まで
計画案の閲覧場所	生活文化課（市役所2階）・市政情報コーナー（同1階）、中央・滝山・東部・ひばりが丘の各図書館、市ホームページ
受付方法	郵送、ファクスまたは電子メール
意見数	5件

意見の概要と計画策定にあたっての考え方

意見概要	考え方
市民一人ひとりの人権をベースに多様性社会を目指すという基本理念に賛成する。理念に沿って具体的な目標を掲げ、推進することになるのだと思うが、目標が明確化されていないことが、不十分であると考えている。	「第3章 計画の考え方」「2.目標」に目標値を掲げ、本計画における目標を達成するための成果指標としています。
男女平等推進センターの活用、女性の困難に寄り添い、また、女性の強みを活かした地域づくりのために、行政側が変革していくことが必要である。東久留米市は、近隣5市と比較しても、係長職、管理職、市議会議員等の女性割合が低いと思われるため、近隣市の男女共同参画の取組について調査を行うべきではないか。女性割合を増やすために数値目標を掲げ、それぞれの課題に沿った制度、業務の改革が必要と考える。	近隣5市の係長職、管理職、市議会議員の女性割合や男女共同参画の取組については把握しております。また、「第3章 計画の考え方」「2.目標」「目標I ワーク・ライフ・バランスと女性の活躍推進」に係長、課長補佐、課長、部長職の女性割合について目標値を掲げ、取組を推進することとしております。
東久留米市の取組が近隣市と比較して遅れている背景には、男女共同参画条例がないということが、大きな要因としてあると感じている。計画の中にも、条例策定に関する取組を入れる必要があると考える。	「目標IV 男女共同参画社会の実現に向けた推進体制の整備・強化」のNo.82「男女共同参画を推進するための研究」事業で条例制定についても研究することとしております。

<p>市民が訪れやすく、利用しやすいよう、男女平等推進センターの独立化を求める。</p>	<p>男女平等推進センターは、市内で唯一の男女共同参画推進の拠点であり、「東久留米市公共施設等総合管理計画（改訂）」において、「利便性を考慮し、今後は他施設への複合化等も視野に入れつつ、施設機能の充実に努めます。」としております。</p>
<p>アウトリーチを強化するため、男女平等推進センターが実施している出前講座を充実させるとともに、市民自主企画講座も実施してほしい。</p>	<p>男女平等推進センター機能の充実については、「目標Ⅳ 男女共同参画社会の実現に向けた推進体制の整備・強化」のNo.67「男女平等推進センター機能の充実」のとおり取組を推進することとしており、出前講座については、今後、市民自主企画講座の再開も検討しつつ、市民のエンパワーメントを高める手法で実施されることが必要であると考えます。</p>

9. 関係法令

男女共同参画社会基本法

(平成十一年法律第七十八号)

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団

体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女

の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事

項について定めるものとする。

- 一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
- 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
- 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない

い。

- 4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共

同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議(以下「会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。

二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。

三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以上をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。

3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。

4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規

定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法（平成九年法律第七号）は、廃止する。

(経過措置)

第三条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法（以下「旧審議会設置法」という。）第一条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第二十一条第一項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法

第四条第一項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第二十三条第一項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第四条第二項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五条第一項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第三項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第二十四条第一項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第三項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

(略)

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

(平成十三年法律第三十一号)

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章 総則

(定義)

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力(身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。)又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動(以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。)をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合であって

は、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣(以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。)は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針(以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害

者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、

都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第二章 配偶者暴力相談支援センター等 (配偶者暴力相談支援センター)

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。

三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条、第八条の三及び第九条において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。

六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(婦人相談員による相談等)

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

(婦人保護施設における保護)

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第三章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第六条 配偶者からの暴力(配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。)を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法(明治四十年法律第四十五号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法(昭和二十九年法律第六十二号)、警察官職務執行法(昭和二十三年法律第三十六号)その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第八条の二 警視総監若しくは道府県警察本部長(道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。)又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該

被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第八条の三 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第二百二十九号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第四章 保護命令

(保護命令)

第十条 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この章において同

じ。）が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力（配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。）により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力（配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。）により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。）に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

- 一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。）その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。
- 二 命令の効力が生じた日から起算して二月

間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいてはならないこと。

2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。

一 面会を要求すること。

二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。

四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。

五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。

六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。

七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

八 その性的羞しゆう恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

3 第一項本文に規定する場合において、被

害者とその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者とその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者とその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の

申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいはならないことを命ずるものとする。

- 5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

（管轄裁判所）

第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

- 2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- 一 申立人の住所又は居所の所在地
- 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

（保護命令の申立て）

第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面で行わなければならない。

- 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命

等に対する脅迫を受けた状況

- 二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時の事情

- 三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時の事情

- 四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時の事情

- 五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

- ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
- ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

- 2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十八

条ノ二第一項の認証を受けたものを添付し
なければならない。

(迅速な裁判)

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係
る事件については、速やかに裁判をするも
のとする。

(保護命令事件の審理の方法)

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方
が立ち会うことができる審尋の期日を経な
ければ、これを発することができない。た
だし、その期日を経ることにより保護命令
の申立ての目的を達することができない事
情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第十二条第一項第五号イからニ
までに掲げる事項の記載がある場合には、
裁判所は、当該配偶者暴力相談支援セン
ター又は当該所属官署の長に対し、申立人が
相談し又は援助若しくは保護を求めた際の
状況及びこれに対して執られた措置の内容
を記載した書面の提出を求めるものとする。
この場合において、当該配偶者暴力相談支
援センター又は当該所属官署の長は、これ
に速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、
前項の配偶者暴力相談支援センター若しく
は所属官署の長又は申立人から相談を受け、
若しくは援助若しくは保護を求められた職
員に対し、同項の規定により書面の提出を
求めた事項に関して更に説明を求めるこ
とができる。

(保護命令の申立てについての決定等)

第十五条 保護命令の申立てについての決定
には、理由を付さなければならない。ただ
し、口頭弁論を経ないで決定をする場合
には、理由の要旨を示せば足りる。

2 保護命令は、相手方に対する決定書の送
達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは

審尋の期日における言渡しによって、その
効力を生ずる。

3 保護命令を発したときは、裁判所書記官
は、速やかにその旨及びその内容を申立人
の住所又は居所を管轄する警視總監又は道
府県警察本部長に通知するものとする。

4 保護命令を発した場合において、申立人
が配偶者暴力相談支援センターの職員に対
し相談し、又は援助若しくは保護を求めた
事実があり、かつ、申立書に当該事実に係
る第十二条第一項第五号イからニまでに掲
げる事項の記載があるときは、裁判所書記
官は、速やかに、保護命令を発した旨及び
その内容を、当該申立書に名称が記載され
た配偶者暴力相談支援センター（当該申立
書に名称が記載された配偶者暴力相談支
援センターが二以上ある場合にあっては、申
立人がその職員に対し相談し、又は援助若
しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者
暴力相談支援センター）の長に通知するも
のとする。

5 保護命令は、執行力を有しない。

(即時抗告)

第十六条 保護命令の申立てについての裁判
に対しては、即時抗告をすることができる。

2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影
響を及ぼさない。

3 即時抗告があった場合において、保護命
令の取消しの原因となることが明らかな事
情があることにつき疎明があったときに限
り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告
についての裁判が効力を生ずるまでの間、
保護命令の効力の停止を命ずることができ
る。事件の記録が原裁判所に存する間は、
原裁判所も、この処分を命ずることができ
る。

4 前項の規定により第十条第一項第一号の

規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。

- 5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
- 6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。
- 7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。
- 8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(保護命令の取消し)

- 第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。
- 2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一

号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。

- 3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。
(第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て)

第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

- 2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方によっては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法(平成八年法律第九号)の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者(次項において「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、被害者の心

身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用(次号に掲げる費用を除く。)

二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護(同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)に要する費用

三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用
四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護（市町村、社会福祉法人その他相当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

（国の負担及び補助）

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの

二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

第五章の二 補則

（この法律の準用）

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手からの暴力（当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。）及び当該暴力を受けた者について

準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条

被害者

被害者（第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。）

第六条第一項

配偶者又は配偶者であった者

同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者

第十条第一項から第四項まで、第十一条第二項第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで及び第十八条第一項

配偶者

第二十八条の二に規定する関係にある相手

第十条第一項

離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合
第二十八条の二に規定する関係を解消した場合

第六章 罰則

第二十九条 保護命令（前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項までの規定によるものを含む。次条において同じ。）に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第十二条第一項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項（第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定

により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第七条、第九条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

(検討)

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 （平成一六年六月二日法律第六四号）

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び

被害者の保護に関する法律（次項において「旧法」という。）第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「新法」という。）第十条第一項第二号の規定による命令の申立て（この法律の施行後最初にされるものに限る。）があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

(検討)

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 （平成一九年七月一日法律第一一三号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附 則 （平成二五年七月三日法律第七二号）

抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

附 則 （平成二六年四月二三日法律第二八号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第二条並びに附則第三条、第七条から第十条まで、第十二条及び第十五条から第十八条までの規定 平成二十六年十月一日

附 則 （令和元年六月二六日法律第四六号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第四条、第七条第一項及び第八条の規定 公布の日

（その他の経過措置の政令への委任）

第四条 前二条に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（検討等）

第八条 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第六条第一項及び第二項の通報の対象となる同条第一項に規定する配偶者からの暴力の形態並びに同法第十条第一項から第四

項までの規定による命令の申立てをすることができる同条第一項に規定する被害者の範囲の拡大について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第一条第一項に規定する配偶者からの暴力に係る加害者の地域社会における更生のための指導及び支援の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 （令和四年五月二五日法律第五二号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 次条並びに附則第三条、第五条及び第三十八条の規定 公布の日

（政令への委任）

第三十八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 （令和四年六月一七日法律第六八号） 抄

（施行期日）

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

(平成二十七年法律第六十四号)

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性はその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

(基本原則)

第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにす

ることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第五条第一項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

(事業主の責務)

第四条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その

他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第二章 基本方針等 (基本方針)

第五条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向

二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項

三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項

イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項

ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項

ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項

四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(都道府県推進計画等)

第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針

第七条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十九条第一項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。

2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 事業主行動計画の策定に関する基本的な

事項

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項

三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項

3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第二節 一般事業主行動計画等

(一般事業主行動計画の策定等)

第八条 国及び地方公共団体以外の事業主(以下「一般事業主」という。)であって、常時雇用する労働者の数が百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画(一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。)を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業に

における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。

5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。

6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。

8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第九条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

第十条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「認定一般事業主」という。）は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの（次項及び第十四条第一項において「商品等」という。）に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

第十一条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。

- 一 第九条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

(基準に適合する認定一般事業主の認定)

第十二条 厚生労働大臣は、認定一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する

取組に関し、当該事業主の策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該一般事業主行動計画に定められた目標を達成したこと、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和四十七年法律第百十三号）第十三条の二に規定する業務を担当する者及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二十九条に規定する業務を担当する者を選任していること、当該女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が特に優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(特例認定一般事業主の特例等)

第十三条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「特例認定一般事業主」という。）については、第八条第一項及び第七項の規定は、適用しない。

2 特例認定一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも一回、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況を公表しなければならない。

(特例認定一般事業主の表示等)

第十四条 特例認定一般事業主は、商品等に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 第十条第二項の規定は、前項の表示について準用する。

(特例認定一般事業主の認定の取消し)

第十五条 厚生労働大臣は、特例認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第十二条の認定を取り消すことができる。

- 一 第十一条の規定により第九条の認定を取り消すとき。
- 二 第十二条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 三 第十三条第二項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。
- 四 前号に掲げる場合のほか、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 五 不正の手段により第十二条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

第十六条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主（一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。）が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。）のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うため

の厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

- 3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。
- 4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。
- 5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第五条の三第一項及び第四項、第五条の四第一項及び第二項、第五条の五、第三十九条、第四十一条第二項、第四十二条、第四十八条の三第一項、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。
- 6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の二の規定の適用については、同法第

三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の二中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」と、「同項に」とあるのは「次項に」とする。

7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第十七条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

（一般事業主に対する国の援助）

第十八条 国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第三節 特定事業主行動計画

第十九条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活におけ

る活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。

5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特

定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。

- 7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表 (一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第二十条 第八条第一項に規定する一般事業主（常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものに限る。）は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

- 一 その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績
 - 二 その雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績
- 2 第八条第一項に規定する一般事業主（前項に規定する一般事業主を除く。）は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する前項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表しなければならない。
- 3 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する第一項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方

を定期的に公表するよう努めなければならない。

（特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）

第二十一条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

- 一 その任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績
- 二 その任用する職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置 (職業指導等の措置等)

第二十二条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。
- 4 前項の規定による委託に係る事務に従事

する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

第二十三条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

第二十四条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等(沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。)の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主、特例認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主(次項において「認定一般事業主等」という。)の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するように努めるものとする。

(啓発活動)

第二十五条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第二十六条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、

整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

第二十七条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関(以下この条において「関係機関」という。)は、第二十二条第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会(以下「協議会」という。)を組織することができる。

2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第二十二条第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

一 一般事業主の団体又はその連合団体

二 学識経験者

三 その他当該関係機関が必要と認める者

4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員(以下この項において「関係機関等」という。)が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、

その旨を公表しなければならない。

(秘密保持義務)

第二十八条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第二十九条 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第五章 雑則

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第三十条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八条第一項に規定する一般事業主又は認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である同条第七項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(公表)

第三十一条 厚生労働大臣は、第二十条第一項若しくは第二項の規定による公表をせず、若しくは虚偽の公表をした第八条第一項に規定する一般事業主又は第二十条第三項に規定する情報に関し虚偽の公表をした認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である第八条第七項に規定する一般事業主に対し、前条の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(権限の委任)

第三十二条 第八条、第九条、第十一条、第十二条、第十五条、第十六条、第三十条及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部

を都道府県労働局長に委任することができる。

(政令への委任)

第三十三条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

第三十四条 第十六条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第二十二条第四項の規定に違反して秘密を漏らした者
- 二 第二十八条の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十六条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者
- 二 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従わなかった者
- 三 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者

第三十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十条第二項（第十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者
- 二 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

四 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十一条第一項の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第三十四条、第三十六条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第三十九条 第三十条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章（第七条を除く。）、第五章（第二十八条を除く。）及び第六章（第三十条を除く。）の規定並びに附則第五条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

(この法律の失効)

第二条 この法律は、平成三十八年三月三十一日限り、その効力を失う。

2 第二十二条第三項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第四項の規定（同項に係る罰則を含む。）は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第二十八条の規定（同条に係る罰則を含む。）は、

第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

(政令への委任)

第三条 前条第二項から第四項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第四条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (平成二九年三月三十一日法律第一四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中雇用保険法第六十四条の次に一条を加える改正規定及び附則第三十五条の規定 公布の日

二及び三 略

四 第二条中雇用保険法第十条の四第二項、第五十八条第一項、第六十条の二第四項、第七十六条第二項及び第七十九条の二並びに附則第十一条の二第一項の改正規定並びに同条第三項の改正規定（「百分の五十を」を「百分の八十を」に改める部分に限る。）、第四条の規定並びに第七条中育児・介護休業法第五十三条第五項及び第六項並びに第六十四条の改正規定並びに附則第五条から第八条まで及び第十条の規定、附則第十三

条中国国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）第十条第十項第五号の改正規定、附則第十四条第二項及び第十七条の規定、附則第十八条（次号に掲げる規定を除く。）の規定、附則第十九条中高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）第三十八条第三項の改正規定（「第四条第八項」を「第四条第九項」に改める部分に限る。）、附則第二十条中建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和五十一年法律第三十三号）第三十条第一項の表第四条第八項の項、第三十二条の十一から第三十二条の十五まで、第三十二条の十六第一項及び第五十一条の項及び第四十八条の三及び第四十八条の四第一項の項の改正規定、附則第二十一条、第二十二條、第二十六条から第二十八条まで及び第三十二条の規定並びに附則第三十三条（次号に掲げる規定を除く。）の規定 平成三十年一月一日

（罰則に関する経過措置）

第三十四条 この法律（附則第一条第四号に掲げる規定にあつては、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第三十五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 （令和元年六月五日法律第二四号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三条中労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第四条の改正規定並びに次条及び附則第六条の規定 公布の日

二 第二条の規定 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

（罰則に関する経過措置）

第五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第六条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第七条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則 （令和四年三月三十一日法律第一二号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、令和四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条中職業安定法第三十二条及び第三十二条の十一第一項の改正規定並びに附則第二十八条の規定 公布の日

二 略

三 第一条中雇用保険法第十条の四第二項及び第五十八条第一項の改正規定、第二条の規定（第一号に掲げる改正規定並びに職業安定法の目次の改正規定（「第四十八条」を「第四十七条の三」に改める部分に限る。）、同法第五条の二第一項の改正規定及び同法

第四章中第四十八条の前に一条を加える改正規定を除く。)並びに第三条の規定(職業能力開発促進法第十条の三第一号の改正規定、同条に一項を加える改正規定、同法第十五条の二第一項の改正規定及び同法第十八条に一項を加える改正規定を除く。)並びに次条並びに附則第五条、第六条及び第十条の規定、附則第十一条中国国家公務員退職手当法第十条第十項の改正規定、附則第十四条中青少年の雇用の促進等に関する法律(昭和四十五年法律第九十八号)第四条第二項及び第十八条の改正規定並びに同法第三十三条の改正規定(「、第十一条中「公共職業安定所」とあるのは「地方運輸局」と、「厚生労働省令」とあるのは「国土交通省令」と、「職業安定法第五条の五第一項」と

あるのは「船員職業安定法第十五条第一項」と)を削る部分を除く。)並びに附則第十五条から第二十二條まで、第二十四条、第二十五条及び第二十七条の規定 令和四年十月一日

(政令への委任)

第二十八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和四年六月一七日法律第六八号)抄

(施行期日)

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日

10. 男女共同参画社会実現に向けたこれまでの動き

年	国際的な動き	国の動き	東京都の動き	市の動き
1975年 (昭和50年)	○世界会議で「世界行動計画」採択	○総理府に「婦人問題企画推進本部」「婦人問題担当室」設置(9月)	○東京都議会で「婦人の社会的地位向上に関する決議」採択	
1976年 (昭和51年)	○ILO事務局に「婦人労働問題担当室」設置 ○「国連婦人の十年」スタート(～1985年)	○民法改正(離婚後婚氏続称制度の新設)(6月) ○第1回日本婦人問題会議開催	○「都民生活局婦人計画課」設置	
1977年 (昭和52年)		○「国内行動計画」策定(1月) ○「国内行動計画前期重点目標」決定 ○国立婦人教育会館開設(10月)	○「婦人関係行政推進協議会」「東京都婦人問題会議」設置 ○婦人相談センター開設	
1978年 (昭和53年)			○東京都「婦人問題解決のための東京都行動計画」策定(11月)	
1979年 (昭和54年)	○国連総会で「女子差別撤廃条約」採択(12月)		○東京都婦人情報センター開設(4月)	
1980年 (昭和55年)	○第2回世界会議(コペンハーゲン)で「国連婦人の10年後半期行動プログラム」採択(7月) ○「女子差別撤廃条約」署名式	○民法改正(配偶者の相続分改正、寄与分制度新設)(5月) ○女子差別撤廃条約署名(7月)	○「職場における男女差別苦情処理委員会」設置	
1981年 (昭和56年)	○女子差別撤廃条約発効(9月) ○ILO第156号条約(男女労働者特に家族的責任を有する労働者の機会均等及び均等待遇に関する条約)採択(ILO総会)	○「国内行動計画後期重点目標」策定(5月) ○母子福祉法改正(6月)	○「東京都婦人問題協議会」設置	
1982年 (昭和57年)				○「婦人問題協議会」設置
1983年 (昭和58年)			○東京都「婦人問題解決のための新東京都行動計画」策定(1月)	
1984年 (昭和59年)		○改正国籍法成立(父系血統主義から父母両血統主義へ)(5月)		
1985年 (昭和60年)	○第3回世界会議(ナイロビ)で「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択(7月)	○国民年金法改正(女性の年金権確立)(4月) ○「男女雇用機会均等法」成立(施行は1986年) ○労働基準法一部改正(施行は1986年) ○女子差別撤廃条約批准(6月)		○総務部庶務課「婦人問題担当」設置 ○「婦人関係行政推進協議会」設置

年	国際的な動き	国の動き	東京都の動き	市の動き
1986年 (昭和61年)		○男女雇用機会均等法施行(4月)		
1987年 (昭和62年)		○「西暦2000年に向けての新国内行動計画」策定(5月)		○「男女平等社会を実現するための東久留米市行動計画」策定
1988年 (昭和63年)		○労働基準法の一部改正(労働時間の短縮)		○女性情報誌「ウイメン」創刊
1989年 (平成元年)	○国連総会で「児童の権利に関する条約」採択(11月)	○総理府「婦人の現状と施策」報告書第1回発表(3月) ○法例一部改正(婚姻、親子関係等における男性優先規定の改正等)		
1990年 (平成2年)	○国連経済社会理事会で「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略の実施に関する第1回の見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択(3月) ○ILO第171号条約(夜業に関する条約)採択(ILO総会)			
1991年 (平成3年)		○「西暦2000年に向けての新国内行動計画(第一次改定)」策定(5月) ○育児休業法公布(5月)		
1992年 (平成4年)		○育児休業法施行(4月) ○初の婦人問題担当大臣設置	○東京女性財団設立(7月)	
1993年 (平成5年)	○国連総会で「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」採択(12月) ○世界人権会議(ウイーン)開催	○「パートタイム労働法」施行(12月)		
1994年 (平成6年)	○国際人口・開発会議(カイロ)が開催され、リプロダクティブ・ヘルス/ライツを含む新行動計画を採択(9月) ○ILO第175号条約(パートタイム労働に関する条約)採択(ILO総会)	○児童の権利に関する条約批准 ○総理府に「男女共同参画室」「男女共同参画審議会」設置(6月) ○「男女共同参画推進本部」発足(7月) ○「男女共同参画推進本部」設置		○「東久留米市女性問題協議会」設置 ○女性情報誌名称変更「ときめき」
1995年 (平成7年)	○第4回世界女性会議(北京)で「北京宣言」及び「行動綱領」採択(9月)	○「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(育児・介護休業法)」成立 ○ILO第156号条約批准	○「東京ウィメンズプラザ」開館(11月)	

年	国際的な動き	国の動き	東京都の動き	市の動き
1996年 (平成8年)		○「優生保護法」改正(名称を「母体保護法」へ) (6月) ○「男女共同参画2000年プラン」策定(12月)		○「東久留米市男女平等推進プラン」(第2次行動計画)策定 ○第1回東久留米女性フォーラム開催
1997年 (平成9年)		○「男女共同参画審議会設置法」施行(3月) ○「男女雇用機会均等法」「労働基準法」「育児・介護休業法」改正(6月)		○旧分庁舎施設の一部に「東久留米市男女平等推進センター」設置(暫定施設) ○「東久留米市男女平等推進市民会議」条例設置
1998年 (平成10年)		○男女共同参画審議会「男女共同参画社会基本法」答申(6月)	○東京都「男女が平等に参画するまち東京プラン」策定(3月)	○「男女平等推進センター運営協議会」設置 ○男女平等推進センター夜間・土日開館開始
1999年 (平成11年)		○(改正)「男女雇用機会均等法」「労働基準法」「育児・介護休業法」施行(4月) ○「男女平等共同参画社会基本法」成立・施行(6月)		○男女平等推進センターでの専門相談事業開始 ○男女平等推進センターの愛称「フィフティ ² 」に決定
2000年 (平成12年)	○国連特別総会「女性2000年会議」(ニューヨーク)を開催(北京行動綱領の検証、政治宣言・成果文書)6月	○「ストーカー行為等規制法」施行(11月) ○男女共同参画計画策定(12月)	○「東京都男女平等参画基本条例」施行(3月)	○「男女共同参画都市宣言」
2001年 (平成13年)		○内閣府に男女共同参画会議及び男女共同参画局設置(1月) ○「DV防止法」成立	○「東京都男女平等を進める会」設置	○「改定版東久留米市男女平等推進プラン」(第3次行動計画)策定
2002年 (平成14年)		○改正「育児・介護休業法」施行(4月)	○「男女平等参画のための東京都行動計画」策定(1月) ○「配偶者暴力相談支援センター業務」開始	
2003年 (平成15年)	○女性差別撤廃委員会による日本レポート審議、「最終コメント」(7月)	○「次世代育成支援対策推進法」施行(7月) ○「少子化社会対策基本法」成立(7月)		○市民部生活文化課「男女共同参画係」設置
2004年 (平成16年)		○「性同一性障害者特例法」施行(7月) ○「DV防止法」改正(12月) ○内閣府「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本方針」策定		○借り上げ施設に「東久留米市男女平等推進センター」設置(条例設置)
2005年 (平成17年)	○国連「北京+10」世界閣僚級会合(第49回国連婦人の地位委員会)開催(12月)	○改正「育児・介護休業法」施行 ○男女共同参画計画(第2次)策定(12月) ○「女性の再チャレンジ支援プラン」策定 ○少子化・男女共同参画担当大臣設置		○「東久留米市次世代育成支援特定事業主行動計画」策定

年	国際的な動き	国の動き	東京都の動き	市の動き
2006年 (平成18年)		○改正「男女雇用機会均等法」改正	○東京都配偶者暴力対策基本計画策定(3月)	○「改定版東久留米市男女平等推進プラン 後期計画期間(平成18年度～平成22年度)における重点課題」策定
2007年 (平成19年)		○改正「男女雇用機会均等法」施行(4月) ○「パートタイム労働法」改正(5月) ○「DV防止法」改正(7月) ○「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」、「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定	○男女平等参画のための東京都行動計画チャンス&サポート東京プラン2007策定(3月)	
2008年 (平成20年)		○改正「DV防止法」施行(1月) ○改正「パートタイム労働法」施行(4月)		○「東久留米市次世代育成支援特定事業主行動計画」改定
2009年 (平成21年)	○国際女性差別撤廃委員会が日本政府の第6次レポートに対する最終見解 ○第1回女性に関するASEAN+3会合	○「DV相談ナビ」運用開始 ○「育児・介護休業法」改正(施行は2010年、一部の規定は2015年施行)		○「東久留米市配偶者暴力対策基本計画」策定
2010年 (平成22年)	○第54回国際婦人の地位委員会において「北京+15」記念宣言採択	○「育児・介護休業法」施行(6月) ○第3次男女共同参画基本計画策定(12月) ○「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」、「仕事と生活の調和推進のための行動指針」改定		○「東久留米市次世代育成支援特定事業主行動計画(後期)」策定
2011年 (平成23年)	○UN Women(ジェンダー平等と女性のエンパワメントのための国際機関)発足 ○女性差別撤廃委員会の最終見解に対する日本政府コメント(8月) ○上記に対する委員会のコメント(11月)	○「パープルダイヤルー性暴力・DV相談電話ー」の開設	○「男女平等参画のための東京都行動計画の改定にあたっての基本的考え方について」及び「東京都配偶者暴力対策基本計画の改定にあたっての基本的考え方について」中間まとめ公表	○「男女共同参画社会の形成をめざす 東久留米市第2次男女平等推進プラン」(第4次行動計画)策定 ○「東久留米市第2次配偶者暴力対策基本計画」策定
2012年 (平成24年)	○第56回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワメント」決議案採択	○「女性の活躍促進による経済活性化」行動計画」策定(6月)	○男女平等参画のための東京都行動計画策定(3月) ○東京都配偶者暴力対策基本計画策定(3月)	

年	国際的な動き	国の動き	東京都の動き	市の動き
2013年 (平成25年)		<ul style="list-style-type: none"> ○「DV防止法」一部改正(6月) ○「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針」作成 ○「ストーカー規制法」改正 ○「日本再興戦略」(6月14日閣議決定)の中核に「女性の活躍推進」が位置付けられる 		
2014年 (平成26年)	<ul style="list-style-type: none"> ○第58回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワメント」決議案採択 	<ul style="list-style-type: none"> ○「日本再興戦略」改定2014に『女性が輝く社会』の実現が掲げられる ○女性が輝く社会に向けた国際シンポジウム(WAW! Tokyo2014)開催(9月) ○内閣府「すべての女性が輝く社会づくり本部」設置(10月) 		
2015年 (平成27年)	<ul style="list-style-type: none"> ○国連サミットで持続可能な開発のための2030アジェンダ採択(17のゴールの1つにジェンダー平等を掲げる)(9月) ○第59回国連婦人の地位委員会閣僚級会議「北京+20」開催 	<ul style="list-style-type: none"> ○「女性活躍加速のための重点2015」策定(6月) ○女性の職業生活における活躍の推進に関する法律制定(8月) ○女性が輝く社会に向けた国際シンポジウム(WAW! 2015)開催(8月) ○第4次男女共同参画基本計画策定(12月) 		<ul style="list-style-type: none"> ○「東久留米市特定事業主行動計画」改定
2016年 (平成28年)	<ul style="list-style-type: none"> ○第60回国連女性の地位委員会(3月) ○国際女性差別撤廃委員会が日本政府の第7回及び第8階報告に対する最終見解(3月) 	<ul style="list-style-type: none"> ○「女性活躍加速のための重点2016」策定(5月) ○女性が輝く社会に向けた国際シンポジウム(WAW! 2016)開催(12月) 	<ul style="list-style-type: none"> ○東京都女性活躍推進白書策定(2月) ○「東京都女性活躍推進計画の策定に当たっての基本的考え方」及び「東京都配偶者暴力対策基本計画の改定に当たっての基本的考え方」中間まとめ公表(10月) 	<ul style="list-style-type: none"> ○「東久留米市特定事業主行動計画」改定 ○「東久留米市男女平等推進センター条例」改正(12月) ※これにより2017(平成29)年4月より男女平等推進センター移転が決定
2017年 (平成29年)		<ul style="list-style-type: none"> ○「性犯罪に関する改正刑法」施行(7月) ○「育児・介護休業法」改正(1月) 	<ul style="list-style-type: none"> ○「東京都男女平等参画推進総合計画」策定 	<ul style="list-style-type: none"> ○「東久留米市第3次男女平等推進プラン」策定(東久留米市第3次配偶者暴力対策基本計画及び東久留米市女性活躍推進計画を含む)
2018年 (平成30年)		<ul style="list-style-type: none"> ○「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」成立(2019年4月から順次施行) ○「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」施行(5月) 	<ul style="list-style-type: none"> ○「東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例」制定(10月) 	

年	国際的な動き	国の動き	東京都の動き	市の動き
2019年 (令和元年)	○W20 日本を開催（第5回 WAW! と同時開催）（3月）	○「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律」公布（6月） ○「配偶者暴力防止法」一部改正（6月） ○「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則等」改正（12月）	○「東京都子供への虐待の防止等に関する条例」施行（4月） ○「東京都性自認及び性的指向に関する基本計画」策定（12月）	
2020年 (令和2年)	○国連女性の地位委員会「北京+25」記念会合（10月）	○「事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針」告示（1月） ○「労働施策総合推進法」、「男女雇用機会均等法」、「育児・介護休業法」改正による職場におけるハラスメント対策強化（6月） ○「第5次男女共同参画基本計画」策定（12月）		○「東久留米市特定事業主行動計画」改定
2021年 (令和3年)		○「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律の一部を改正する法律」施行（6月）		
2022年 (令和4年)		○「女性版骨太の方針2022」の決定（6月）	○「東京都男女平等参画推進総合計画」策定（3月） ○「東京都パートナーシップ宣誓制度」運用（11月）	
2023年 (令和5年)				○「東久留米市第4次男女平等推進プラン」策定（東久留米市第4次配偶者暴力対策基本計画及び東久留米市第2次女性活躍推進計画を含む）

東久留米市第4次男女平等推進プラン

令和5（2023）年2月

発行 東久留米市
編集 東久留米市市民部生活文化課
住所 〒203-8555
東京都東久留米市本町三丁目3番1号
電話 042-470-7777（代表）

